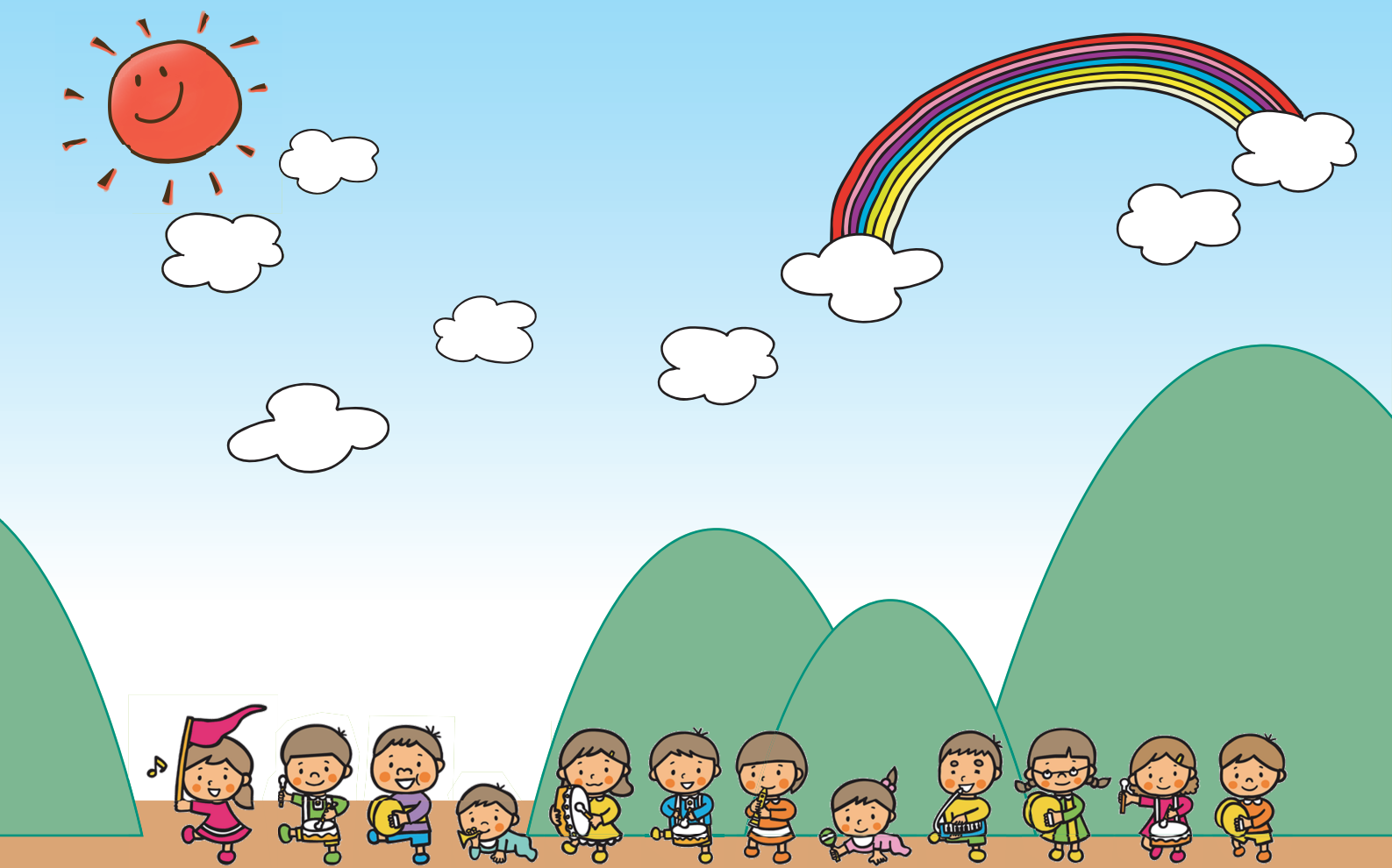


うるま市 子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
うるま市

市長あいさつ



近年、我が国においては、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。その中で、子育てに不安感や孤立感を感じる親も増加し、また保育ニーズの多様化も進んでいます。

このような社会背景のもと、本市では、平成17年度に次世代育成支援対策推進法に基づく「うるま市次世代育成支援地域行動計画」、平成22年度には「うるま市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定いたしました。

本市では、2つの行動計画に基づき、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけではなく、次代を担う子ども・若者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを生み育てやすいまちづくりを推進してきました。

平成24年8月、国において、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この3法の趣旨は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされており、更なる支援策を展開するため、市町村において新たな「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においては、平成25年11月に「うるま市子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査、今後の人口予想、制度・事業等の状況を踏まえた上で慎重にご審議をいただき、この度、子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として「うるま市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

うるま市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を「子育てをみんなで支え合い、夢と希望にあふれるまち うるま」とし、実現に向け様々な施策を展開し推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました「うるま市子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。今後とも教育・福祉行政の推進に市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

うるま市長 島袋俊夫

目次

市長あいさつ

第1章 計画策定の概要

- 1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置づけ（他計画との関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. 計画の策定体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 うるま市の現状と課題

- 1. 人口の推移と推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 推計人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 区域別の推計人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 認可保育所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 地域子ども・子育て支援の状況・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 認可外保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (4) 幼稚園の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (5) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (6) 区域別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3. ニーズ調査結果より（傾向まとめ）・・・・・・・・・・・・ 34
 - (1) 子育て家庭の状況について・・・・・・・・・・・・ 34
 - (2) 母親の就労について・・・・・・・・・・・・ 34
 - (3) 教育・保育サービスの利用について・・・・・・・・ 34
 - (4) 土曜、日曜の教育・保育サービスの利用希望について 34
 - (5) 学童クラブの利用や希望について・・・・・・・・ 35
 - (6) 放課後の過ごし方（児童本人の声）・・・・・・・・ 35
 - (7) 児童館について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (8) 育児休業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4. ニーズ調査の自由回答より（傾向のまとめ）・・・・・・・・ 36
 - (1) 保育関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - (2) 幼稚園関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - (3) 小学校低学年の自由回答より・・・・・・・・・・・・ 38
- 5. 次世代育成支援行動計画（後期）の実施状況の概要・・ 39
 - （点検1）基本目標1：子どもの創造性を伸ばします！ 39
 - （点検2）基本目標2：多様な保育環境を創ります！ 41
 - （点検3）基本目標3：子どもを健やかに生み育てます！ 42

(点検4)基本目標4：親、地域の子育てを支援します！	42
■特定14事業等、目標数値の達成状況	43
6. 課題のまとめ	44
(1)地域特性（児童人口）	44
(2)待機児童対策	44
(3)地域での子育て支援	45
(4)放課後の居場所づくり	45
(5)幼稚園について	45

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	47
2. 計画の基本目標	47
3. 支援対策の体系	48
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	49
(1)教育・保育提供区域とは	49
(2)市の教育・保育提供区域	49

第4章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	51
(1)うるま市全体	51
(2)あげな中学校区域（旧具志川市）	56
(3)具志川中学校区域（旧具志川市）	61
(4)高江洲中学校区域（旧具志川市）	66
(5)具志川東中学校区域（旧具志川市）	71
(6)石川区域（旧石川市）	76
(7)与勝区域（旧勝連町、旧与那城町）	81
2. 地域子ども・子育て支援事業	86
(1)時間外保育事業	86
(2)放課後児童健全育成事業	87
(3)地域子育て支援拠点事業	94
(4)一時預かり事業	94
(5)病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	95
(6)子育て援助活動支援事業（就学児）	96
(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）	96
(8)利用者支援事業	96
(9)乳幼児家庭全戸訪問事業	97
(10)養育支援訪問事業	97
(11)妊婦健診事業	97

第5章 支援対策 ～子どものため、子育て家庭のための支援対策～

1. 子どもの育ちを見守る環境を創る	99
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	99
(2) 子どもの居場所づくり	100
(3) 保護を要する児童への対応の充実	101
(4) 子どもと子育て家庭のための健康・保健の充実	105
2. 安心して子育てできる環境を創る	107
(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保	107
(2) 人材の確保の推進	108
(3) 集い、交流による子育て支援の充実	109
(4) 相談、情報提供の充実	109

第6章 計画の推進について

1. 計画の周知	111
2. 計画の推進体制	111
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	111
4. PDCAサイクルによる推進状況チェック	112

～ 資料編 ～

資料1 支援対策担当課一覧	113
資料2 うるま市子ども・子育て会議条例	116
資料3 子ども・子育て会議 委員名簿	118
資料4 策定の経過	119
資料5 うるま市子ども・子育て支援新制度対策推進本部設置規程	120
資料6 子ども・子育て新制度の概要	123
資料7 諮問書、答申書	124
資料8 用語集	126

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

現代の子どもと子育て家庭を取り巻く環境においては、保育所の待機児童が大きな社会問題となっています。女性の社会進出による共働き家庭の急増が要因となっていますが、中でも産後休暇明け、育児休暇明けでの0歳児の受け入れ不足が深刻であり、子どもを預けたいときに預けられないという状況が解消されず、仕事や生活に支障を来す家庭も多くなっています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況もあり、家庭における子どもの養育力の低下も見られます。さらに、非正規雇用、パート・アルバイトの増加など、経済的な面からも厳しい状況が続き、就労環境においても仕事と子育てを両立させることが依然として容易ではない状況となっています。

本市においては、国の「次世代育成支援対策推進法」（平成15年制定）に基づき、平成17年度には次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、平成22年度には前期計画を見直した後期計画も策定し、次代を担う子ども達の育成を支援するために、総合的な視点から様々な事業を展開してきました。

さらに国では、子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、幼保一体化を含む新たな支援システムの構築を目指し、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市では、このような国の方向性を踏まえ、新制度に基づき策定が義務づけられている「子ども・子育て支援事業計画」を策定したところであり、「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」等の整備計画、保幼小の連携、教育・保育の質の確保等といった事業計画に掲げるべき内容とともに、次世代育成支援行動計画も一体的に策定し、子どもの健やかな育ちと安心・安全に子育てができる環境となるよう、これまでの取り組みを一層強化するものです。

2. 計画の位置づけ（他計画との関係）

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の期限が 10 年間延長されたこと（平成 37 年 3 月 31 日まで）から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っているほか、市町村計画においては、本市の上位計画である「うるま市総合計画」の理念を踏襲するとともに、子どもの福祉や教育に関する市の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

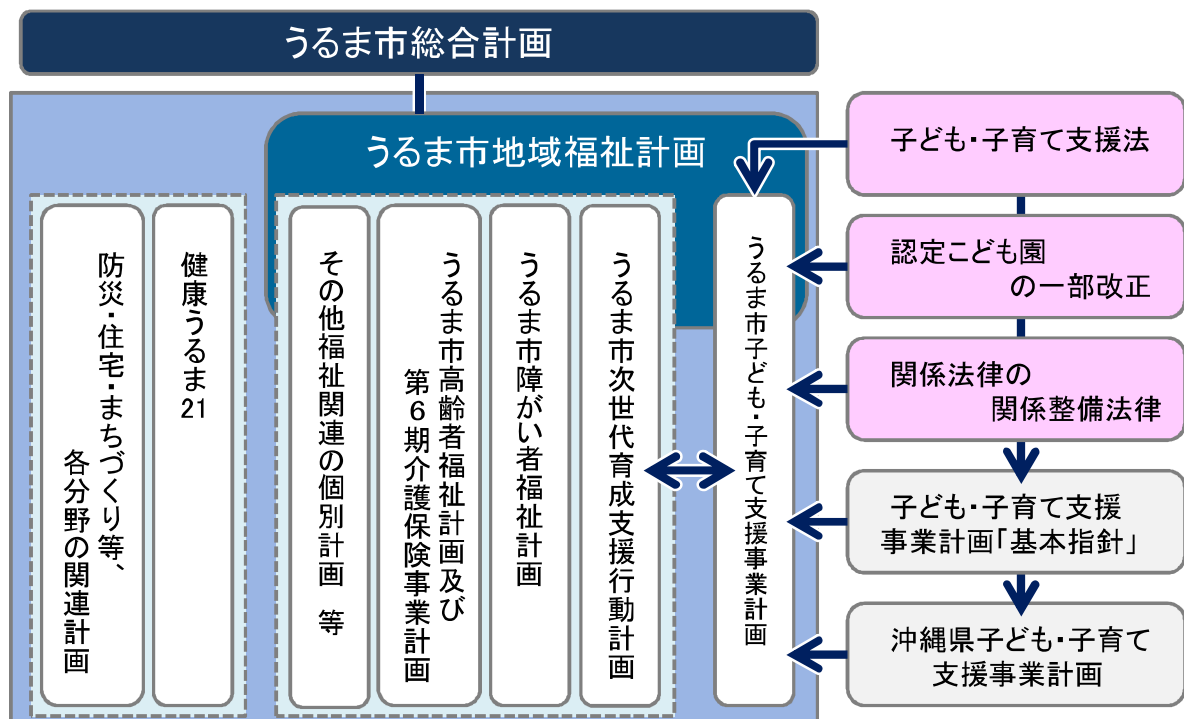
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

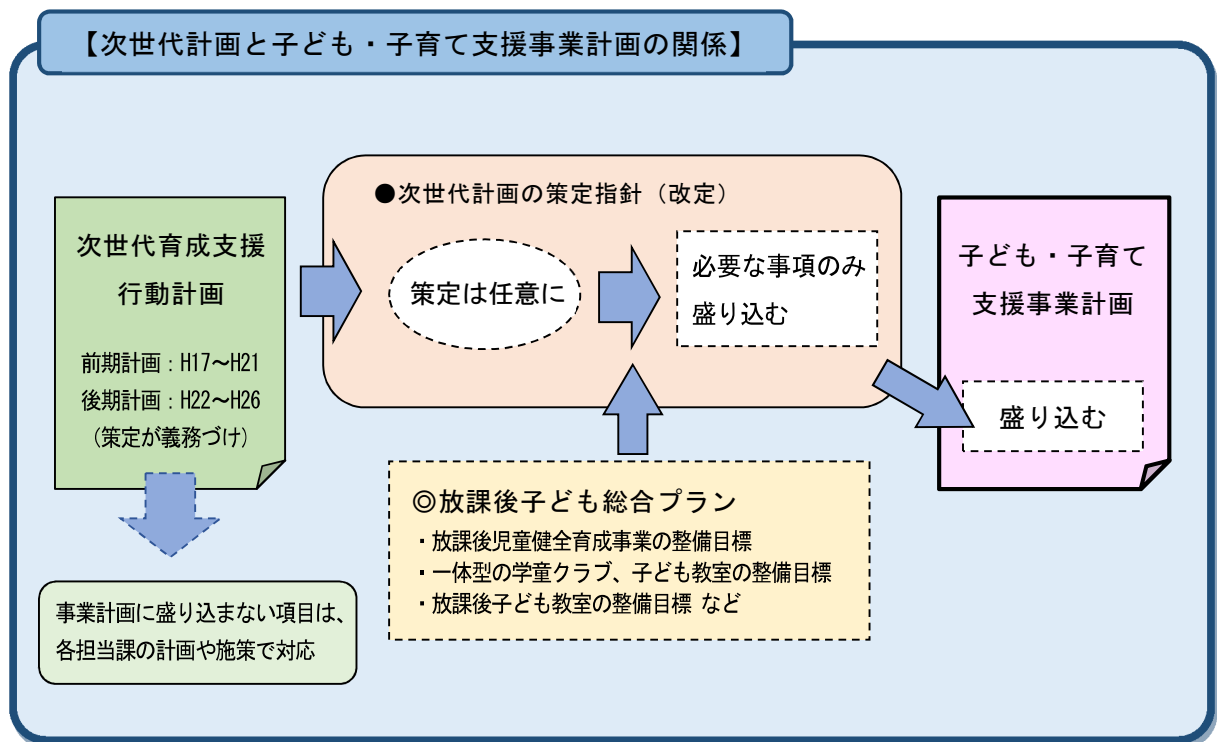


3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定

次世代育成支援行動計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの少子化対策を中心とした総合的な子育て支援の計画であり、すべての市町村は策定が義務付けされていました。この計画は改正された次世代育成支援対策推進法により平成 27 年度以降は任意での策定となり、「計画の一部のみの策定」「子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定」することも可能となりました。

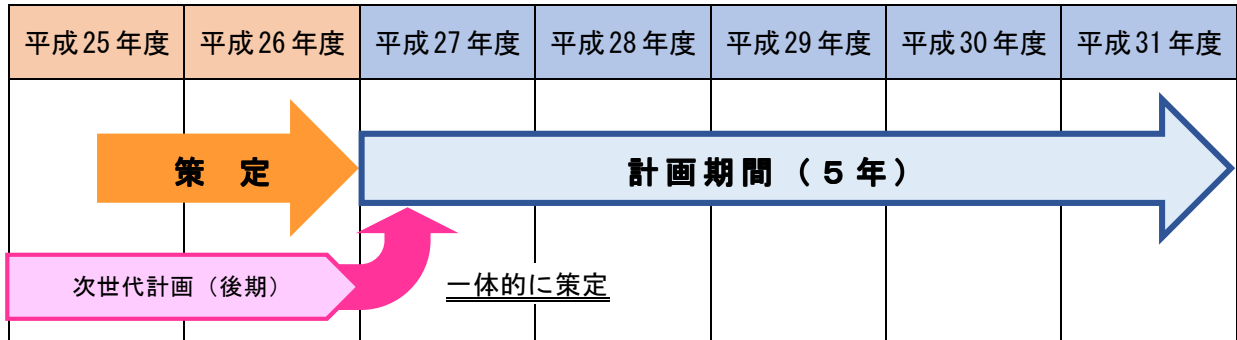
本市では、幼児期の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業といった子育て支援サービス等の確保方策、保幼小の連携、保育の質の確保などを必須項目として掲げる子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援行動計画の一部を一体的に策定し、子どもの育ちを保障し、又、子育てをしやすい環境づくりを目指します。

また、小学生が健全に、安全に、放課後を過ごすために、「放課後子ども総合プラン」を本計画の中に盛りこみ、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)と放課後子ども教室のさらなる推進を図ります。



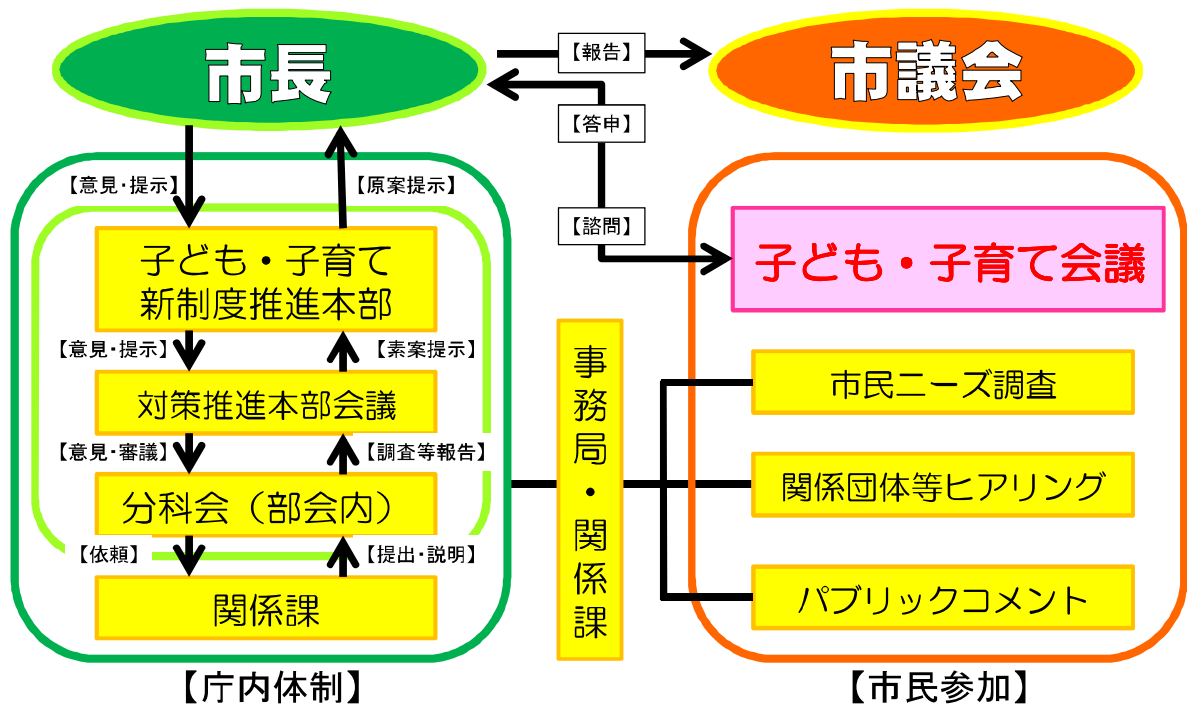
4. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、本計画の期間中であっても必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の策定体制等

本計画の策定に当たっては、県や中部圏域の市町村との情報交換、庁内に設置した「うるま市子ども・子育て支援新制度対策推進本部」での審議、平成25年より有識者、子どもの保護者、事業主・労働者を代表する者、事業従事者等で構成される「うるま市子ども・子育て会議」でのご意見・ご提言を踏まえて策定しています。



第2章 うるま市の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1) 推計人口

① 総人口

総人口は、平成26年4月1日実績で120,686人。前年より346人増ではありますが、平成25年度までの伸びに比べると緩やかになっています。

総人口は今後も増加を続けていくと予測されていますが、今後の伸びは鈍化すると見込まれます。

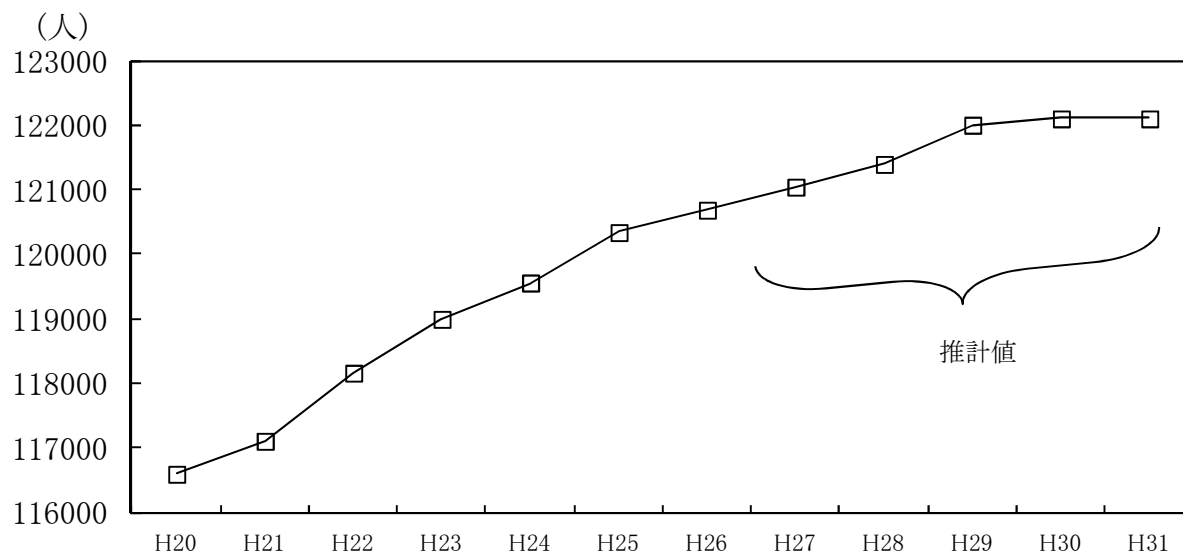
■ 総人口

単位：人

実績値	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績人口	116,573	116,593	117,105	118,160	118,994	119,558	120,340	120,686
前年からの増加人数	—	20	512	1,055	834	564	782	346

平成26年度からの増加予測								
推計値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度の増	平成29年度の増	平成31年度の増
総人口推計値	121,042	121,042	121,397	122,003	122,102	356	711	1,416

総人口



②0歳児～5歳児（就学前児童）

0歳児～5歳児は、平成26年4月1日実績で8,153人。前年から184人も大きく減少しています。平成24年度以降、減少が続き、さらに減少も大きくなりました。

今後も減少が続くと予測され、平成29年度には、平成26年度より約400人、平成31年度には約550人の減少になると見込まれています。

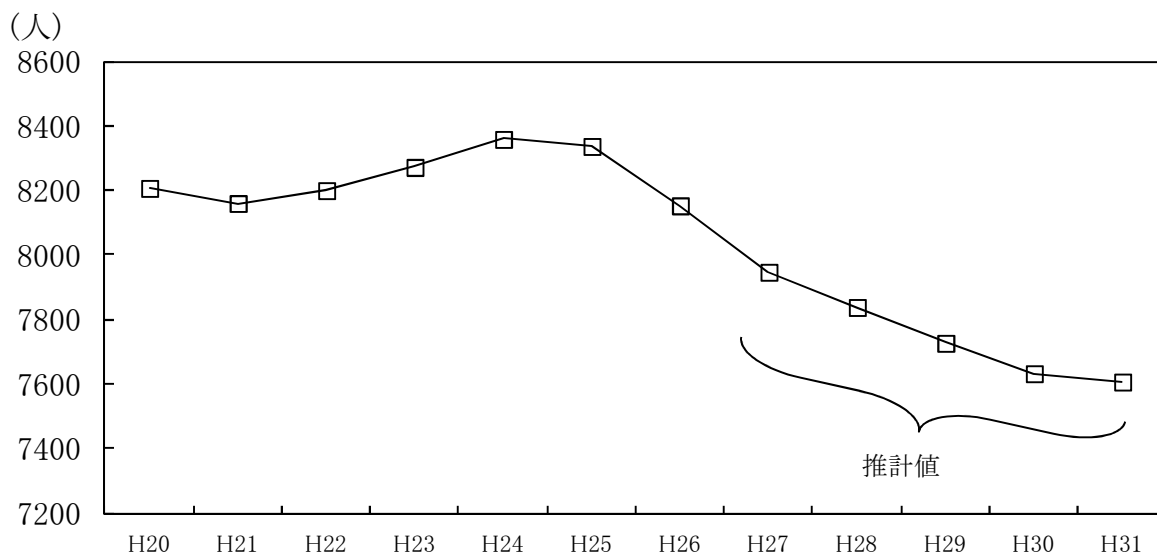
■0歳児～5歳児（就学前児童）

単位：人

実績値	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績人口	8,221	8,207	8,160	8,200	8,272	8,359	8,337	8,153
前年からの増加人数	—	△14	△47	40	72	87	△22	△184

平成26年度からの増加予測								
推計値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度の増	平成29年度の増	平成31年度の増
総人口推計値	7,947	7,838	7,727	7,633	7,607	△206	△426	△546

0歳児～5歳児（就学前児童）



③ 6歳児～11歳児（小学生）

6歳児～11歳児は、平成26年4月1日実績で8,690人。前年から51人増であり、平成23年度以降の減少傾向から増加に転じました。

今後の推計では、平成27年度までは増加するもののその後は減少し、平成29年度には約100人、平成31年度には200人超の減少と見込まれています。

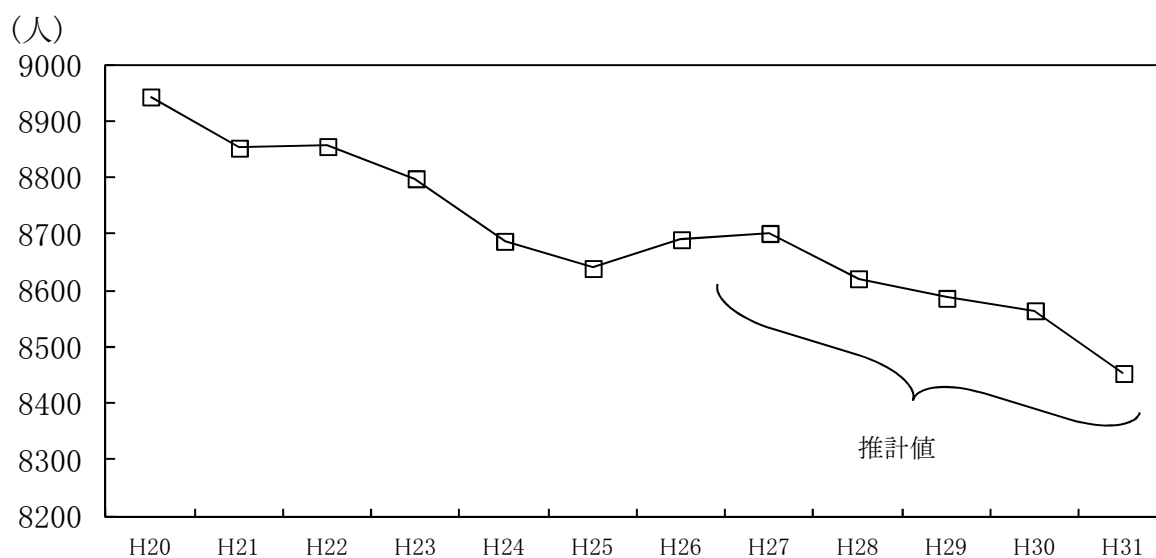
■ 6歳児～11歳児（小学生）

単位：人

実績値	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績人口	9,012	8,943	8,852	8,855	8,798	8,687	8,639	8,690
前年からの増加人数	—	△69	△91	3	△57	△111	△48	51

						平成26年度からの増加予測		
推計値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度の増	平成29年度の増	平成31年度の増
総人口推計値	8,701	8,621	8,586	8,564	8,453	11	△104	△237

6歳児～11歳児（小学生）



(2) 区域別の推計人口

① あげな中学校区域

0歳児～5歳児では、減少傾向であり、平成26年度には1,541人となっています。平成27年度以降も減少が続き、平成31年度には1,294人と、26年度実績より187人減と推計されています。

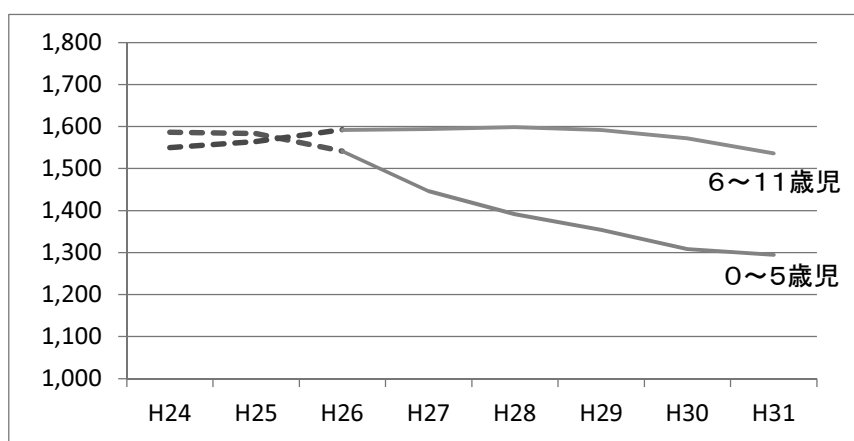
6歳児～11歳児は、増加傾向で推移しており、平成26年度には1,592人と約1,600人になっています。その後も平成28年度まで微増と予測されていますが、29年度で減少に転じ、平成31年度は1,536人と、26年度より56人減で推計されています。

■ あげな中学校区域の人口推計

単位：人

実績値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～5歳児	1,586	1,583	1,541
前年からの増加人数	—	△3	△42
6～11歳児	1,549	1,564	1,592
前年からの増加人数	—	15	28

推計値	平成26年度からの増加予測								
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度の増	平成29年度の増	平成31年度の増	
0～5歳児	1,446	1,391	1,354	1,308	1,294	△95	△187	△247	
6～11歳児	1,594	1,599	1,591	1,572	1,536	2	△1	△56	



②具志川中学校区域

0歳児～5歳児は減少傾向であり、平成26年度には1,545人となっています。平成27年度以降も減少が見込まれますが、30年度からは増加に転じ、31年度は1,521人と推計されています。

6歳児～11歳児は、概ね横ばいで推移しており、平成26年度は1,595人となっています。推計では、平成27年度は増加するものの、その後は減少に転じ、31年度は1,538人と、26年度より57人減と見込まれています。

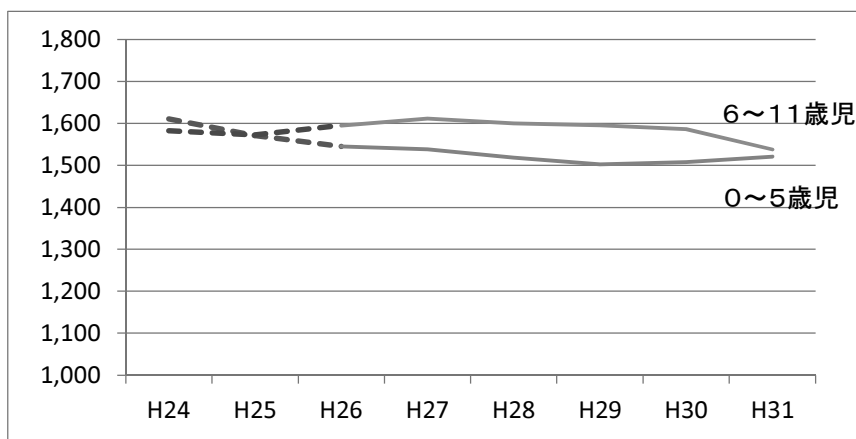
■具志川中学校区域の人口推計

単位：人

実績値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～5歳児	1,610	1,571	1,545
前年からの増加人数	—	△39	△26
6～11歳児	1,582	1,572	1,595
前年からの増加人数	—	△10	23

平成26年度からの増加予測

推計値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度の増	平成29年度の増	平成31年度の増
0～5歳児	1,538	1,518	1,503	1,508	1,521	△7	△42	△24
6～11歳児	1,612	1,600	1,595	1,586	1,538	17	0	△57



③高江洲中学校区域

0歳児～5歳児は緩やかな増加傾向であり、平成26年度には1,113人となっています。平成27年度以降は一旦減少しますが、30年度で増加に転じ、31年度には1,091人と推計されています。

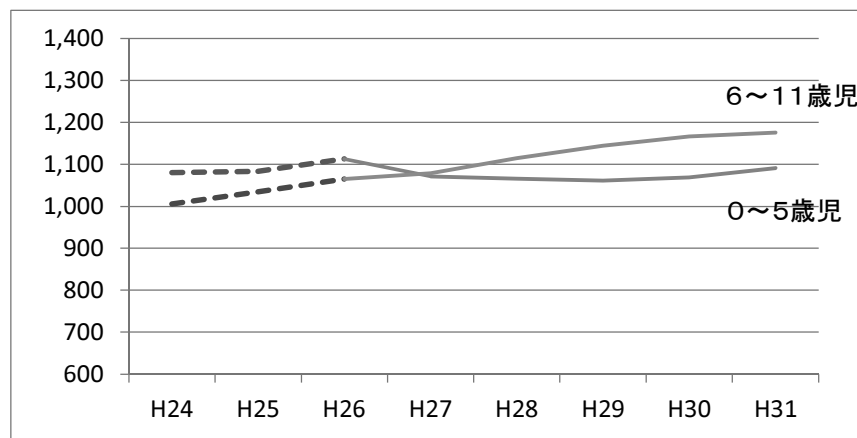
6歳児～11歳児は、増加傾向となっており、平成26年度は1,065人となっています。平成27年度以降も増加すると推計されており、31年度は1,176人と、26年度より111人の増加と見込まれています。

■高江洲中学校区域の人口推計

単位：人

実績値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～5歳児	1,080	1,083	1,113
前年からの増加人数	—	3	30
6～11歳児	1,005	1,034	1,065
前年からの増加人数	—	29	31

推計値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成26年度からの増加予測		
						平成27年度の増	平成29年度の増	平成31年度の増
0～5歳児	1,071	1,066	1,061	1,069	1,091	△ 42	△ 52	△ 22
6～11歳児	1,079	1,114	1,144	1,167	1,176	14	79	111



④具志川東中学校区域

0歳児～5歳児は概ね横ばいで推移しており、平成26年度には1,078人となっています。平成27年度以降は減少となり、31年度には1,041人と推計されています。

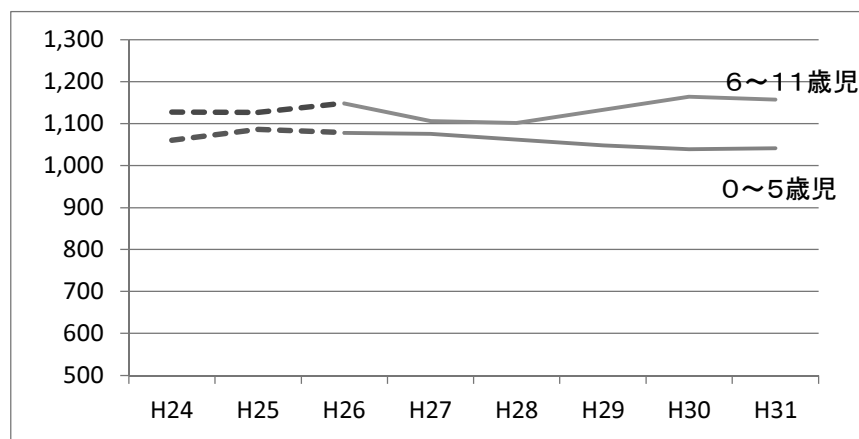
6歳児～11歳児は、増加傾向となっており、平成26年度は1,048人となっています。平成27年度、28年度には一旦減少しますが、その後は増加傾向に転じ、31年度は1,157人と、26年度程度の人数に持ち直しています。

■具志川東中学校区域の人口推計

単位：人

実績値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～5歳児	1,060	1,086	1,078
前年からの増加人数	—	26	△ 8
6～11歳児	1,127	1,126	1,148
前年からの増加人数	—	△ 45	△ 34

推計値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成26年度からの増加予測		
						平成27年度の増	平成29年度の増	平成31年度の増
0～5歳児	1,076	1,062	1,048	1,039	1,041	△ 3	△ 30	△ 37
6～11歳児	1,106	1,102	1,133	1,164	1,157	△ 42	△ 15	9



⑤石川区域

0歳児～5歳児は減少傾向で推移しており、平成26年度には1,539人となっています。平成27年度以降も減少が続くと推計され、31年度には1,414人、26年度より125人減少すると見込まれています。

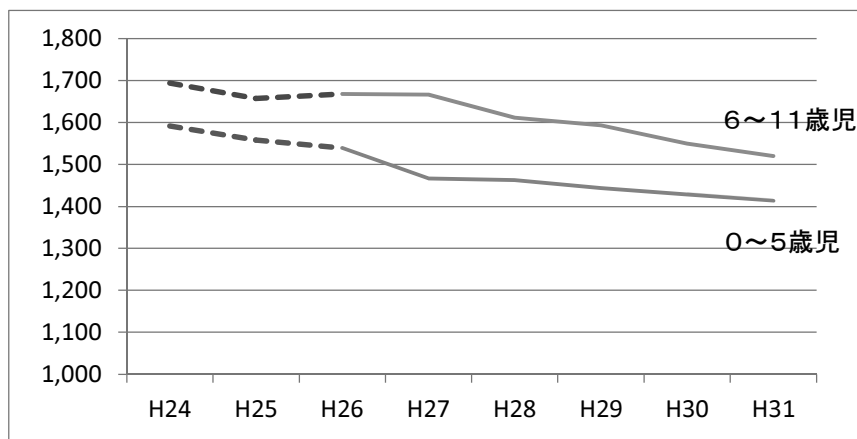
6歳児～11歳児も、概ね減少傾向となっており、平成26年度は1,668人で、平成27年度以降も減少すると推計されています。平成31年度は1,520人と、26年度より148人減少すると見込まれています。

■石川区域の人口推計

単位：人

実績値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～5歳児	1,591	1,558	1,539
前年からの増加人数	—	△ 33	△ 19
6～11歳児	1,693	1,657	1,668
前年からの増加人数	—	△ 36	11

推計値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成26年度からの増加予測		
						平成27年度の増	平成29年度の増	平成31年度の増
0～5歳児	1,467	1,463	1,444	1,428	1,414	△ 72	△ 95	△ 125
6～11歳児	1,666	1,612	1,593	1,550	1,520	△ 1	△ 74	△ 148



⑥与勝区域

0歳児～5歳児は減少傾向で推移しており、平成26年度には1,429人となっています。平成27年度以降も減少が続くと推計され、31年度には1,246人、26年度より184人減少すると見込まれています。

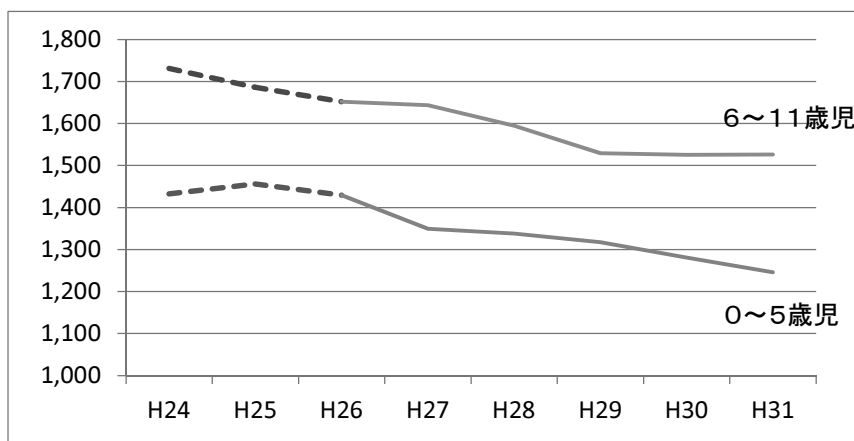
6歳児～11歳児も、減少傾向となっており、平成26年度は1,652人で、平成27年度以降も減少すると推計されています。平成31年度は1,526人と、26年度より125人減少すると見込まれています。

■与勝区域の人口推計

単位：人

実績値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～5歳児	1,432	1,456	1,429
前年からの増加人数	—	24	△27
6～11歳児	1,731	1,686	1,652
前年からの増加人数	—	△45	△34

推計値	平成26年度からの増加予測							
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度の増	平成29年度の増	平成31年度の増
0～5歳児	1,350	1,338	1,317	1,281	1,246	△80	△112	△184
6～11歳児	1,644	1,595	1,529	1,525	1,526	△8	△122	△125



2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1) 認可保育所の状況

1) 認可保育所入所申込者数の推移

認可保育所の申込者数は平成22年度から平成25年度まで概ね増加傾向で推移していますが、平成26年4月では3,120人と、前年よりも55人減少となっています。また、3歳未満と3歳以上を比べると、3歳未満が約51%と半数以上を占めています。

■認可保育所入所申込者数の推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3歳未満児	1,614(52.6%)	1,494(53.5%)	1,544(52.9%)	1,620(52.0%)	1,661(52.3%)	1,605(51.4%)
3歳以上児	1,452(47.4%)	1,299(46.5%)	1,377(47.1%)	1,498(48.0%)	1,514(47.7%)	1,515(48.6%)
総数	3,066(100%)	2,793(100%)	2,921(100%)	3,118(100%)	3,175(100%)	3,120(100%)

※各年4月1日現在

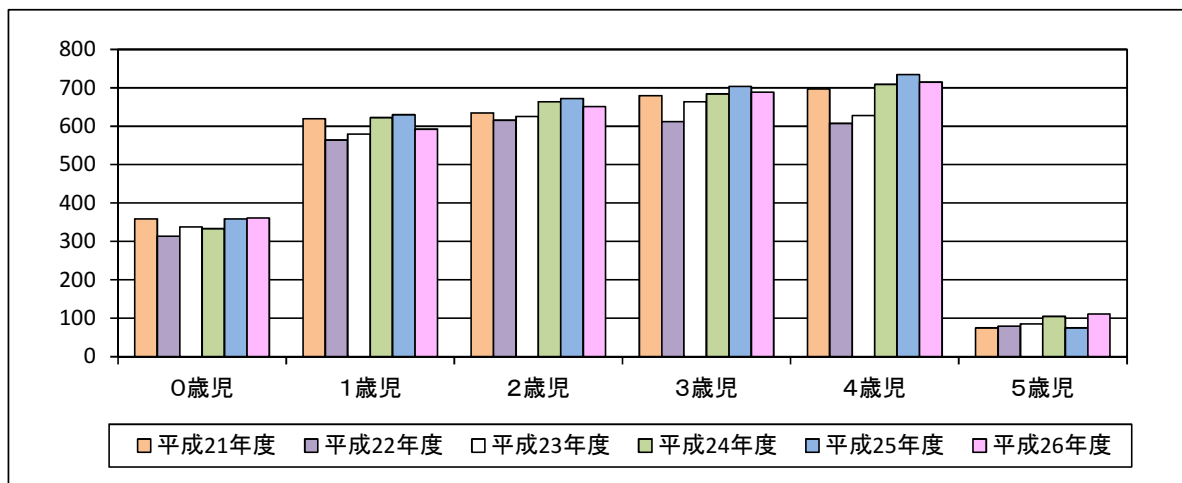
年齢別にみると、平成26年度では3歳児、4歳児がそれぞれ約700人であり、他の年齢より多くなっています。また2歳児は651人、1歳児は593人、0歳児は361人となっています。推移をみると、各年齢とも平成25年度までは増加傾向でしたが、平成26年度は0歳児、5歳児を除き減少しています。

■認可保育所入所申込者数の推移（年齢別内訳）

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳児	359	314	338	333	359	361
1歳児	620	564	580	623	630	593
2歳児	635	616	626	664	672	651
3歳児	680	612	664	684	704	689
4歳児	697	608	628	709	735	715
5歳児	75	79	85	105	75	111
総数	3,066	2,793	2,921	3,118	3,175	3,120

※各年4月1日現在



2) 認可保育所定員と入所児童数の推移

認可保育所の定員は毎年増加しています。平成 26 年度には 2,428 人と、平成 21 年度より 355 人増となっています。入所については定員より多く受け入れを行う「弾力化」による対応を行っています。弾力化は概ね 109%程度で実施しており、入所児童数は平成 26 年度で 2,641 人となっています。

■認可保育所定員と入所児童数の推移

単位：人、%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員	2,073	2,113	2,133	2,258	2,348	2,428
入所児童数	2,233	2,244	2,336	2,487	2,583	2,641
弾力化率	108%	106%	110%	110%	110%	109%

※各年 4 月 1 日現在

2)-1 認可保育所一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在）

市内の認可保育所は、平成 26 年 4 月現在で公立 5 箇所、法人 26 箇所の計 31 箇所、ほとんどの園で、定員以上の入所児童数となっています。

■認可保育所一覧

単位：人

保育所(園)名	定員	入所児童数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1 豊原保育所	60	59	2	6	11	18	21	1
2 安慶名保育所	90	92	3	18	22	24	25	0
3 きむたか保育所	60	57	3	12	10	15	17	0
4 与那城保育所	60	48	3	5	10	14	16	0
5 石川保育所	60	45	0	8	7	12	14	4
6 すこやか保育園	108	118	12	25	25	28	28	0
7 夢の子保育園	120	123	9	24	30	30	30	0
8 百合が丘保育園	90	107	9	18	24	25	31	0
9 あかるい子保育園	80	86	9	18	18	20	21	0
10 あかな保育園	75	77	5	12	15	16	16	13
11 あかつき保育園	75	84	6	12	18	20	21	7
12 希望の星保育園	70	74	6	12	18	20	18	0
13 のびのび保育園	90	95	6	18	24	21	26	0
14 ハッピーネス保育園	120	142	14	27	33	33	35	0
15 輝宝保育園	100	116	12	23	24	27	30	0
16 ひまわりっ童ほいくえん	110	123	15	24	27	27	30	0
17 ふくよか保育園	60	64	5	12	17	14	15	1
18 野の花保育園	60	68	3	12	17	17	19	0
19 たいら保育園	60	73	5	14	17	19	16	2
20 大育保育園	90	96	2	18	17	19	24	16
21 美原保育園	60	72	7	13	14	17	16	5
22 伊波保育園	60	69	4	12	11	16	17	9
23 ラスカル保育園	60	66	4	12	14	16	15	5
24 つくし保育園	60	66	2	12	13	14	14	11
25 むぎの子保育園	65	69	6	12	12	17	14	8
26 なかよし保育園	75	83	7	12	15	19	20	10
27 こぎくら保育園	80	88	8	18	18	20	24	0
28 にじの色保育園	90	108	11	23	24	25	25	0
29 すくすく保育園	100	117	12	23	24	28	30	0
30 かなさ保育園	80	92	9	17	19	23	24	0
31 つくしんぼ保育園	60	64	5	14	14	14	17	0
総 数	2,428	2,641	204	486	562	628	669	92

※平成 26 年 4 月 1 日現在

2)-2 4月時点と10月時点の認可保育所入所児童数の比較

入所児童数は4月の2,572人から10月には2,710人へと138人増加しています。特に、0歳児では54人増、1歳児では40人増であり、大半が低年齢児となっています。

■ 4月時点と10月時点の認可保育所入所者の比較

単位：人

	定員	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4月児童数	2,383	2,572	215	458	554	619	651	75
10月児童数	2,503	2,710	269	498	575	634	662	72
増加人数	120	138	54	40	21	15	11	-3

※平成25年度実績

3) 保育所入所待機児童数の推移

認可保育所の待機児童数は平成21年度の127人から平成23年度には173人に増加しましたが、保育所の定員増により、平成26年度には48人へと減少しています。待機児童は3歳未満が多く、平成26年度では48人中35人となっています。

■ 保育所入所待機児童数の推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3歳未満児	103	110	122	72	69	35
3歳以上児	24	41	51	30	11	13
総数	127	151	173	102	80	48

※各年4月1日現在

3)-1 年齢別の保育所入所待機児童数の推移

待機児童数を年齢別にみると、平成26年度では1歳児が多く18人となっています。

■ 年齢別の保育所入所待機児童数の推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳児	21	19	21	9	9	7
1歳児	61	46	64	37	42	18
2歳児	21	45	37	26	18	10
3歳児	13	29	34	20	10	7
4歳児	11	12	17	10	1	6
5歳児	0	0	0	0	0	0
総数	127	151	173	102	80	48

※各年4月1日現在

3)-2 待機児童の保護者の就労状況

待機児童の保護者の就労状況をみると、常勤での就労中が 29.2%、非常勤での就労者が 31.3%、求職中が 8.3%となっています。その他の理由は 31.3%です。

■待機児童の保護者の就労状況

単位：人、%

	就労中		求職中	その他 (出産・看護・災害等)	合計
	常勤	非常勤			
人数	14	15	4	15	48
構成比	29.2%	31.3%	8.3%	31.3%	100%

※平成 26 年 4 月 1 日現在

(2) 地域子ども・子育て支援の状況

1) 保育所における地域子ども・子育て支援事業の実施状況

■地域子ども・子育て支援事業の実施状況

認可保育所名		土曜日の保育 時間帯	延長保育	一時預かり		特定保育	地域子育て 支援センター
				補助事業	自主事業		
1	豊原保育所	7:30-13:00					
2	安慶名保育所	7:30-13:00					○
3	すこやか保育園	7:00-18:00	○				○
4	夢の子保育園	7:00-18:00	○				
5	百合が丘保育園	7:15-18:15	○		(○)		○
6	あかるい子保育園	7:00-18:30	○				○
7	あかな保育園	7:00-18:00	○		(○)		
8	あかつき保育園	7:15-18:15	○				
9	希望の星保育園	7:00-18:00	○				
10	のびのび保育園	7:00-18:00	○		(○)		
11	ハッピーネス保育園	7:00-19:00	○	○		○	
12	輝宝保育園	7:00-18:00	○				
13	ひまわりっ童ほいくえん	7:00-18:00	○				○
14	こぞくら保育園	7:00-19:00	○				
15	にじの色保育園	7:15-18:45	○			○	
16	すくすく保育園	7:00-18:00	○		(○)	○	○
17	つくしんぼ保育園	7:00-18:00	○				
18	石川保育所	7:30-13:00					
19	たいら保育園	7:15-18:15	○				
20	大育保育園	7:00-18:00	○		(○)	○	○
21	美原保育園	7:00-18:00	○				
22	伊波保育園	7:00-18:00	○				
23	ラスカル保育園	7:00-18:00	○				
24	つくし保育園	7:00-18:00	○				
25	むぎの子保育園	7:00-18:00	○		(○)		○
26	なかよし保育園	7:00-18:00	○				
27	きむたか保育所	7:30-13:00					
28	野の花保育園	7:00-19:00	○				
29	かなさ保育園	7:00-18:00	○				○
30	与那城保育所	7:30-13:00					
31	ふくよか保育園	7:30-19:00	○				

※平成 26 年 4 月 1 日現在

2) 延長保育事業

延長保育事業は、勤務時間等の都合上やむを得ず、通常の保育時間(11 時間)を超えて保育が必要となる児童の保育を行う事業です。

市内の全ての法人認可保育園で実施しており、利用延べ人数は平成 25 年度で 29,139 人です。

■延長保育事業の利用状況

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数	—	23,564	24,779	30,168	29,139

3) 一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の傷病・入院、災害・事故又は育児等に伴う心理的・肉体的な負担の解消のため、緊急又は一時的に保育を行う事業です。

補助事業としての実施園は、平成 26 年度で 1 箇園のみとなっています。利用延べ人数は平成 25 年度は 3 箇園で 1,630 人で、前年度より大きく減少しています。

また、園の自主的な取り組みとしては 7 箇園で実施しています。

■一時預かり事業の利用状況

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数	—	6,362	7,206	2,103	1,630

4) 特定保育事業

特定保育事業は、保護者がパート就労、定期的な看護等により週 2、3 日又は午前か午後のみ(月 64 時間以上)児童の保育ができず、かつ同居の親族等も保育できない時に保育を行う事業です。

特定保育事業は 3 箇園で実施しています。利用延べ人数は平成 25 年度で 1,926 人と、前年度より増加しています。

■特定保育事業の利用状況

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数	4,234	2,226	2,952	1,873	1,926

5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導・子育てサークルへの支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。

地域子育て支援センターは市内に9箇園あり、うち、平成23年度には2箇園、平成25年度には1箇園が新規で事業開始しています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

単位：人

名称	年齢	利用延べ人数				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 安慶名保育所	3歳未満		3,101	2,036	1,596	1,017
	3歳以上		1,499	1,278	1,776	607
	計		4,600	3,314	3,372	1,624
2 すこやか保育園	3歳未満			2,091	2,339	2,286
	3歳以上			1,107	1,140	747
	計	3,148	3,746	3,198	3,479	3,033
3 百合が丘保育園	3歳未満			1,699	1,517	2,374
	3歳以上			840	640	1066
	計	1,017	982	2,539	2,157	3,440
4 あかるい子保育園	3歳未満			704	933	1126
	3歳以上			683	746	839
	計	1,861	1,320	1,387	1,679	1,965
5 大育保育園	3歳未満			634	1,724	843
	3歳以上			129	540	116
	計	1,009	1,184	763	2,264	959
6 むぎの子保育園	3歳未満				960	2068
	3歳以上				418	434
	計	1,329	1,330	1,164	1,378	2,502
7 すくすく保育園 (平成23年度 事業開始)	3歳未満				1,516	2,227
	3歳以上				208	414
	計			733	1,724	2,641
8 ひまわりっ童ほいくえん (平成23年度 事業開始)	3歳未満				1,544	1,614
	3歳以上				549	360
	計			1,600	2,093	1,974
9 かなさ保育園 (平成25年度 事業開始)	3歳未満					672
	3歳以上					136
	計					808
総 数	3歳未満				12,129	14,227
	3歳以上				6,017	4,719
	計	8,364	13,162	14,698	18,146	18,946

6) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の登録会員数は、平成 25 年度でおねがい会員が 1,140 人、まかせて会員が 290 人、どっちも会員が 69 人となっています。会員数は増加しており、特におねがい会員の増加が大きいです。

■ファミリー・サポート・センター事業（会員数）

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
おねがい会員(利用者)	564	717	864	1,004	1,140
まかせて会員(援助者)	192	221	244	268	290
どっちも会員(利用者・援助者)	48	52	62	68	69

会員の種類について

おねがい会員 (利用者)	おおむね生後3か月から小学校6年生までの子どもの保護者 (病児・病後児預かりでは1歳から小学校6年生まで)
まかせて会員 (援助者)	心身ともに健康で育児に熱意や関心があり自宅で子どもを預かることのできる人
どっちも会員 (利用者・援助者)	おねがい会員・まかせて会員の両方できる人

7) 放課後児童クラブ(学童クラブ)の推移

市内の学童クラブ数は平成 25 年度で 38 箇所。利用者数は 1,267 人で、小学 1 年生が 504 人、2 年生が 312 人となっています。1、2 年生での利用が大半です。また、未就学児での利用(幼稚園終了後の預かり)が 175 人となっています(13 箇所の学童で受け入れ)。

■放課後児童クラブ(学童クラブ)の推移

単位：人、箇所

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
クラブ数 内児童館数()	29 (3)	29 (3)	32 (3)	33 (3)	38 (5)
未就学児	272	217	143	289	175
1 年生	395	393	397	470	504
2 年生	209	222	251	297	312
3 年生	115	99	114	174	169
4 年生以上	62	67	45	106	107
利用者数計	1,053	998	950	1,336	1,267

8) 放課後児童クラブ(学童クラブ)の状況

■放課後児童クラブ(学童クラブ)の利用状況

単位：人

	名称	地区 (字名)	利用者数					
			計	未就学児	1年生	2年生	3年生	4年生 以上
1	みどり町児童センター学童クラブ	みどり町	26	0	11	12	3	0
2	なかきす児童センター学童クラブ	豊原	31	0	16	12	3	0
3	いしかわ児童館学童クラブ	石川	25	0	13	11	1	0
4	やけな児童館学童クラブ	屋慶名	20	0	16	2	2	0
5	宮城学童クラブ	宮城	10	4	1	0	3	2
6	ことぶき学童クラブ	高江洲	37	0	22	5	9	1
7	やまびこ響学童クラブ	伊波	22	0	9	6	6	1
8	大育学童クラブ	石川	62	10	20	17	7	8
9	大地学童クラブ	饒辺	30	13	3	11	1	2
10	まどか学童クラブ	高江洲	81	0	27	21	19	14
11	太陽の子学童クラブ	高江洲	45	7	22	11	3	2
12	やんちゃkids学童クラブ	栄野比	37	15	10	8	4	0
13	育成学童クラブ	嘉手苅	45	0	32	5	4	4
14	百合が丘学童クラブ	大田	39	0	22	13	2	2
15	ひまわり学童クラブ	みどり町	69	23	21	15	7	3
16	この花ナーサリ学童クラブ	兼箇段	68	23	12	13	15	5
17	のびのび学童クラブ	喜仲	68	26	14	23	5	0
18	平良川学童クラブ	仲嶺	60	0	26	19	14	1
19	夢咲学童クラブ	大田	75	16	25	19	11	4
20	グローイング学童クラブ	赤道	43	13	11	10	1	8
21	よつば学童クラブ	喜屋武	24	0	16	4	3	1
22	むぎの子学童クラブ	曙	25	0	15	2	6	2
23	れいんぼ学童クラブ	平安名	33	0	17	9	7	0
24	自由の森学童クラブ	仲嶺	36	11	15	5	5	0
25	やんちゃラッキー学童クラブ	西原	36	0	23	11	2	0
26	沖縄アミークス学童クラブ	栄野比	48	0	18	11	11	8
27	うりずん共同学童クラブ	兼箇段	13	0	4	6	1	2
28	ニコニコ学童クラブ	平良川	10	0	5	3	2	0
29	杉の木学童クラブ	田場	21	0	12	5	2	2
30	つくし学童クラブ	みどり町	21	0	16	1	1	3
31	ひだまり学童クラブ	田場	5	0	2	3	0	0
32	きつずるーむウィンウィン学童クラブ	屋慶名	8	4	2	2	0	0
33	よいこ学童クラブ	赤道	9	0	3	2	2	2
34	大樹学童クラブ	高江洲	15	0	4	5	2	4
35	平敷屋学童クラブ	平敷屋	27	0	11	9	4	3
36	あげなっ子学童クラブ	安慶名	10	0	0	1	0	9
37	のびっこ学童クラブ	みどり町	12	10	2	0	0	0
38	子供の世界	みどり町	7	0	6	0	1	0
総 数			1,267	175	504	312	169	93

※平成 25 年 5 月 1 日現在

(3) 認可外保育施設

1) 市内の認可外保育施設の状況

市内には、認可外保育施設が 32 箇所あります(うち、3 箇所は平成 25 年度で閉園等)。平成 25 年 4 月現在で 1,613 人を受け入れています。年齢別では 3 歳児、4 歳児が多く、それぞれ 400 人を超えています。0 歳児は 31 人で、他の年齢と比べて少ないです。

■市内の認可外保育施設の利用状況

単位：人

施設名	地区 (字名)	入所者数							
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
1	あおいそら保育園	赤道	26	0	3	9	8	5	1
2	うりずん共同保育園	兼箇段	36	0	6	7	6	10	7
3	具志川市民共同保育園	宮里	9	0	3	1	2	3	0
4	具志川乳児園	平良川	40	3	8	9	13	7	0
5	くるみ保育園	宮里	18	1	5	3	4	5	0
6	げんき保育園	兼箇段	4	0	4	0	0	0	0
7	こころ保育園	赤道	39	0	5	17	8	9	0
8	ことぶき保育園	高江洲	90	3	21	22	21	21	2
9	この花ナーサリー	兼箇段	110	4	22	25	27	32	0
10	自由の森保育園	上江洲	57	4	8	7	15	23	0
11	杉の木保育園	田場	66	1	13	15	14	22	1
12	そよかぜ保育園	具志川	47	0	9	16	7	15	0
13	ていーだ KID`S 保育園	新赤道	53	6	9	11	17	10	0
14	のびっ子保育園	みどり町	77	3	13	25	24	12	0
15	育む家保育園	前原	23	0	5	5	7	6	0
16	ひだまり保育園	田場	42	1	4	11	17	9	0
17	星の子保育園	米原	23	1	6	4	3	9	0
18	ほたるの森保育園	志林川	35	0	3	9	8	15	0
19	まどか保育園	高江洲	89	0	15	22	25	27	0
20	夢咲保育園	太田	104	0	23	27	30	24	0
21	よつば保育園	平良川	54	0	6	17	15	16	0
22	東山のびのび保育園	東山	68	0	9	14	15	15	15
23	育成保育園童ぬ家	嘉手苅	57	0	7	14	12	20	4
24	石川三育保育園	城北	94	0	19	17	21	20	17
25	べいふれんど保育園	港	24	2	11	6	4	1	0
26	やまびこ幼児園	石川前原	54	0	3	10	9	11	21
27	エンジェル保育園	南風原	70	1	11	17	19	22	0
28	こいのぼり保育園	平敷屋	39	0	8	11	10	10	0
29	ドレミ幼児園	平安名	45	0	6	8	15	16	0
30	きつずるーむウィウイン	屋慶名	11	1	2	5	2	1	0
31	さわやか保育園	与那城	41	0	5	10	8	18	0
32	総合学習センター大地学童クラブ	饒辺	68	0	20	9	20	19	0
			1,613	31	292	383	406	433	68

※平成 25 年 4 月 1 日現在

(4) 幼稚園の状況

1) 公立幼稚園の入園児推移

公立幼稚園の入園児は平成 26 年度で 1,241 人であり、前年より 45 人減少しています。受け入れは 5 歳児のみが大半ですが、4 園では 4 歳児の受け入れも行っています。

午後の預かり保育は、津堅幼稚園を除く全園で実施しています。

■公立幼稚園の入園児推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
4 歳児	43	39	38	42	38	30
5 歳児	1,228	1,202	1,127	1,156	1,248	1,211
総 数	1,271	1,241	1,165	1,198	1,286	1,241

※平成 26 年 5 月 1 日現在

2) 公立幼稚園別の入園状況

■公立幼稚園別の入園状況

単位：人

施設名	入園児数				午後の預かり保育		
	計	3 歳児	4 歳児	5 歳児	定員	利用者数	給食有無
1 宮森幼稚園	28	0	0	28	30	10	○
2 城前幼稚園	49	0	0	49	30	28	○
3 伊波幼稚園	70	0	0	70	30	30	○
4 彩橋幼稚園	15	0	1	14	30	5	○
5 与那城幼稚園	91	0	0	91	30	0	○
6 南原幼稚園	50	0	0	50	30	19	○
7 勝連幼稚園	67	0	0	67	30	29	○
8 平敷屋幼稚園	45	0	0	45	30	0	○
9 津堅幼稚園	4	0	2	2	0	0	×
10 川崎幼稚園	64	0	0	64	30	0	○
11 天願幼稚園	119	0	0	119	30	30	○
12 あげな幼稚園	71	0	7	64	30	23	○
13 田場幼稚園	103	0	0	103	30	28	○
14 具志川幼稚園	47	0	0	47	30	24	○
15 兼原幼稚園	130	0	20	110	30	26	○
16 高江洲幼稚園	73	0	0	73	30	0	○
17 中原幼稚園	120	0	0	120	30	30	○
18 赤道幼稚園	95	0	0	95	30	28	○
総 数	1,241	0	30	1,211	510	310	

※平成 26 年 5 月 1 日現在

※4 歳児の定員は 20 名（実施園は、津堅幼稚園、あげな幼稚園、兼原幼稚園、彩橋幼稚園の 4 園）

3) 私立幼稚園の入園児推移

市内又は市外の私立幼稚園への入園児は、平成 26 年度で 124 人(幼稚園就園奨励費補助金の申請者より)となっています。うるま市内には 3 箇所の私立幼稚園があり、市内からの利用者は 78 人となっています。私立幼稚園利用の 6 割は市内、4 割は市外に通園しています。

■私立幼稚園の年齢別入園児推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3 歳児	37	30	30	39	38	37
4 歳児	32	42	40	38	42	48
5 歳児	32	24	38	34	40	39
総 数	101	96	108	111	120	124

4) 私立幼稚園別の入園状況

平成 25 年 5 月 1 日～10 月 9 日現在

■私立幼稚園別の入園状況

単位：人

	施設名	入園児数 (人)				市町村名
		計	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
1	具志川花園幼稚園	32	12	15	5	うるま市
2	ヨゼフ幼稚園	40	10	13	17	うるま市
3	アミークスインターナショナル幼稚園	6	0	0	6	うるま市
4	聖母幼稚園	19	8	6	5	沖縄市
5	コザ聖母幼稚園	6	1	4	1	沖縄市
6	愛星幼稚園	10	3	6	1	沖縄市
7	アリス幼稚園	3	0	2	1	北中城村
8	栄光幼稚園	6	3	1	2	嘉手納町
9	読谷中央幼稚園	1	0	0	1	読谷村
10	クリスチャン教育センター幼稚園	1	0	1	0	中城村
	総 数	124	37	48	39	

※平成 26 年、各園からの幼稚園就園奨励費補助金の申請月日での人数

※入園児数については、幼稚園就園奨励費補助金の申請者数(実績数)であり、各園の全体数ではなく、うるま市に居住し、かつ申請があった者の人数

(5) その他

1) 児童館

市内の児童館は平成 25 年度まで 5 箇所設置されています。利用延べ人数は年間 30,000 人を超えています。

■児童館の学年利用状況

単位：箇所、人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童館数(箇所)	5	5	5	5	5
1年生	9,409	11,067	7,599	6,723	7,027
2年生	10,682	10,010	7,452	9,310	5,304
3年生	4,799	5,112	6,172	5,996	8,073
4年生	2,905	4,016	5,333	6,221	5,367
5年生	3,613	3,500	3,514	2,845	3,209
6年生	2,433	3,773	2,402	2,129	2,053
中学生以上※	7,558	6,948	5,398	5,520	5,130
延べ利用者数計(人)	41,399	44,426	37,870	38,744	36,163

※高校生含む

2) 児童館の状況

学年別の児童館利用状況を見ると、3年生が年間延べ 8,073 人で最も多く、ついで1年生の 7,027 人となっています。小学校低学年での利用が6割半ばを占めています。

■児童館別の利用状況

単位：人

名称	地区 (学校)	利用者数(人)							
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
1 屋慶名児童館	屋慶名	3,781	574	356	782	850	767	452	
2 宮城児童館	宮城	2,536	398	404	574	538	320	302	
3 いしかわ児童館	石川	7,657	2,347	1,498	2,396	718	409	289	
4 みどり町児童センター	みどり町	5,730	958	883	1,831	690	777	591	
5 なかきす児童センター	豊原	11,329	2,750	2,163	2,490	2,571	936	419	
総数		31,033	7,027	5,304	8,073	5,367	3,209	2,053	

※平成 25 年度実績 小学生のみの利用人数

3) 放課後子ども教室の推移

市内すべての小学校(18 箇所)で放課後子ども教室を実施しており、利用者数は 590 人(平成 25 年度)となっています。

■放課後子ども教室の利用者推移

単位：箇所、人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子ども教室数	22	22	22	18	18
利用者数計	954	1,015	720	570	590

■放課後子ども教室別の利用者数推移（学年別）

単位：人

名 称	学校	利用者数（人）						
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 宮森小学校放課後子ども教室	宮森小	※9			2	2	2	3
2 城前小学校放課後子ども教室	城前小	54	9	7	13	14	11	
3 伊波小学校放課後子ども教室	伊波小	※32						
4 与那城小学校放課後子ども教室	与那城小	24	3	6	3	8	1	3
5 南原小学校放課後子ども教室	南原小	37	3	9	12	12		1
6 勝連小学校放課後子ども教室	勝連小	※32						
7 平敷屋小学校放課後子ども教室	平敷屋小	※45						
8 津堅小学校放課後子ども教室	津堅小	17	3	2	3	4	2	3
9 川崎小学校放課後子ども教室	川崎小	7	1	2		1	2	1
10 天願小学校放課後子ども教室	天願小	※43						
11 あげな小学校放課後子ども教室	あげな小	21				13	9	9
12 田場小学校放課後子ども教室	田場小	63	22	11	22	5	3	
13 具志川小学校放課後子ども教室	具志川小	60	9	17	5	20	5	4
14 兼原小学校放課後子ども教室	兼原小	※29						
15 高江洲小学校放課後子ども教室	高江洲小	20	12	6	2			
16 中原小学校放課後子ども教室	中原小	※38						
17 赤道小学校放課後子ども教室	赤道小	34	12	10	4	3	3	2
18 彩橋小学校放課後子ども教室	彩橋小	※25						
総 数		590	74	70	66	82	38	26

※平成 25 年 4 月 1 日現在 ※利用者数の「※」は総数のみ把握の学校。

(6) 区域別の状況

①あげな(中学校)区域								
総人口 (平成25年4月)	20,877人	子ども人口の推計						
0～5歳児 (平成25年4月)	1,583人							
6～11歳児 (平成25年4月)	1,564人							
認可保育所	5箇所	安慶名保育所 希望の星保育園 あかるい子保育園 つくしんぼ保育園 ひまわりっ童ほいくえん						
	定員	410人						
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		439人	38人	86人	99人	105人	111人	0人
地域子ども・子育て支援事業の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育(4箇所)・一時預かり(0箇所(自主事業は1箇所)) ・地域子育て支援センター(3箇所) 						
認可外 保育施設	4箇所	のびっ子保育園 子供の世界保育園 ちびっこランド KidsHeavenInternational						
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		96人	6人	17人	23人	23人	26人	1人
幼稚園	3箇所 (午後の預かり保育3箇所)	あげな幼稚園 川崎幼稚園 天願幼稚園						
	利用者	5歳児(247人) 4歳児(7人)			午後の預かり保育(利用者数)		80人	
私立幼稚園	2箇所	具志川花園幼稚園 アミークスインターナショナル幼稚園						
	利用者	122人			午後の預かり保育(利用者数)		44人	
学校	3箇所	あげな小学校 川崎小学校 天願小学校						
学童クラブ	10箇所	ひまわり学童クラブ アミークス学童クラブ やんちゃKids学童 あげなっ子学童クラブ やんちゃラッキー学童クラブ 子供の世界学童クラブ つくし学童クラブ みどり町児童センター学童クラブ のびっ子学童クラブ みどり町5・6丁目放課後クラブ						
児童館・ 児童センター	1箇所	みどり町児童センター						

②具志川(中学校)区域									
総人口 (平成25年4月)	21,208人	子ども人口の推計							
0～5歳児 (平成25年4月)	1,571人								
6～11歳児 (平成25年4月)	1,572人								
認可保育所	6箇所	すくすく保育園 輝宝保育園	のびのび保育園 あかな保育園	ハッピーネス保育園 にじの色保育園					
	定員	575人							
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
		655人	60人	126人	144人	150人	162人	13人	
地域子ども・子育て支援事業の実施		・延長保育(6箇所) ・一時預かり(1箇所(自主事業は3箇所)) ・特定保育(2箇所) ・地域子育て支援センター(1箇所)							
認可外 保育施設	9箇所	具志川乳児園 この花ナーサリ げんき保育園 あおいそら保育園 ていーだKID'S保育園		うりずん共同保育園 よつば学園 まどか保育園 ほたるの森保育園 ことぶき幼児園					
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
		460人	18人	74人	104人	130人	125人	9人	
幼稚園	2箇所 (午後の預かり保育2箇所)	兼原幼稚園 赤道幼稚園							
	利用者	5歳児(205人) 4歳児(20人)		午後の預かり保育(利用者数)			58人		
私立幼稚園	0箇所								
	利用者				午後の預かり保育(利用者数)				
学校	2箇所	兼原小学校 赤道小学校							
学童クラブ	10箇所	この花ナーサリ学童クラブ 平良川学童クラブ のびのび学童クラブ 学童クラブグローウィング よつば学童クラブ		うりずん学童クラブ ニコニコ学童クラブ 太陽の子学童クラブ ことぶき学童クラブ よいこ学童クラブ					
		児童館・児童センター		0箇所					

③高江洲(中学校)区域

総人口 (平成25年4月)	12,950人	子ども人口の推計						
0～5歳児 (平成25年4月)	1,083人							
6～11歳児 (平成25年4月)	1,034人							
認可保育所	4箇所	豊原保育所 あかつき保育園		夢の子保育園 こぞくら保育園				
	定員	335人						
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		354人	25人	60人	77人	88人	96人	8人
地域子ども・子育て支援事業の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育(4箇所) ・特定保育(1箇所) 						
認可外 保育施設	4箇所	くるみ保育園 育む家保育園		まどか保育園 キッズセシール				
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		146人	3人	23人	38人	35人	45人	2人
幼稚園	2箇所 (午後の預かり保育2箇所)	高江洲幼稚園 中原幼稚園						
	利用者	193人		午後の預かり保育(利用者数)			56人	
私立幼稚園	0箇所							
	利用者				午後の預かり保育(利用者数)			
学校	2箇所	中原小学校		高江洲小学校				
学童クラブ	3箇所	まどか学童クラブ		なかきす児童センター学童クラブ まどか第二学童クラブ				
児童館・ 児童センター	1箇所	なかきす児童センター						

④具志川東(中学校)区域

総人口 (平成25年4月)	15,188人	子ども人口の推計						
0～5歳児 (平成25年4月)	1,086人							
6～11歳児 (平成25年4月)	1,126人							
認可保育所	2箇所	すこやか保育園		百合が丘保育園				
	定員	198人						
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		225人	21人	43人	49人	53人	59人	0人
地域子ども・子育て支援事業の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育(2箇所) ・一時預かり(0箇所(自主事業は1箇所)) ・地域子育て支援センター(2箇所) 						
認可外 保育施設	6箇所	自由の森保育園		杉の木保育園				
		夢咲保育園		そよかぜ保育園				
		ひだまり保育園		事業所内 沖縄ヤクルト託児所				
利用者		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		284人	4人	45人	73人	82人	80人	0人
幼稚園	2箇所 (午後の預かり保育2箇所)	田場幼稚園		具志川幼稚園				
	利用者	150人		午後の預かり保育(利用者数)			51人	
私立幼稚園	0箇所							
	利用者				午後の預かり保育(利用者数)			
学校	2箇所	田場小学校		具志川小学校				
学童クラブ	6箇所	百合が丘学童クラブ		自由の森学童クラブ				
		夢咲学童クラブ		杉の木学童クラブ				
		夢咲第2学童クラブ		ひだまり学童クラブ				
児童館・ 児童センター	0箇所							

⑤石川区域

総人口 (平成25年4月)	23,583人	子ども人口の推計						
0～5歳児 (平成25年4月)	1,558人							
6～11歳児 (平成25年4月)	1,657人							
認可保育所	9箇所	石川保育所 ラスカル保育園 むぎの子保育園	つくし保育園 たいら保育園 なかよし保育園	大育保育園 美原保育園 伊波保育園				
	定員	600人						
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		639人	37人	113人	120人	149人	150人	70人
地域子ども・子育て支援事業の実施		・延長保育（8箇所）・一時預かり（0箇所(自主事業は2箇所)） ・特定保育（1箇所）・地域子育て支援センター（2箇所）						
認可外 保育施設	5箇所	べいふれんど保育園 東山のびのび保育園 石川三育保育園	育成保育園 童ぬ家 やまびこ幼児園					
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		275人	3人	43人	65人	65人	59人	40人
幼稚園	3箇所 (午後の預かり保育3箇所)	宮森幼稚園	城前幼稚園	伊波幼稚園				
	利用者	147人		午後の預かり保育(利用者数)		68人		
私立幼稚園	1箇所	ヨゼフ幼稚園						
	利用者	79人		午後の預かり保育(利用者数)		30人		
学校	3箇所	宮森小学校	城前小学校	伊波小学校				
学童クラブ	5箇所	大育学童クラブ		育成学童クラブ				
		むぎの子学童クラブ		いしかわ児童館学童クラブ				
		やまびこ響学童クラブ						
児童館・ 児童センター	1箇所	石川児童館						

⑥与勝区域

総人口 (平成25年4月)	26,534人	子ども人口の推計						
0～5歳児 (平成25年4月)	1,456人							
6～11歳児 (平成25年4月)	1,686人							
認可保育所	5箇所	きむたか保育所 与那城保育所		野の花保育園 かなさ保育園		ふくよか保育園		
	定員	320人						
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		329人	23人	58人	73人	83人	91人	1人
地域子ども・子育て支援事業の実施	・延長保育（3箇所）・地域子育て支援センター（1箇所）							
認可外 保育施設	6箇所	きつずる一むウィンウィン さわやか保育園 エンジェル保育園		ドレミ幼稚園 総合学習センター大地学童クラブ こいのぼり保育園				
	利用者	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		256人	1人	43人	74人	62人	76人	0人
幼稚園	6箇所 (午後の預かり保育4箇所)	与那城幼稚園 南原幼稚園		勝連幼稚園 平敷屋幼稚園		津堅幼稚園 彩橋幼稚園		
	利用者	5歳児（269人）4歳児（3人）		午後の預かり保育(利用者数)		108人		
私立幼稚園	0箇所							
	利用者	午後の預かり保育(利用者数)						
学校	6箇所	与那城小学校 南原小学校		勝連小学校 平敷屋小学校		彩橋小学校 津堅小学校		
学童クラブ	6箇所	れいんぼ学童 きつずる一むウィンウィン 平敷屋学童クラブ		大地学童クラブ やけな児童館学童クラブ 宮城児童館学童クラブ				
児童館・ 児童センター	2箇所	屋慶名児童館		宮城児童館				

3. ニーズ調査結果より（傾向まとめ）

(1) 子育て家庭の状況について

- ア 子育てに関する相談先の設問では、「身近な人」という回答が多く、それ以外の回答では、「保育士」「学校の先生」が高いという結果が出ています。
- イ 家庭等で保育している人は、あまり相談先がないなど、教育・保育サービス利用者よりも悩みを抱えている比率が高くなっています。
- ウ 子育て情報の提供を求める比率も、教育・保育サービス利用者より家庭で保育している人の方が高く、様々な方法での情報提供を求めています。就学前児童調査では「保育所や幼稚園を通じて」、小学生調査では、「学校を通じて」情報を入手しているという声をもっとも高いです。
- エ 子育て支援で地域に望むことは、「危険な遊び」「いじめ」「犯罪」「交通安全」といった、「地域の見守り」が高いという結果が出ています。

(2) 母親の就労について

- ア 就学前では「フルタイムで就労」が約4割、「パート・アルバイト」が約2割、「働いていない」が約3割あります。小学校では、「働いていない」が約2割あります。
- イ 現在働いていない母親のうち、就労希望が7割を占めます。（パート・アルバイト希望が8割）
- ウ 現在働いていない母親の約5割が、教育・保育サービスを利用しています。就労希望者では4割台です。利用先は「幼稚園」のほか、「認可外保育施設」が多いです。

(3) 教育・保育サービスの利用について

- ア 教育・保育サービスを利用している家庭は約8割を占めます。1歳児からの利用が非常に高いです。
- イ 公立・私立保育園に「空きがない」ために利用していない人は約2割を占め、2歳児、3歳児で高いという結果が出ています（3割～4割）。0歳児、1歳児でも空きがないという声が2割を占めています。
- ウ 地域で見ると、具志川東中学校区で「空きがない」という声が他より高いという結果が出ています（約3割）。
- エ 現在利用している教育・保育サービスを「今後も希望する人」が概ね8割以上となっていますが、現在「認可外の保育施設」を利用している人では、認可保育所を希望する比率が高くなっています。
- オ 教育・保育サービスを利用する際は、「居住地の近く」が非常に高く望まれています。

(4) 土曜、日曜の教育・保育サービスの利用希望について

土曜日は7割、日曜・祝日は3割が教育・保育サービスを利用したいと回答しています。

(5) 学童クラブの利用や希望について

- ア 小学校低学年の調査では、学童クラブの現在の利用が約2割あり、小学1年生、2年生とも2割台、3年生では1割の利用となっています。
- イ 小学1年生の利用希望は4割半ばであり、3年生では3割半ばの希望があります。平敷屋、あげな、具志川小学校では5割以上の希望があり、他の小学校より高いです。
- ウ 学童クラブの実施場所の希望は、「学校敷地内の専用施設」や「学校の余裕教室」といった声が比較的高くなっています(2割程度)。地区別に見ると、石川中学校区では「児童館」、具志川東中学校区では「公民館」という声も他の中学校区よりやや高いです。
- エ 学童クラブを利用していない理由では、料金が高いという回答が3割半ばを占めます。

(6) 放課後の過ごし方（児童本人の声）

- ア 児童本人は「自宅」や「習い事」で放課後を過ごしたいという声が非常に高く、これらは保護者に対しての調査結果と同様になっています。
- イ 保護者では少なかった「祖父母や友人知人宅」、「学校の校内・校庭で自由に過ごす」、「身近な公園」という声が児童本人では2割～3割程度を占めており、比較的望まれていました。

(7) 児童館について

- ア 児童館の利用率は、全体的には1割未満にとどまっています。高江洲中学校区と石川中学校区では、他の地域より比較的高いものの、その比率は1割半ばに過ぎません。
- イ 利用しない理由としては、「近くにないから」という回答が4割を占め、具志川中学校区、具志川東中学校区、彩橋中学校区、与勝中学校区、与勝第二中学校区では、この理由が5割以上となっています。

(8) 育児休業について

- ア 育児休業を取得した母親は3割半ばとなっています。希望する育児休業期間より早く復帰した人では、「希望する保育所に入るため」という回答が約5割を占めていました。
- イ 希望より遅く復帰した理由では、「希望する保育所に入れなかったから」という回答が7割半ばと非常に高く、保育所入所のタイミングと合わないために育児休業期間を変更した人が多いです。

4. ニーズ調査の自由回答より（傾向のまとめ）

(1) 保育関連

記述項目	342件	
待機児童解消	58件	<p>○自由回答への記入は412件。回収数が1,070件であり記入率は約38%でした。</p> <p>○回答に手間がかかる複雑な調査のあと、自由回答も多く記入していることから、子育て支援分野への不満、困り事など、切実な事情を抱えている人が非常に多いとともに、改善への期待がこめられていると捉えられます。</p> <p>○ここでは保育関連の記述内容のみ抜き出して傾向をまとめました。傾向としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所の待機児童解消 ・育児休業復帰のタイミングと保育の開始時期 ・求職中の保育所利用 ・認可外保育施設への支援要望（認可と同等に） ・認可保育所で土曜日の保育を控えるように言われる <p>このような声が特に多く感じられました。</p> <p>○中でも、育児休業を1年取れずに仕事に復帰したり（年度途中の入所困難のため）、育休3箇月で仕事に復帰しなければ上の子が保育所を退所しなくてはならず困るという声が目立ちました。</p> <p>○待機児童解消の声、認可外保育施設を認可と同じレベルの保育の質にして欲しいという声も合わせ、保育所整備（特に育休明け1歳児以下の供給量）を検討する必要があります。</p>
育休復帰と保育	37件	
保育所入所申し込み	30件	
認可外保育施設	20件	
保育園	15件	
経済的支援	15件	
相談・情報提供	15件	
土曜・祝日の保育	15件	
保育所利用料	12件	
職場環境	10件	
育児と就労	10件	
子育て支援センター	10件	
一時預かり	9件	
保育士	8件	
ファミリー・サポート・センター	6件	
認定こども園	5件	
児童館	5件	
教育・保育環境	4件	
保健・医療	4件	
病児・病後児保育	4件	
学童	3件	
保育所の送迎	3件	
公園	3件	
子育て支援	3件	
地域	3件	
保育所適正利用	2件	
5歳児保育	2件	
就労	2件	
子育て講座	2件	
遊び場	2件	
その他	25件	

(2) 幼稚園関連

記述項目	73 件	
幼稚園の預かり保育	25 件	<p>○幼稚園関連の内容では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育の延長時間 ・複数年保育の実施 <p>についての声が多い傾向にありました。</p> <p>○預かり保育では、現在の終了時間(17:30)では早く、迎えに行くことができないため、学童を利用しているという声が多いです。勤務終了後の迎えについて考慮した上での終了時間設定が望まれています。(18:30、19:00 など)</p> <p>○複数年保育については、市内の2箇所では実施しているので、他の地域でも実施して欲しいという声が多くあります。幼児教育の充実のために内地を例に出し、複数年保育の実施を希望する声が多くなっています。</p>
幼稚園の複数年保育	21 件	
幼稚園	12 件	
給食	7 件	
弁当	3 件	
幼稚園の時間	3 件	
幼稚園の土曜日預かり	1 件	
行事	1 件	

(3) 小学校低学年の自由回答より

	203 件	
児童館 設置要望	21 件	<p>○小学校低学年調査の自由回答記入数は 192 件。回収数が 1,050 件であり記入率は 18.3%でした。</p> <p>○内容については以下のような傾向がみられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館の整備…児童館が近くにない、地域につくってほしい ・公園や遊び場の整備…自由に遊べる公園等が少ない ・学童クラブの利用料金が…学童クラブの利用料金の補助をして欲しい、料金を安くして欲しい ・学童クラブを学校の中で実施して欲しい ・公民館を利用しやすくして欲しい…大人、高齢者のみならず、子どもが利用しやすく。 <p>このような声が特に多く感じられました。</p> <p>○中でも、児童館が近くに欲しい、学童クラブの利用料金が…という声が目立ちました。</p> <p>○小学生の放課後対策、遊び場の確保を図るために、児童館と学童について充実が必要となります。</p>
公園・遊び場	17 件	
学童クラブ	13 件	
児童館	13 件	
学童クラブ 利用料	12 件	
子どもの居場所	11 件	
地域	10 件	
交通安全	9 件	
学童クラブ 学校の中で	8 件	
公民館	7 件	
放課後子ども教室	6 件	
経済的支援	6 件	
給食	6 件	
学校	5 件	
親子での体験	4 件	
相談・情報提供	4 件	
部活	4 件	
一時預かり	4 件	
不審者対策	3 件	
病児・病後児保育	3 件	
学童 情報提供	2 件	
学童クラブ 実施場所	2 件	
防犯	2 件	
教職員の資質向上	2 件	
相談	2 件	
子ども会	2 件	
放課後（学校で）	1 件	
学力	1 件	
塾	1 件	
P T A	1 件	
子育て支援センター	1 件	
放課後の見守り	1 件	
公共施設	1 件	
子育て講座	1 件	
その他	17 件	

5. 次世代育成支援行動計画(後期)の実施状況の概要

本市の次世代育成支援行動計画では、「子育てをみんなで支えあい、夢と希望にあふれるまちなるま」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げて各種施策を実施してきました。

【うるま市次世代育成支援行動計画(後期)の基本目標】

- 基本目標1 子どもの創造性を伸ばします！
- 基本目標2 多様な保育環境を創ります！
- 基本目標3 子どもを健やかに生み育てます！
- 基本目標4 親、地域の子育てを支援します！

以下、基本目標ごとに、本市の子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定する項目について、実施状況を掲載します。

(点検1)基本目標1：子どもの創造性を伸ばします！

基本目標1では、「子どもの創造性を伸ばします！」を目指し、子どもの権利擁護や児童虐待の対策、障がい児等への対応、教育環境の整備などを掲げていました。

【子どもの権利擁護、児童虐待】

子どもの権利擁護は各種施策を実施する基本であり、様々な取り組みをする中ではこの根本に基づいて実施しています。市民に対しては、子どもの権利擁護、児童虐待防止等の啓発・広報を中心として、情報発信を行ってきました。また、児童虐待については、本市の要保護児童対策地域協議会を中心にケース会議などを開催するとともに、教育相談室、家庭児童相談室と連携し、早期対応を図ってきました。今後については、要保護児童対策地域協議会の機能強化、関係課、関係機関との緊密な連携による取り組みが必要です。

【障がい児等への対応】

認可保育所及び放課後児童クラブでは、障がい児を受け入れており、加配を配置しながら健常児と一緒に保育や活動を行い、相互の健全な育成を図っています。

学校教育では、障がい児への対応の充実を図るため、就学指導担当者会・特別支援ヘルパーの研修会を実施しています。

また、就学指導委員会を開催し、特別に支援を要する幼児児童生徒の就学にかかる支援を行っています。

また学校においては、改築整備時に昇降口の段差解消、スロープ、多目的トイレの設置などバリアフリーを図りました。今後の施設整備においてもバリアフリーを推進する方針です。

障がい児が受けられる福祉サービスには、障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援)や日中一時支援等があり、障がい児の通所による療育等を行っています。サービスによっては事業所が少なく、利用が難しいものもあります。

【学校教育環境】

学校経営においては、「家庭・地域との相互交流と信頼される学校づくりの推進」「学校評価の実施」「児童生徒が安心して学校生活ができる環境づくり」「校内研究・研修体制の確立」といった4つの施策事項を掲げ、地域から信頼され、又地域とともに歩んでいくという姿勢を基本とするとともに、学校施設等の安全確保、危機管理マニュアルを活用した安全指導、一人ひとりの教職員の指導力や資質向上を図るように取り組みを行っています。

児童生徒の指導の充実では、「学習の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着」「心豊かで明るく伸びやかな幼児児童生徒の育成」など、11の施策項目を掲げ、学力向上や豊かな心と体の育成、特別活動や人権教育・平和教育・環境教育・キャリア教育等を実施し、明日を切り開く夢のある人材育成を目指しています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点で、全職員が一体となった組織的な対応を行っています。

幼稚園においては、幼稚園教頭会・幼稚園教諭研修会・10年経験者研修・新規採用者研修等を実施し、幼稚園教諭の資質を高め、保育の充実が図られています。

後期計画の目標に2年保育の実施を掲げていました。平成26年度には、市内の公立幼稚園4園で4歳からの2年保育を実施しており、目標は達成されています。2年保育等の拡充については、今後の幼稚園への申し込み状況や施設状況に応じて、段階的に取り組んでいきます。

地域教育力の再生のため、地域の公民館を活用した地域子ども会の活動支援や子育て支援活動、学校を拠点とした放課後子ども教室推進事業の推進を図り、児童生徒の安心で安全な居場所づくりの事業を実施してきました。また、将来を担う人材育成の観点から、県外児童生徒との交流事業やジュニアリーダー養成研修など実施し、次世代育成を図ってきました。

地域の子ども会については、市内63自治会のうち約47団体が単位子ども会として活動しています。課題として、活動等の周知不足、育成者のなり手不足などがあります。

教育相談について、計画策定時は教育相談員の不足が課題となっていました。現在は3地区に教育相談員を8名配置しています。しかし、継続的、専門的な対応ができる臨床心理士の確保は課題となっています。

不登校、いじめ対策については、各中学校区生徒指導連絡協議会を実施し、小中学校並びに地域の連携を図っています。また、各小中学校では、生徒指導部会、家庭教育支援会議等を実施し、いじめ、不登校児童生徒の減少に取り組んでいます。課題は、地域・関係機関との繋がり継続強化です。

(点検2)基本目標2：多様な保育環境を創ります！

基本目標2では、「多様な保育環境を創ります！」を目指し、保育サービスの充実等を掲げていました。

【保育サービスの整備、質的向上】

計画に基づいて保育所の新設、施設の増改築、定員の見直しにより受け入れ体制の拡大を行っており、後期計画当初の目標を達成しています。しかし、保育所の入所希望は高まる一方で、待機児童解消には至らない状況にあります。ニーズや人口の動向を見極め、また新制度に基づいた今後の方向性を図る必要があります。

保育の質的向上の面では、平成24年度から認可外保育施設を含むうるま市全体の保育施設職員を対象とした研修を実施しています。市内の全ての子どもに対する保育の保障を図るためにも、今後も事業継続が必要です。

【地域の子育て支援】

一時保育事業については、補助事業による実施施設が4施設から3施設へと減少し、さらに平成25年度には2箇所へ減少しました。一時保育事業を実施するための保育士の確保が難しいことが一因となっています。補助金を伴わない、園の自主事業として実施している園もありますが、今後の安定的な事業展開、利用者の利便性を考慮すると、補助事業でのさらなる拡充を図る必要があります。

また、病児・病後児保育の実施を後期計画で掲げていましたが、未実施となっています。今後はニーズを見極めながら、市近郊の病院も含めて実施依頼をすることを検討し進めます。

ファミリー・サポート・センター事業では、利用したいという会員に対し、援助会員が少ない状況にあります。周知不足などから、一部の会員の利用に偏っていることや利用者が少ないことが課題となっています。

地域子育て支援センターについては、平成25年度から1園増えて9園で実施しています。25年度から各センターの担当者会議を実施しており、相談や情報提供、育児講座、交流などの場として充実に努める必要があります。

【認可外保育施設】

認可外保育施設については、認可化の促進により平成24年度に1施設の認可化を行い、適切な保育所運営に基づく保育サービスの質的、量的な確保を図りました。今後については、新制度の内容を踏まえ、認可外の認可化だけでなく、小規模保育事業への移行支援など、様々な事業展開で待機児童対策を行う必要があります。

(点検3)基本目標3：子どもを健やかに生み育てます！

基本目標3では、「子どもを健やかに生み育てます！」を目指し、次代の親となるための育成支援や母子保健の推進を掲げていました。

母子保健の推進として、母子(親子)健康手帳の交付及び保健指導、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問、乳幼児相談・保健指導、乳幼児健康診査、心理相談、健診事後教室、乳幼児歯科保健、離乳食実習、食育、子どもの事故予防対策、予防接種等の各種事業により推進を図ってきました。課題として各種健診の受診率や予防接種率の向上などがあります。今後も母子保健計画を包含した「健康うるま21(後期計画)」と併せて推進を図っていきます。

(点検4)基本目標4：親、地域の子育てを支援します！

基本目標4では、「親、地域の子育てを支援します！」を目指し、地域における子どもの居場所づくり、ひとり親家庭への支援などを掲げていました。

【放課後児童健全育成事業】

放課後児童健全育成事業では、設置箇所は目標の22か所に対し38ヶ所と目標値を大きく上回っています。目標値は達成していますが、ニーズ量は多く、地域間のバランスや、保育料等改善する事項は多く、今後は公的な学童クラブの設置を積極的に進める必要があります。

新たに、こどもセンターの建設を行い、また、全ての児童館・こどもセンターで放課後児童健全育成事業の実施や長期休暇等、開館時間の延長など、活動体制の充実を図っています。

今後は、地域のバランスを考慮し小学校等に隣接した公設の放課後児童クラブを整備推進する必要があります。

【ひとり親家庭の自立支援】

関係機関や地域との連携のもと、家庭児童相談員と女性相談員が協同で支援体制の充実に取り組んでいます。家庭相談員の勤務時間を増やし、また女性相談員を1人増員しました。児童虐待防止、女性の人権等に関する意識が関係機関や地域に徐々に浸透し協力が得られやすくなっている中で、深刻な内容や緊急を要する事も多く、相談員が抱える業務量や精神的負担が大きくなっています。相談員の増員や困難ケースに対応できるような体制づくりが必要となっています。

ひとり親家庭については、就労の支援として、資格取得や教育訓練講座を受けた際の費用の4割を給付する事業を実施しています。また、経済的支援として各種制度による助成、母子寡婦福祉資金貸付等があり、周知を行っています。

■特定 14 事業等、目標数値の達成状況

次世代育成支援行動計画では、保育サービスを中心として数値目標を掲げることが義務付けられていました。特定 14 事業に位置づけられるサービス、その他、任意で市町村が設定する数値についての達成状況は以下のとおりです。

No.	事業名等	指 標 (単位)		基準 年度	目 標			目標(H26)達成状況				
					H21 (A)	H26		H25 年度末の状況				
						H21比較 (G=F-A)	増減 (H=D-A)	達成率 (I=H/G)	評価			
特定 14 事業	通常保育	定員数	(人)	2,073.0	2,450.0	↑	377.0	430.0	114.1%	A		
				3歳以上児	1,091.0	1,300.0	↑	209.0	133.0	63.6%	A	
				0-2歳児	982.0	1,150.0	↑	168.0	157.0	93.5%	A	
	放課後児童健全育成事業	受入人数	(人)	800.0	1,000.0	↑	200.0	204.0	102.0%	A		
				クラブ数	18.0	20.0	↑	2.0	9.0	450.0%	A	
	地域子育て支援	地域子育て拠点支援事業(センター型)	施設数	(施設)	6.0	-	↓	△6.0	△6.0	100.0%	A	
		地域子育て拠点支援事業(ひろば型)	箇所数	(か所)	-	8.0	↑	8.0	9.0	112.5%	A	
		ファミリー・サポートセンター	箇所数	(か所)	1.0	1.0	←	-	-	-	B	
	一時的・臨時的支援	一時保育	保育所数	(施設)	4.0	4.0	←	-	△1.0	皆減	C	
		特定保育事業	保育所数	(施設)	4.0	4.0	←	-	-	-	B	
		病児病後児	(病児対応型及び病後児対応)	施設数	(施設)	-	1.0	↑	1.0	-	-	B
			(体調不良児対応型)	施設数	(施設)	-	1.0	↑	1.0	-	-	B
	延長等	延長保育	保育所数	(施設)	24.0	27.0	↑	3.0	1.0	33.3%	B	
		休日保育	保育所数	(施設)	-	1.0	↑	1.0	1.0	100.0%	A	
	特定 14 事業 以外	2年保育の実施	幼稚園数	(施設)	4.0	4.0	←	-	△1.0	皆減	C	
認可外保育施設の認可化促進		保育所数	(施設)	2.0	2.0	←	-	△1.0	皆減	C		
預り保育の実施		幼稚園数	(施設)	16.0	16.0	←	-	-	-	B		

6. 課題のまとめ

(1) 地域特性（児童人口）

本市は面積が大きく、又、都市部と過疎地域の人口差、行政区別の人口構成も差が大きく、子どもの多い地域、少ない地域が見られます。旧具志川市では人口過密や保育施設が集中しているため、区域を中学校区単位(4区域)に分けて教育・保育事業の整備を進めていきます。また、離島のある与勝地区については、区域設定上は分割せずに整備方針を検討しますが、離島など施設整備が難しい地域においては、ニーズ把握結果を踏まえながら、事業による教育保育の充実を基本に、計画を策定します。

人口推計によると、0歳児～5歳児の人口は減少すると予測されます。25歳～34歳の女性人口(子を産む世代)の減少が要因の一つとなっています。地区別にみても、高江洲中学校区では上昇が予想されますが、その他の地区では減少が予想されます。具志川東中学校地区は今後の土地区画整備などの情報も踏まえ、推計を見極める必要があります。

(2) 待機児童対策

人口推計によると0歳児～5歳児の人口は減少すると見込まれますが、一方で保育ニーズは高く、量の見込みにおいては現在量の2倍近くが算出されています。この“潜在的ニーズ”には現在認可外保育施設利用者や就労していない母親が今後就労した場合についても盛り込まれた量となっています。過大な数値ととらえられますが、保育へのニーズは非常に高いことを踏まえ、見込み量の精査とともに提供量の検討をしなければなりません。

ニーズ調査では、教育・保育事業を利用する際に重視する要素として「居住地の近く」という声が圧倒的に高くなっています。これは都市部のみならず、市内の全域においてこの傾向が見られます。保育所整備や増改築は、人口分布(0歳児～5歳児の分布)と推計に応じた量を踏まえて検討する必要があります。ニーズ調査では具志川東中学校、高江洲中学校、あげな中学校の区域では、現在は他の地域の保育所に預けている人も今後は居住地の近くを望んでいます。このような点も踏まえた整備を検討する必要があります。

待機児童は、例年、4月当初に比べ10月には非常に多くなります。待機児童は1歳児が特に多いです。また、ニーズ調査では育児休業明けの保育先について、「預けたい時期に預けられない」という声が多くなっています。低年齢児の受け入れ体制について、方策の検討が必要です。

本計画策定の大きな目的は、待機児童の解消です。新しい保育所を設置しても待機児童が増えていく状況の中で、認可保育所による受け入れだけでなく、新制度による小規模保育事業や保育所の分園、2年保育、3年保育といった幼児教育の拡充なども含めた対応策の検討が必要です。

認可外保育施設については、利用者の多くが認可保育所の利用を希望していることがニーズ調査結果から把握されました。回答の中では、待機児童対策として認可保育所を増やすことのほか、認可外保育施設への補助の増額など、支援を厚くして欲しいという声が多くありました。この点も考慮して保育対策を検討する必要があります。

(3) 地域での子育て支援

家庭や地域の子育て力が低下している中、地域における子育ての支援が必要となっています。子育て相談や一時的な子どもの預かり、子どもや子育てをする保護者同士の集い・情報交換の場など、ニーズに基づきながら、多様な子育て支援の実施検討が必要です。

特に、ニーズ調査結果では、家庭保育者の相談先が少ないこと、情報もあらゆる手段が望まれていることが伺え、孤立化している人も少なくないことが浮き彫りとなりました。支援センターの取り組み、家庭保育者への情報提供や相談、つなぎ役など、検討する必要があります。

(4) 放課後の居場所づくり

共働き家庭が増加した現代においては、子どもの放課後の居場所づくりが課題となっています。現在も学童クラブ(放課後児童健全育成事業)が実施されていますが、地域における居場所づくりや子どもの見守りを望む保護者は多いと考えられます。

ニーズ調査によると、学童クラブは利用料金が大きいという声が多く、又、学童クラブは学校の敷地内への設置が高く望まれており、放課後移動せず、校内で過ごすことを望む保護者の声も多数寄せられていました。

児童館については、市内の整備数が少なく、近くに児童館が欲しいという声が多くなっています。さらに、公民館を活用した子どもの居場所を望む声もあります。

児童本人に対して放課後の過ごし方の希望を尋ねたところ、「自宅」や「習い事」のほか、「公園」「学校の中で自由に過ごす」「友人宅」といった回答が保護者の回答よりも高くなっていました。自由に子ども達が過ごすことが望まれている中、地域が安全な場所であることが不可欠です。地域の安全という面も整える必要があります。

(5) 幼稚園について

ニーズ調査においては待機児童対策等、保育所に対する要望が非常に多くなっていますが、幼稚園についても要望が見られました。

幼稚園の預かり保育について、終了時間が17:30では迎えに間に合わないため、学童を利用しているという声が多くあります。両親共働きで就業後に迎えに行くことを考慮し、終了時間を延長するなど、対応策が求められています。

市内の幼稚園のほとんどは5歳児のみの1年保育ですが、2年保育、3年保育といった複数年保育への声が多くあります。1年保育、2年保育の利用者の声を把握するため、平成25年3月に幼稚園利用者に対する小アンケートを行いました。これによると、2年保育利用者からは、「集団保育に早く慣れさせられる」「子どもの成長を強く感じる」「2年保育を実施している地域が少なく残念」「4歳からの受け入れ枠を広げて欲しい(2年保育を利用できなかった)」などという声がありました。特に家庭保育者からは家で教えられない集団生活を早期から始めることで、成長していく姿を実感しているようです。幼児教育の充実を図るため、市内全域での複数年保育について検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市が策定している「次世代育成支援行動計画」における基本理念は、地域の中で安心して子どもを産み育てていくことができる子育て支援を念頭に定められています。子ども・子育て支援事業計画においてもこの理念を継承し、目指すべき姿として掲げます。

=基本理念=

子育てをみんなで支えあい、夢と希望にあふれるまち うるま

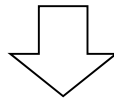
2. 計画の基本目標

次世代育成支援行動計画では、基本理念を定めるに当たって、「基本理念を構成する三要素」を位置づけています。

□「うるま市次世代育成支援行動計画」に掲げられている三要素 □

1. 地域がいっしょになって子育てを支援する環境を創る → (地域福祉計画の領域)
2. 子どもの健やかな成長を見守る環境を創る
3. 夢と希望を持って、子どもを産み育てる環境を創る

子ども・子育て支援事業計画においては、この三要素のうち、「2」と「3」に基づいて目標を設定し、その達成によりあるべき姿の実現を目指します。(「1. 地域がいっしょになって子育てを支援する環境を創る」は、地域福祉計画の施策の推進により対応します。)



=基本目標=

1. 子どもの育ちを見守る環境を創る
2. 安心して子育てできる環境を創る

3. 支援対策の体系

基本理念

子育てをみんなであげあい、
夢と希望にあふれるまち
うるま

基本目標

子どもの育ちを見守る環境を創る

1

基本施策

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

- ①教育・保育の質の確保
- ②保・幼・小連携の推進
- ③認定こども園の整備

(2) 子どもの居場所づくり

- ①放課後子ども総合プランの推進
- ②児童館機能の充実
- ③児童館における中高校生の居場所づくり

(3) 保護を要する児童への対応の充実

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭の支援の充実
- ③特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

(4) 子どもと子育て家庭のための健康・保健の充実

- ①安心・安全な妊娠、出産、育児への支援
- ②子どもの健康支援
- ③食育の推進

安心して子育てできる環境を創る

2

(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ①0歳児・1歳児の保育
- ②保育所における5歳児保育
- ③公立幼稚園の複数年保育の実施
- ④公立幼稚園における一時預かり事業の充実
- ⑤島しょ地域への保育対応の充実
- ⑥認可外保育施設への支援
- ⑦地域子ども・子育て支援事業の推進

(2) 人材の確保の推進

- ①保育士、幼稚園教諭等の確保
- ②放課後の居場所における人材確保
- ③ファミリー・サポート・センターのサポーターの確保

(3) 集い、交流による子育て支援の充実

- ①地域での子育てネットワークの構築
- ②地域子育て支援センター等の充実

(4) 相談、情報提供の充実

- ①相談機能の充実
- ②情報提供の充実

4. 幼児期の教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは…

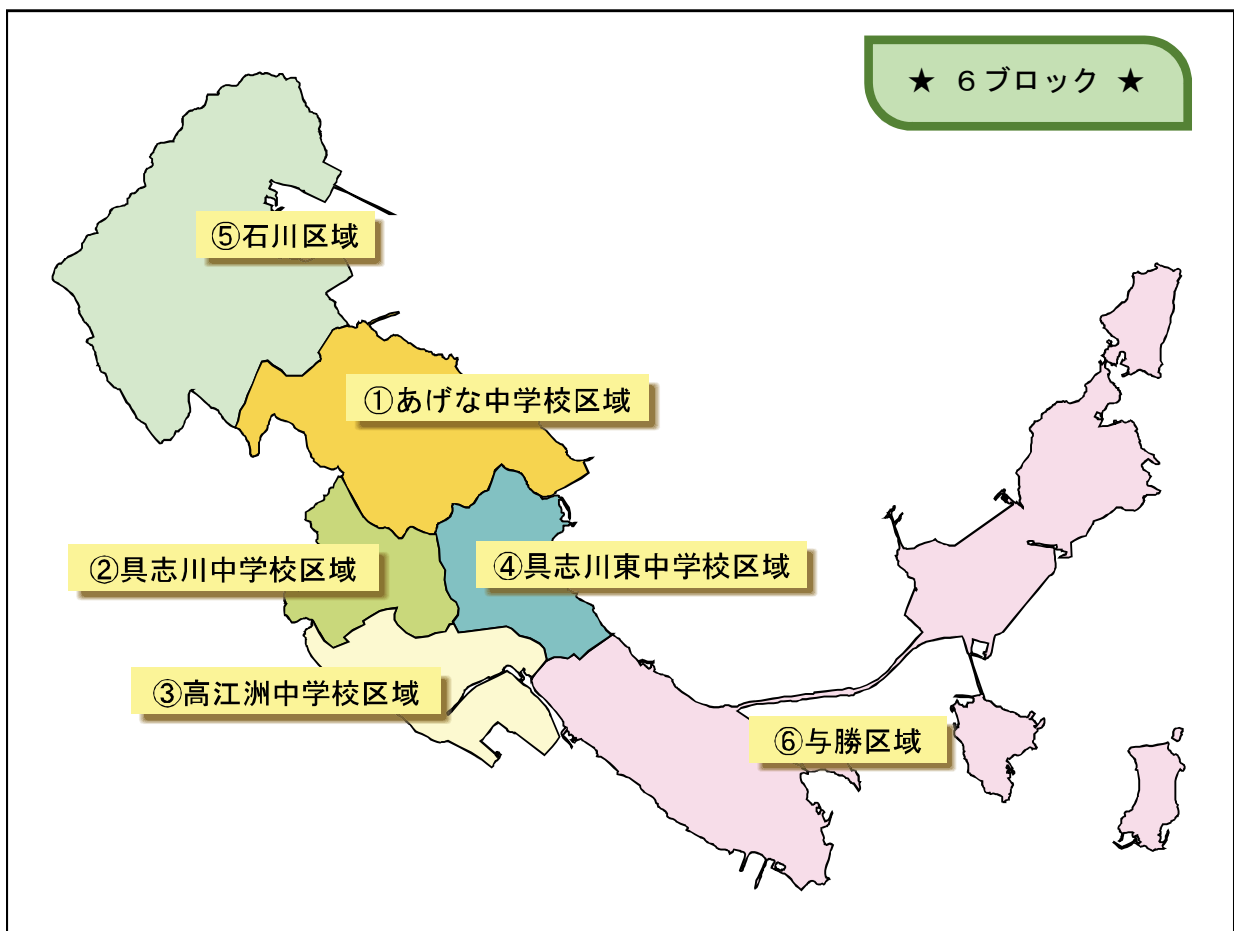
教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を本計画では示しています。

市全体の整備量だけでなく区域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するよう図ります。

(2) 市の教育・保育提供区域

本市では、子ども達や子育て家庭の日常生活圏として、中学校区単位、旧1市単位、旧2町単位を基本として設定区域を検討しました。

具志川地域は人口が過密であり、中学校区域ごとに量の見込みと提供量の設定が必要と判断。与勝地域は面積が広いが、教育・保育事業の展開方法は、一区域として推進する方が好ましいと判断。そして、石川地域は中学校区で分けて、一区域として教育・保育事業を展開する方が好ましいと判断し、以下の6区域を「教育・保育提供区域」として設定します。



第4章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) うるま市全体

1) 現状と課題、整備方針

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 市の公立幼稚園では全園で5歳児保育を行っているほか、4園で4歳児保育を実施しています。教育ニーズでは3歳、4歳からの利用ニーズもそれぞれ400人程度あるため、需要に対する提供体制を整備する必要があります。
- 5歳児についてみると、平成27年度以降の利用ニーズに対する受け入れ定員は充足していますが、共働き世帯では、保育所利用ニーズも高くなっています。一時預かり事業(幼稚園型)(現在の預かり保育)の終了時間を延長する等、幼稚園での教育を望む共働き世帯が利用しやすいように、教育環境とともに保育環境の整備も必要となっています。
- 各区域において3歳児、4歳児のクラスを順次整備していくとともに、教育と保育を一体的に提供できる認定こども園の整備も図ります。また、一時預かり事業(幼稚園型)の終了時間の延長、利用枠の確保等を図ります。(一時預かり事業(幼稚園型)については後述)

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 保育の見込み量は、平成26年度の定員2,438人に対し、平成27年度では4,746人と算出されています。0歳児～5歳児は減少することが推計されていますが、保育ニーズは高く整備量は不足しています。
- 本市では、認可外保育施設利用者も多く、認可保育所利用者が2,583人に対し、認可外保育施設利用者は1,613人となっています。比率は6：4の割合となっており(平成25年4月実績比較)、認可外保育施設利用者には、待機児童や潜在的ニーズも多く、このようなニーズに対しての受け皿作りが必要です。
- 0歳児保育や1歳児・2歳児の低年齢児での保育ニーズが高く、低年齢児の受け入れ拡大とそれに伴う保育士の確保が必要です。
- また、市内では5歳児保育を実施している園は一部に限られていますが、共働き世帯では5歳児の保育ニーズも高いため、5歳児保育の拡大も必要となっています。
- 既存保育所の定員見直しや増改築、分園を推進するほか、保育所の新規整備及び認定こども園の新規整備により、積極的に保育の拡大を図っていきます。また、ニーズの高い低年齢児保育に対応するため、小規模保育事業を推進します。

■年齢別認可保育所定員と平成27年度の保育量見込み

単位：人

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減	(参)認可外の利用 (平成25年度)
0歳	225	513	288	31
1歳	440	905	465	292
2歳	517	874	357	383
3歳	586	845	259	406
4歳	670	861	939	433
5歳	※5歳児の実利用者：90人	748		68
計	2,438	4,746	2,308	1,613
(参考)0～5歳人口	8,153	7,947	▲206	

※平成27年度は推計による見込み

■3～5歳の年齢別見込み量（教育・保育別）

単位：人

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	2,040	1,381	1,342	1,319	1,289	1,290
	3歳	0	433	411	420	406	410
	4歳	80	422	411	391	397	388
	5歳	1,960	526	520	508	486	492
保育ニーズ (2号、3号認定)	3～5歳	1,256	2,454	2,384	2,342	2,287	2,292
	3歳	586	845	794	822	789	804
	4歳	670	861	846	793	820	785
	5歳		558	543	529	490	508

※現状＝平成26年度の定員数

(教育は公立幼稚園のみの定員で記載。市内外の私立幼稚園利用者は平成25年度で各年齢60人程度)

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

2) 必要量の見込みと確保量（市全体）

■ 必要量の見込みと確保量（市全体）

単位：

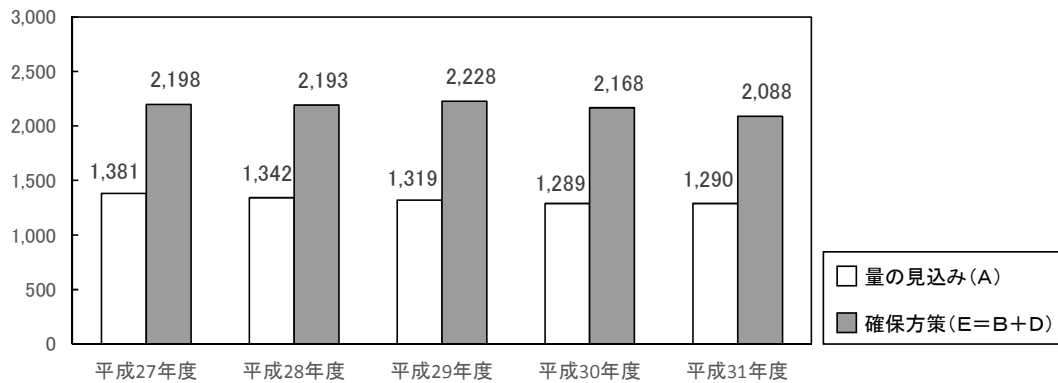
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	1,381	2,454	513	1,779	1,342	2,384	523	1,769	1,319	2,342	518	1,748
整備済み（B）	2,040	1,263	224	951	2,198	1,367	259	1,060	2,193	1,730	363	1,308
不足分（C=B-A）	659	▲ 1,191	▲ 289	▲ 828	856	▲ 1,017	▲ 264	▲ 709	874	▲ 612	▲ 155	▲ 440
新規整備方策（D）	158	104	35	109	▲ 5	363	104	248	35	669	157	462
教育・保育施設	▲ 25	104	23	83	▲ 5	333	70	154	35	669	112	337
確認を受けない幼稚園	183				0				0			
地域型保育事業			12	26			34	84			45	125
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		30	0	10		0	0	0
確保方策（E=B+D）	2,198	1,367	259	1,060	2,193	1,730	363	1,308	2,228	2,399	520	1,770
新規整備後の過不足 （F=E-A）	817	▲ 1,087	▲ 254	▲ 719	851	▲ 654	▲ 160	▲ 461	909	57	2	22
教育・保育別の過不足	817	▲ 2,060			851	▲ 1,275			909	81		
新規整備累計	158	104	35	109	153	467	139	357	188	1,136	296	819
教育・保育別の新規整備累計	158	248			153	963			188	2,251		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	1,289	2,287	513	1,756	1,290	2,292	508	1,739
整備済み（B）	2,228	2,399	520	1,770	2,168	2,429	530	1,790
不足分（C=B-A）	939	112	7	14	878	137	22	51
新規整備方策（D）	▲ 60	30	10	20	▲ 80	0	0	0
教育・保育施設	▲ 60	30	10	20	▲ 80	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	2,168	2,429	530	1,790	2,088	2,429	530	1,790
新規整備後の過不足 （F=E-A）	879	142	17	34	798	137	22	51
教育・保育別の過不足	879	193			798	210		
新規整備累計	128	1,166	306	839	48	1,166	306	839
教育・保育別の新規整備累計	128	2,311			48	2,311		

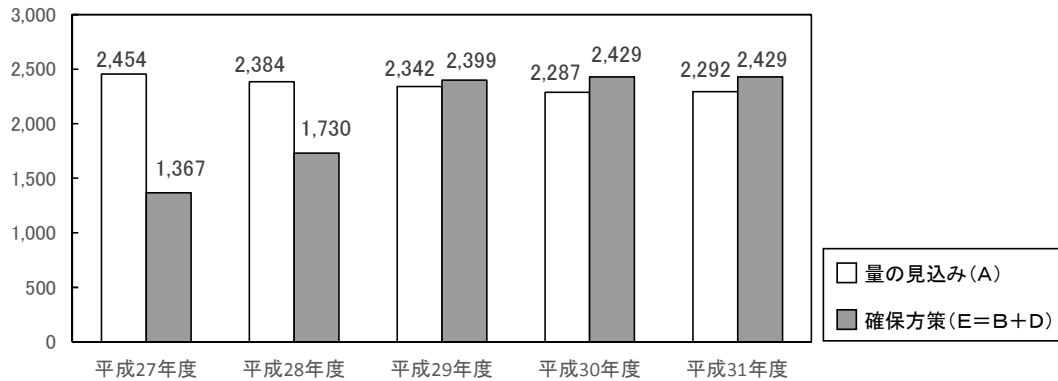
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

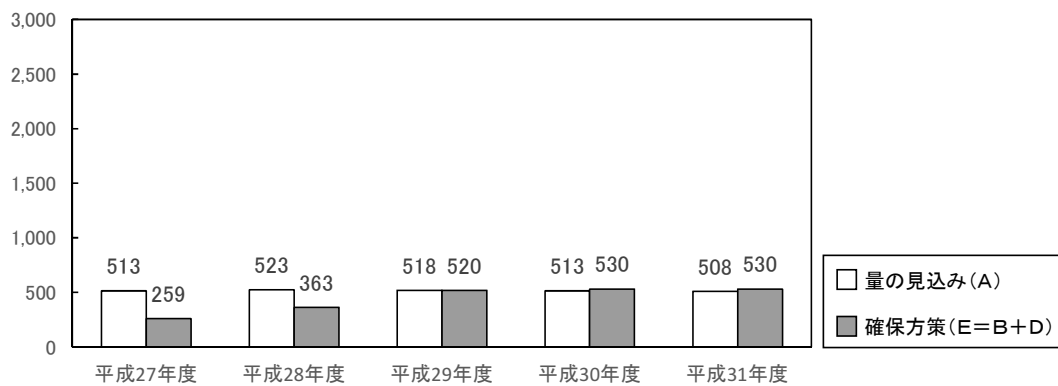
○ 1号認定（教育ニーズ分／市全体）



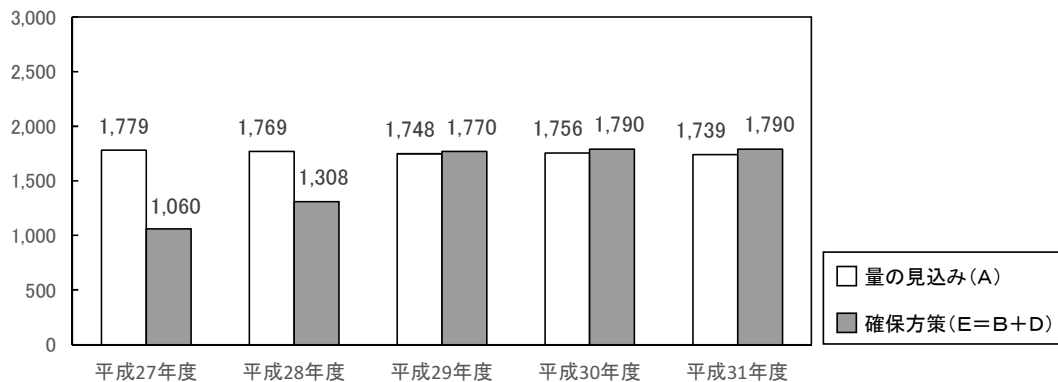
○ 2号認定（保育ニーズ分／市全体）



○ 3号認定（0歳児／市全体）



○ 3号認定（1・2歳児／市全体）



3)各年度における確保方策（新規整備分／市全体）

	確保の方策（新規分）			
	教育の量		保育の量	
平成 27年度	公立幼稚園の4歳児保育		保育所の増改築	1箇所 15人
	・定員増：	4園 40人増	保育所の分園	1箇所 30人
	・新規実施：	7園 210人	既存定員見直し	8箇所 165人
	公立幼稚園の3歳児保育	2園 40人	小規模保育事業	2箇所 38人
平成 28年度	公立幼稚園の4歳児保育 1園 30人		保育所施設整備	3箇所 240人
			保育所の増改築	5箇所 177人
			保育所の分園	2箇所 70人
			既存定員見直し	3箇所 70人
			小規模保育事業	6箇所 113人
			事業所内保育事業	1箇所 5人
			認可外保育施設の補助	1箇所 40人
平成 29年度	認定こども園等（教育分）	2箇所 80人	認定こども園等（保育分）	2箇所 160人
	公立幼稚園の3歳児保育	3園 60人	保育所施設整備	6箇所 460人
			保育所の増改築	9箇所 275人
			保育所の分園	5箇所 170人
			既存定員見直し	4箇所 56人
			小規模保育事業	9箇所 170人
平成 30年度	認定こども園等（教育分）	1箇所 150人	認定こども園等（保育分）	1箇所 60人
	公立幼稚園の3歳児保育	4園 80人		
	公立幼稚園の4歳児保育	2園 60人		
平成 31年度	公立幼稚園の3歳児保育	5園 100人		
	公立幼稚園の4歳児保育	1園 30人		

※公立幼稚園の3歳児保育及び4歳児保育の整備においては、余裕教室や想定される5歳児の利用減により空いた教室の活用で対応を図る。

(2) あげな中学校区域（旧具志川市）

1) 現状と課題、整備方針

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- あげな中学校区域の公立幼稚園では、平成 26 年度現在、全園での 5 歳児保育の実施、1 園で 4 歳児保育を実施しています。利用が見込まれる 3 歳児、4 歳児への対応拡大が必要となっています。
- 現在 4 歳児保育を実施している園の定員増を行うとともに、実施園をさらに 1 園増加します。また、区域内の公立幼稚園 2 園で 3 歳児保育を実施していきます。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 0 歳児～5 歳児の人口は減少傾向になると推計されているが、保育ニーズに対する整備量は不足しています。5 歳児の受け入れ確保が特に必要であるほか、0 歳児、1 歳児、3 歳児も必要度が高いです。
(平成 26 年 4 月の 0 歳児～5 歳児人口 1,505 人に対して、保育所定員 410 人。整備率 27.2% 認可保育所 5 箇所)
- 既存の保育所定員の見直しや増改築 1 箇所、分園 1 箇所のほか、保育所の新規整備も 1 箇所行います。また、0 歳児～2 歳児の低年齢児への対応として小規模保育事業の実施により対応する方針です。
- さらに、認可外保育施設への運営補助を 1 箇所行い、認可外への支援も図ります。

■年齢別認可保育所定員と平成27年度の保育量見込み

単位：人

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	38	98	60
1歳	72	134	62
2歳	96	136	40
3歳	96	169	73
4歳	108	160	171
5歳	※5歳児の実利用者：0人	119	
計	410	816	406
(参考)0～5歳人口	1,505	1,446	▲59

※平成27年度は推計による見込み

■3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

単位：人

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	335	293	273	259	245	244
	3歳	0	86	75	73	72	72
	4歳	20	83	83	72	71	71
	5歳	315	124	115	114	102	101

※現状＝平成26年度の定員数

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

2) 必要量の見込みと確保の方策（あげな中学校区域）

■必要量の見込みと確保の方策（あげな中学校区域）

単位：

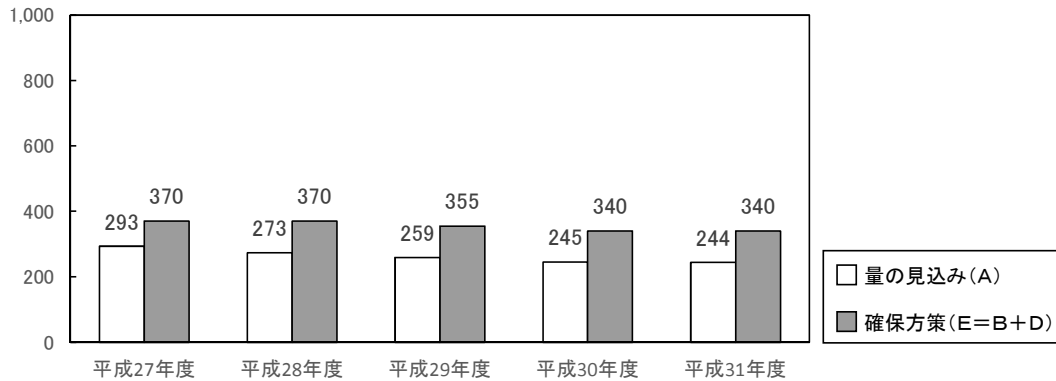
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	293	448	98	270	273	418	99	267	259	397	97	268
整備済み (B)	335	204	38	168	370	219	41	180	370	297	61	211
不足分 (C=B-A)	42	▲ 244	▲ 60	▲ 102	97	▲ 199	▲ 58	▲ 87	111	▲ 100	▲ 36	▲ 57
新規整備方策 (D)	35	15	3	12	0	78	20	31	▲ 15	104	36	68
教育・保育施設	5	15	3	12	0	48	14	8	▲ 15	104	24	42
確認を受けない幼稚園	30				0				0			
地域型保育事業			0	0			6	13			12	26
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		30	0	10		0	0	0
確保方策 (E=B+D)	370	219	41	180	370	297	61	211	355	401	97	279
新規整備後の過不足 (F=E-A)	77	▲ 229	▲ 57	▲ 90	97	▲ 121	▲ 38	▲ 56	96	4	0	11
教育・保育別の過不足	77	▲ 376			97	▲ 215			96	15		
新規整備累計	35	15	3	12	35	93	23	43	20	197	59	111
教育・保育別の新規整備累計	35	30			35	159			20	367		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	245	374	95	268	244	373	94	262
整備済み (B)	355	401	97	279	340	401	97	279
不足分 (C=B-A)	110	27	2	11	96	28	3	17
新規整備方策 (D)	▲ 15	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	▲ 15	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策 (E=B+D)	340	401	97	279	340	401	97	279
新規整備後の過不足 (F=E-A)	95	27	2	11	96	28	3	17
教育・保育別の過不足	95	40			96	48		
新規整備累計	5	197	59	111	5	197	59	111
教育・保育別の新規整備累計	5	367			5	367		

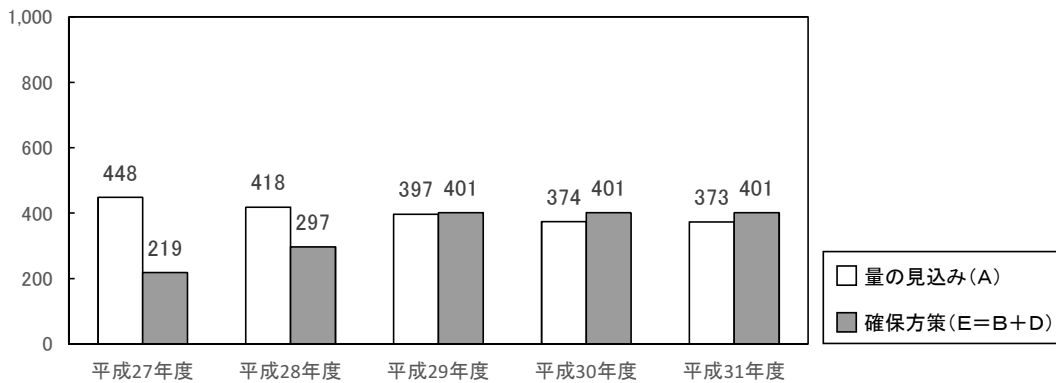
※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

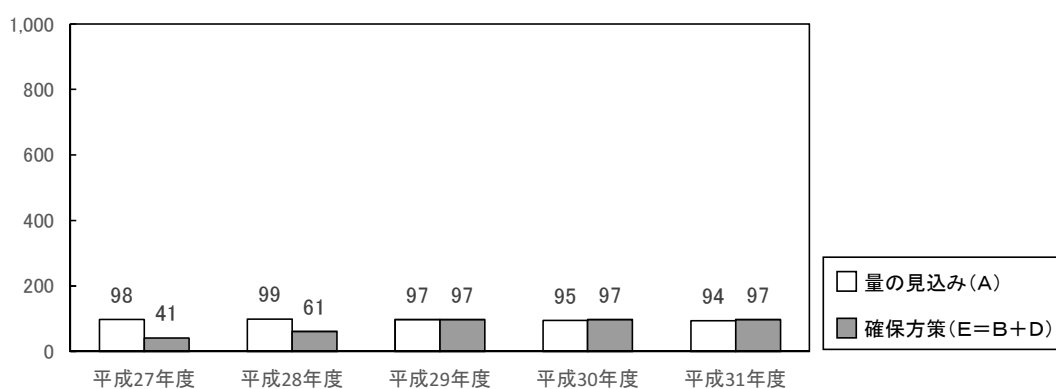
○ 1号認定（教育ニーズ分／あげな中学校区域）



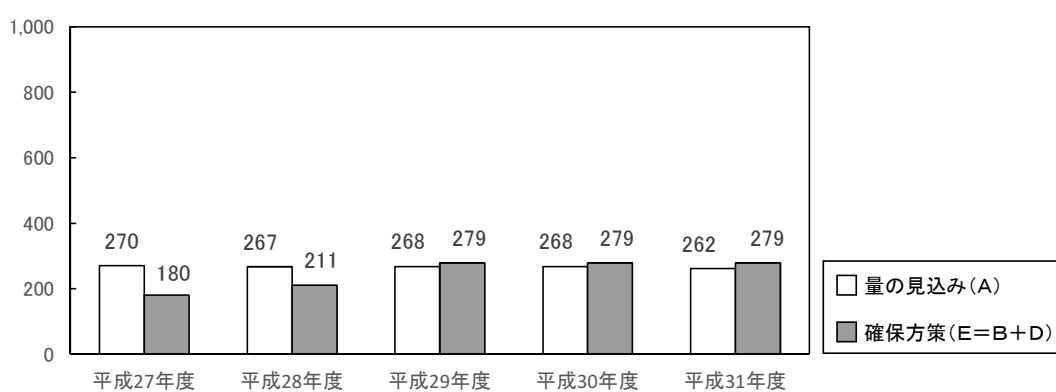
○ 2号認定（保育ニーズ分／あげな中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／あげな中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／具志川A（あげな中学校）区域）



3)各年度における確保の方策（新規整備分／あげな中学校区域）

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
平成 27年度	公立幼稚園の4歳児保育 ・定員増：1園 10人増 ・新規実施：1園 30人	既存定員見直し 2箇所 30人
平成 28年度	—	既存定員見直し 1箇所 30人 保育所の分園 1箇所 40人 小規模保育事業 1箇所 19人 認可外保育施設の補助 1箇所 40人
平成 29年度	公立幼稚園の3歳児保育 1園 20人	保育所施設整備 1箇所 90人 保育所の増改築 1箇所 50人 保育所の分園 1箇所 30人 小規模保育事業 2箇所 38人
平成 30年度	公立幼稚園の3歳児保育 1園 20人	—
平成 31年度	—	—

(3) 具志川中学校区域（旧具志川市）

1) 現状と課題、整備方針

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 具志川中学校区域の公立幼稚園では、平成 26 年度現在、全園での 5 歳児保育及び 1 園で 4 歳児保育を実施しています。利用が見込まれる 3 歳児、4 歳児への対応拡大が必要となっています。
- 現在 4 歳児保育を実施している園の定員増を行うとともに、実施園をさらに 1 園増加します。また、公立幼稚園 1 園で 3 歳児保育を実施していきます。
- 平成 30 年度には公立幼稚園を認定こども園に移行することを検討しており、3 歳児～5 歳児の教育ニーズを含めた専業主婦家庭、共働き家庭等の教育・保育ニーズへの対応に努めます。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 0 歳児～5 歳児の人口は緩やかな減少と推計されているが、保育量の整備は不足しています。保育では 1 歳児のほか、5 歳児の受け入れ確保が特に必要となっています。
(平成 26 年 4 月の 0 歳児～5 歳児人口 1,574 人に対して、保育所定員 575 人。整備率 36.5% 認可保育所 6 箇所)
- 既存の保育所定員の見直し、増改築 4 箇所、分園 1 箇所のほか、保育所の新規整備も 1 箇所行います。また、0 歳児～2 歳の低年齢児への対応として小規模保育事業 2 箇所の実施により対応する方針です。
- 平成 30 年度には公立幼稚園を認定こども園に移行することを検討しており、0 歳児～5 歳児の保育ニーズを含めた専業主婦家庭、共働き家庭等の教育・保育ニーズへの対応に努めます。

■年齢別認可保育所定員と平成27年度の保育量見込み

単位：人

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	62	106	44
1歳	111	179	68
2歳	118	157	39
3歳	133	135	2
4歳	151	164	179
5歳	※5歳児の実利用者：14人	166	
計	575	907	332
(参考)0～5歳人口	1,574	1,538	▲36

※平成27年度は推計による見込み

■3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

単位：人

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	300	274	260	260	262	269
	3歳	0	102	98	108	102	104
	4歳	20	86	77	75	84	80
	5歳	280	86	85	77	76	85

※現状＝4歳は平成26年度の定員数、5歳は平成26年度の4月実績

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

2) 必要量の見込みと確保量（具志川中学校区域）

■ 必要量の見込みと確保量（具志川中学校区域）

単位：

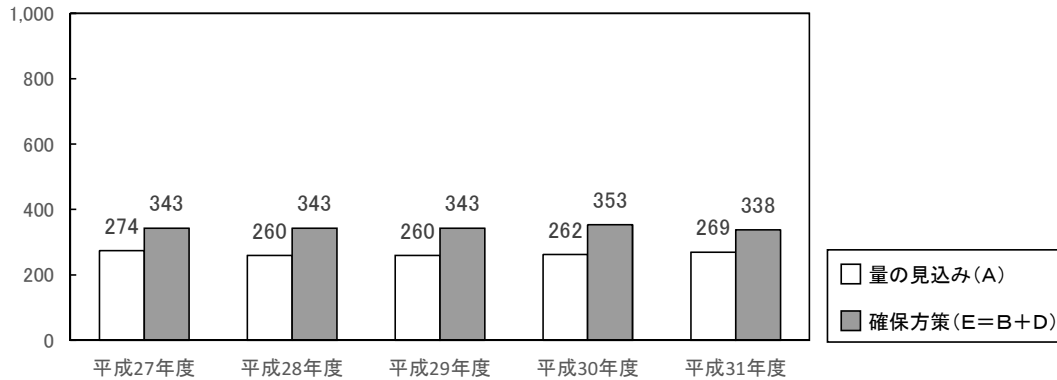
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	274	465	106	336	260	442	109	343	260	441	110	335
整備済み (B)	300	284	62	229	343	309	66	245	343	388	89	289
不足分 (C=B-A)	26	▲ 181	▲ 44	▲ 107	83	▲ 133	▲ 43	▲ 98	83	▲ 53	▲ 21	▲ 46
新規整備方策 (D)	43	25	4	16	0	79	23	44	0	67	22	56
教育・保育施設	10	25	4	16	0	79	17	31	0	67	10	30
確認を受けない幼稚園	33				0				0			
地域型保育事業			0	0			6	13			12	26
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策 (E=B+D)	343	309	66	245	343	388	89	289	343	455	111	345
新規整備後の過不足 (F=E-A)	69	▲ 156	▲ 40	▲ 91	83	▲ 54	▲ 20	▲ 54	83	14	1	10
教育・保育別の過不足	69	▲ 287			83	▲ 128			83	25		
新規整備累計	43	25	4	16	43	104	27	60	43	171	49	116
教育・保育別の新規整備累計	43	45			43	191			43	336		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	262	443	108	338	269	453	106	335
整備済み (B)	343	455	111	345	353	485	121	365
不足分 (C=B-A)	81	12	3	7	84	32	15	30
新規整備方策 (D)	10	30	10	20	▲ 15	0	0	0
教育・保育施設	10	30	10	20	▲ 15	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策 (E=B+D)	353	485	121	365	338	485	121	365
新規整備後の過不足 (F=E-A)	91	42	13	27	69	32	15	30
教育・保育別の過不足	91	82			69	77		
新規整備累計	53	201	59	136	38	201	59	136
教育・保育別の新規整備累計	53	396			38	396		

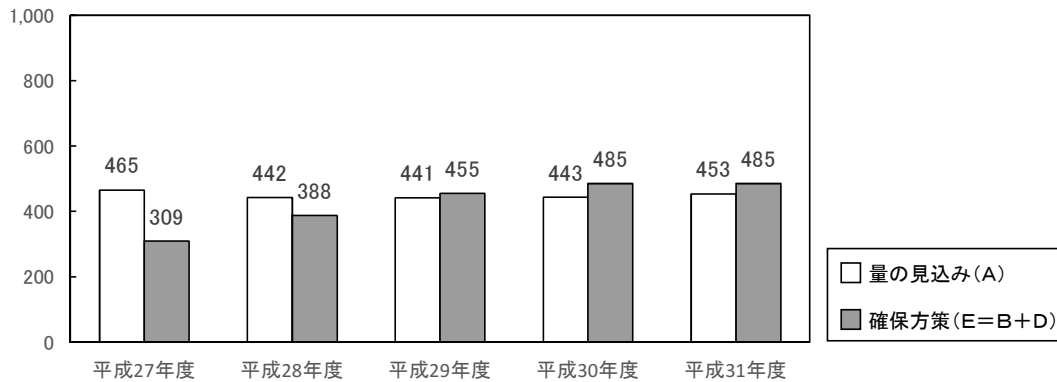
※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

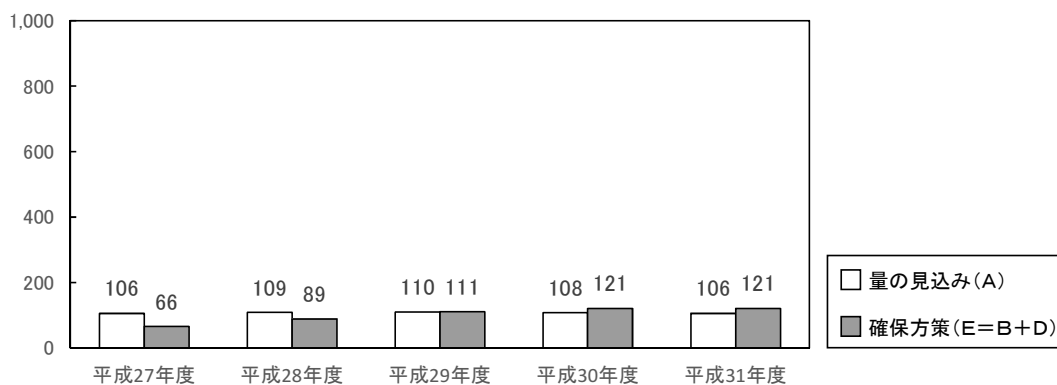
○ 1号認定（教育ニーズ分／具志川中学校区域）



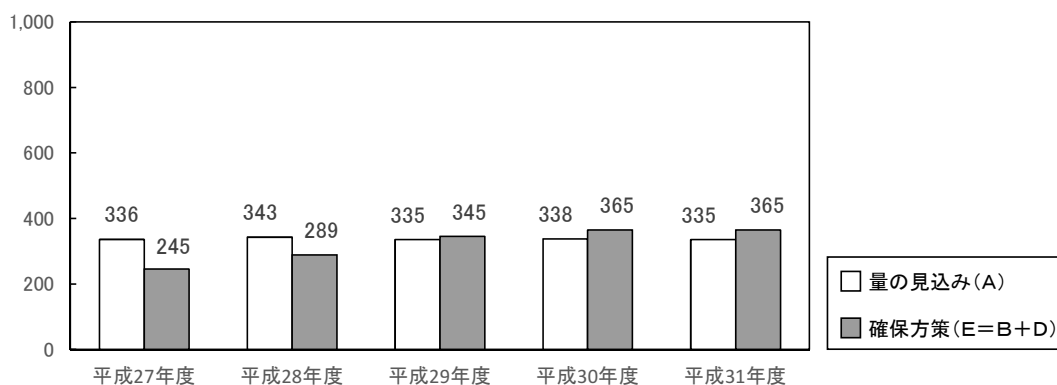
○ 2号認定（保育ニーズ分／具志川中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／具志川中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／具志川中学校区域）



3)各年度における確保の方策（新規整備分／具志川中学校区域）

	確保の方策（新規分）			
	教育の量		保育の量	
平成 27年度	公立幼稚園の4歳児保育 ・定員増：1園 10人増		既存定員見直し	2箇所 45人
平成 28年度	—		保育所の増改築	3箇所 97人
			保育所の分園	1箇所 30人
			小規模保育事業	1箇所 19人
平成 29年度	—		保育所施設整備	1箇所 80人
			保育所の増改築	1箇所 30人
			小規模保育事業	2箇所 38人
平成 30年度	認定こども園等（教育分）	1箇所 150人	認定こども園等（保育分）	1箇所 60人
平成 31年度	公立幼稚園の3歳児保育	1園 20人	—	

(4) 高江洲中学校区域（旧具志川市）

1) 現状と課題、整備方針

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 高江洲中学校区域の公立幼稚園では、平成 26 年度現在、5 歳児保育のみの実施となっています。利用が見込まれる 3 歳児、4 歳児への対応が必要となっています。
- 公立幼稚園において 3 歳児保育、4 歳児保育を各 2 園で実施し、ニーズへの対応を図ります。
- 平成 29 年度には専業主婦家庭、共働き家庭等ともに利用できる認定こども園 1 箇所の整備を行い、3 歳児～5 歳児の教育ニーズを含めた教育・保育ニーズへの幅広い対応を図ります。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 0 歳児～5 歳児の人口はやや減少しているが、保育ニーズに対する整備量が不足しており、特に 1 歳児・2 歳児の受け入れ確保が必要です。また、5 歳児保育の整備も必要です。
(平成 26 年 4 月の 0 歳児～5 歳児人口 1,084 人に対して、保育所定員 335 人。整備率 30.9% 認可保育所 5 箇所)
- 既存の保育所定員の見直し、増改築 2 箇所、分園 2 箇所のほか、保育所の新規整備も 1 箇所行います。また、0 歳児～2 歳児の低年齢児への対応として小規模保育事業 3 箇所の実施により対応する方針です。
- 平成 29 年度には専業主婦家庭、共働き家庭等ともに利用できる認定こども園 1 箇所の整備を行い、0 歳児～5 歳児の保育ニーズを含めた教育・保育ニーズへの幅広い対応を図ります。

■年齢別認可保育所定員と平成27年度の保育量見込み

単位：人

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	26	62	36
1歳	54	160	106
2歳	74	145	71
3歳	84	124	40
4歳	97	124	141
5歳	※5歳児の実利用者：8人	114	
計	335	729	394
(参考)0～5歳人口	1,084	1,071	▲13

※平成27年度は推計による見込み

■3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

単位：人

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	245	132	128	125	125	130
	3歳	0	36	33	36	36	37
	4歳	0	45	43	41	43	43
	5歳	245	51	52	48	46	50

※現状＝4歳は平成26年度の定員数、5歳は平成26年度の4月実績

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

2) 必要量の見込みと確保量（高江洲中学校区域）

■必要量の見込みと確保量（高江洲中学校区域）

単位：

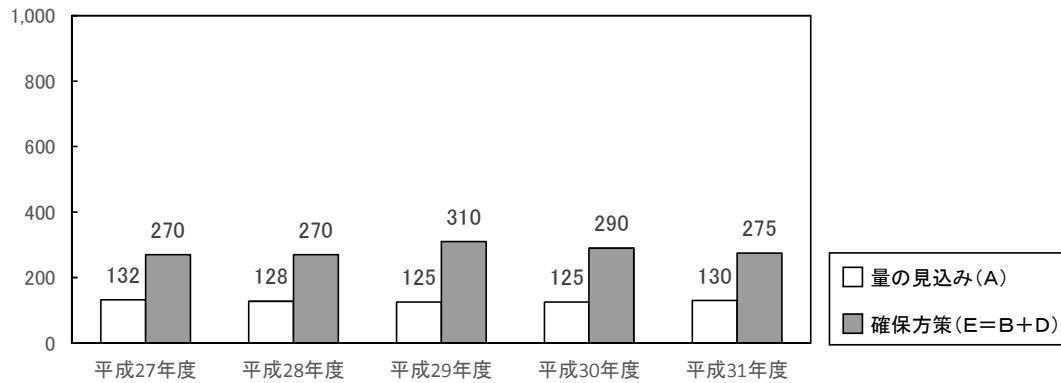
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	132	362	62	305	128	348	64	314	125	342	64	317
整備済み (B)	245	181	26	128	270	193	33	142	270	238	41	188
不足分 (C=B-A)	113	▲ 181	▲ 36	▲ 177	142	▲ 155	▲ 31	▲ 172	145	▲ 104	▲ 23	▲ 129
新規整備方策 (D)	25	12	7	14	0	45	8	46	40	105	24	129
教育・保育施設	▲ 5	12	7	14	0	45	5	30	40	105	18	97
確認を受けない幼稚園	30				0				0			
地域型保育事業			0	0			3	16			6	32
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策 (E=B+D)	270	193	33	142	270	238	41	188	310	343	65	317
新規整備後の過不足 (F=E-A)	138	▲ 169	▲ 29	▲ 163	142	▲ 110	▲ 23	▲ 126	185	1	1	0
教育・保育別の過不足	138	▲ 361			142	▲ 259			185	2		
新規整備累計	25	12	7	14	25	57	15	60	65	162	39	189
教育・保育別の新規整備累計	25	33			25	132			65	390		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	125	341	65	323	130	352	66	325
整備済み (B)	310	343	65	317	290	343	65	317
不足分 (C=B-A)	185	2	0	▲ 6	160	▲ 9	▲ 1	▲ 8
新規整備方策 (D)	▲ 20	0	0	0	▲ 15	0	0	0
教育・保育施設	▲ 20	0	0	0	▲ 15	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策 (E=B+D)	290	343	65	317	275	343	65	317
新規整備後の過不足 (F=E-A)	165	2	0	▲ 6	145	▲ 9	▲ 1	▲ 8
教育・保育別の過不足	165	▲ 4			145	▲ 18		
新規整備累計	45	162	39	189	30	162	39	189
教育・保育別の新規整備累計	45	390			30	390		

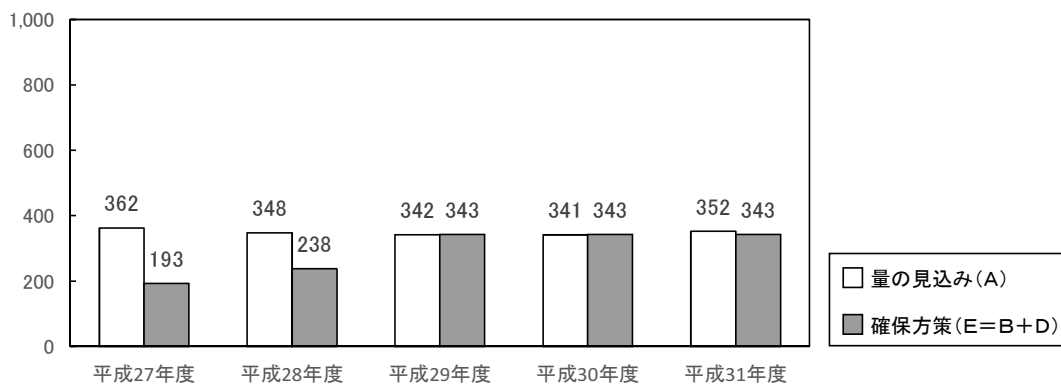
※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

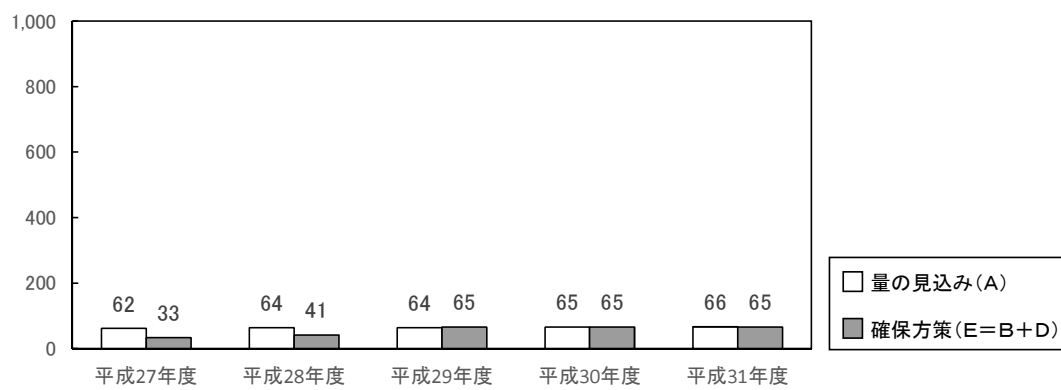
○ 1号認定（教育ニーズ分／高江洲中学校区域）



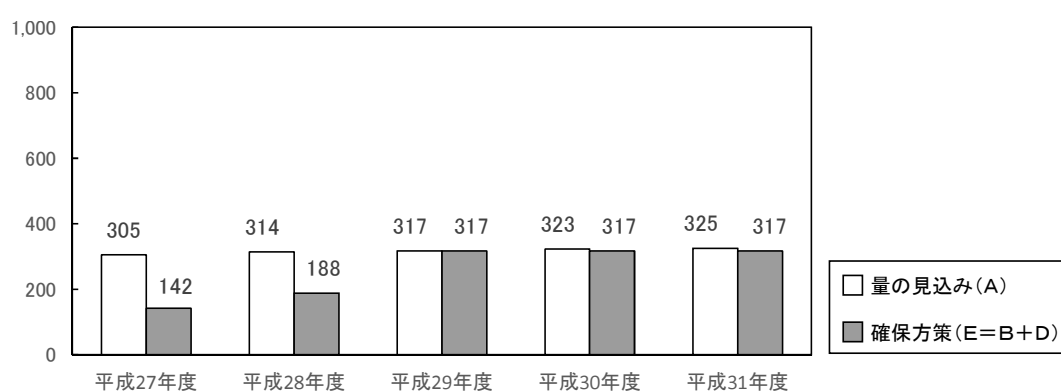
○ 2号認定（保育ニーズ分／高江洲中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／高江洲中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／高江洲中学校区域）



3)各年度における確保の方策（新規整備分／高江洲中学校区域）

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
平成 27年度	公立幼稚園の4歳児保育 1園（30人）	既存定員見直し 1箇所 33人
平成 28年度	—	保育所施設整備 1箇所 80人 小規模保育事業 1箇所 19人
平成 29年度	認定こども園等（教育分） 1箇所 40人	認定こども園等（保育分） 1箇所 80人 既存定員見直し 1箇所 30人 保育所の増改築 2箇所 40人 保育所の分園 2箇所 70人 小規模保育事業 2箇所 38人
平成 30年度	公立幼稚園の3歳児保育 1園（20人） 公立幼稚園の4歳児保育 1園（30人）	—
平成 31年度	公立幼稚園の3歳児保育 1園（20人）	—

(5) 具志川東中学校区域（旧具志川市）

1) 現状と課題、整備方針

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 具志川東中学校区域の公立幼稚園では、平成26年度現在、5歳児保育のみの実施となっています。利用が見込まれる3歳児、4歳児への対応が必要となっています。
- 公立幼稚園において3歳児保育、4歳児保育を各2園で実施し、ニーズへの対応を図ります。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 0歳児～5歳児の人口は横ばいで推計されています。現在のニーズに対する整備量が大きく不足しています。保育量の拡大を早期に実施する必要があります。
(平成26年4月の0歳児～5歳児人口1,074人に対して、保育所定員198人。整備率18.4%
認可保育所2箇所)
- 保育所の新規整備を3箇所行うほか、既存施設の増改築1箇所、分園1箇所、定員見直しを行います。また、低年齢児の保育対策として小規模保育事業を3箇所実施します。

■年齢別認可保育所定員と平成27年度の保育量見込み

単位：人

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	21	80	59
1歳	41	123	82
2歳	41	118	77
3歳	47	125	78
4歳	48	126	179
5歳	※5歳児の実利用者：0人	101	
計	198	673	475
(参考)0～5歳人口	1,074	1,076	2

※平成27年度は推計による見込み

■3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

単位：人

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	210	152	148	147	145	145
	3歳	0	40	39	40	39	39
	4歳	0	40	40	37	39	38
	5歳	210	72	69	70	67	68

※現状＝4歳は平成26年度の定員数、5歳は平成26年度の4月実績

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

2) 必要量の見込みと確保量（具志川東中学校区域）

■必要量の見込みと確保量（具志川東中学校区域）

単位：

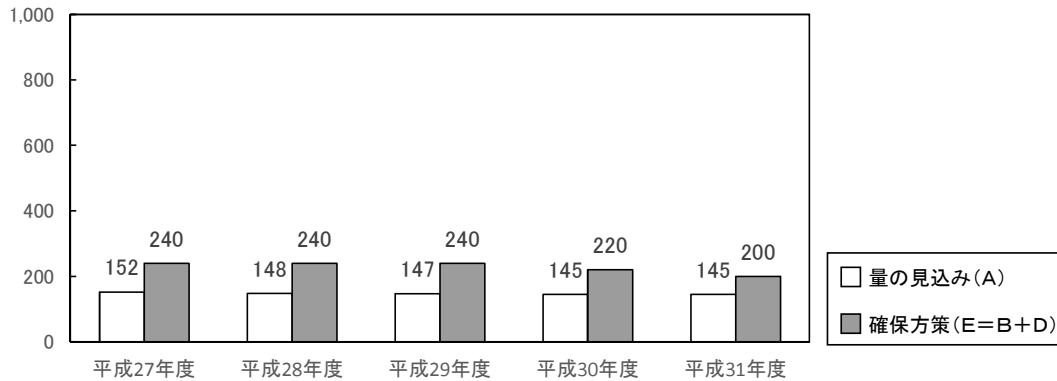
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み（A）	152	352	80	241	148	341	82	241	147	339	81	235
整備済み（B）	210	95	21	82	240	132	30	127	240	212	54	172
不足分（C=B-A）	58	▲ 257	▲ 59	▲ 159	92	▲ 209	▲ 52	▲ 114	93	▲ 127	▲ 27	▲ 63
新規整備方策（D）	30	37	9	45	0	80	24	45	0	128	27	63
教育・保育施設	0	37	3	32	0	80	18	32	0	128	24	48
確認を受けない幼稚園	30				0				0			
地域型保育事業			6	13			6	13			3	15
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	240	132	30	127	240	212	54	172	240	340	81	235
新規整備後の過不足 （F=E-A）	88	▲ 220	▲ 50	▲ 114	92	▲ 129	▲ 28	▲ 69	93	1	0	0
教育・保育別の過不足	88	▲ 384			92	▲ 226			93	1		
新規整備累計	30	37	9	45	30	117	33	90	30	245	60	153
教育・保育別の新規整備累計	30	91			30	240			30	458		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み（A）	145	331	81	236	145	333	81	235
整備済み（B）	240	340	81	235	220	340	81	235
不足分（C=B-A）	95	9	0	▲ 1	75	7	0	0
新規整備方策（D）	▲ 20	0	0	0	▲ 20	0	0	0
教育・保育施設	▲ 20	0	0	0	▲ 20	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	220	340	81	235	200	340	81	235
新規整備後の過不足 （F=E-A）	75	9	0	▲ 1	55	7	0	0
教育・保育別の過不足	75	8			55	7		
新規整備累計	10	245	60	153	▲ 10	245	60	153
教育・保育別の新規整備累計	10	458			▲ 10	458		

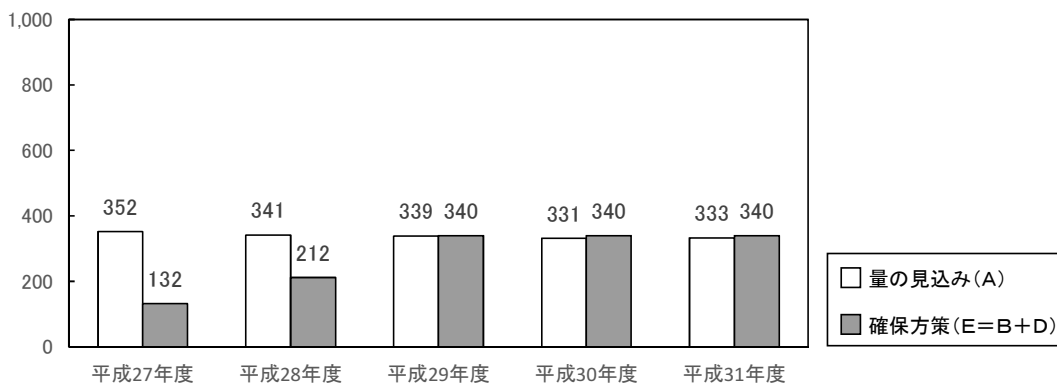
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

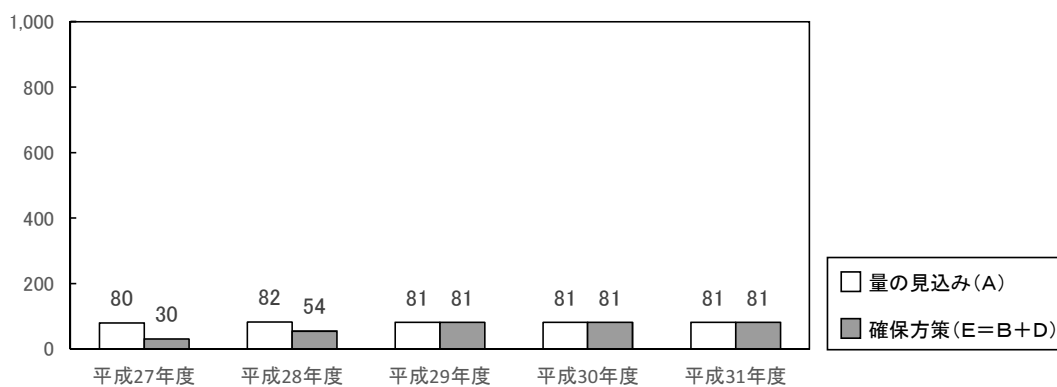
○ 1号認定（教育ニーズ分／具志川東中学校区域）



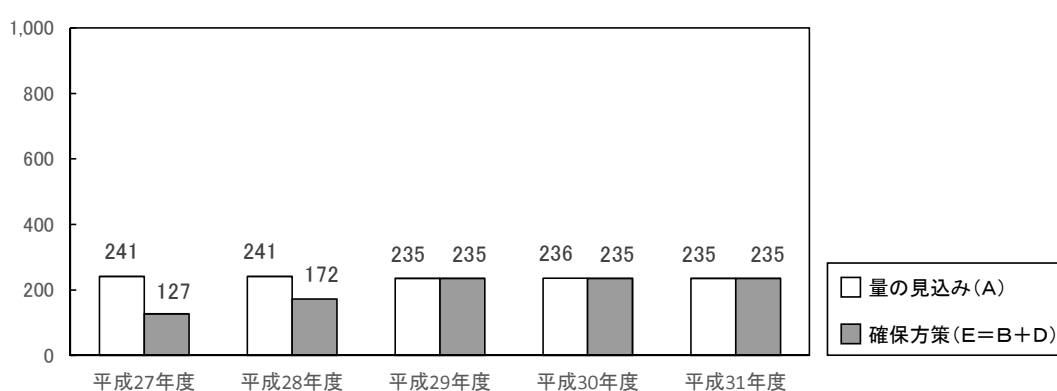
○ 2号認定（保育ニーズ分／具志川東中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／具志川東中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／具志川東中学校区域）



3)各年度における確保の方策（新規整備分／具志川東中学校区域）

	確保の方策（新規分）				
	教育の量			保育の量	
平成 27年度	—			既存定員見直し	1箇所 42人
				保育所の分園	1箇所 30人
				小規模保育事業	1箇所 19人
平成 28年度	—			保育所施設整備	1箇所 80人
				増改築	1箇所 50人
				小規模保育事業	1箇所 19人
平成 29年度	—			保育所施設整備	3箇所 200人
				小規模保育事業	1箇所 18人
平成 30年度	公立幼稚園の3歳児保育	1園	20人	—	
	公立幼稚園の4歳児保育	1園	30人		
平成 31年度	公立幼稚園の3歳児保育	1園	20人	—	
	公立幼稚園の4歳児保育	1園	30人		

(6) 石川区域（旧石川市）

1) 現状と課題、整備方針

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 石川区域の公立幼稚園では、平成26年度現在、5歳児保育のみの実施となっています。利用が見込まれる3歳児、4歳児への対応が必要となっています。
- 公立幼稚園において4歳児保育を3園で実施するほか、3歳児保育を2園で実施し、ニーズへの対応を図ります。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 0歳児～5歳児の人口は減少傾向しており、又、保育所の整備が他区域より進んでいます。しかし、整備量は不足しており、低年齢児や5歳児についての整備が必要です。
(平成26年4月の0歳児～5歳児人口1,517人に対して、保育所定員600人。整備率39.5%認可保育所9箇所)
- 既存保育所の増改築5箇所、既存定員の見直しで対応を図るほか、小規模保育事業3箇所、事業所内保育事業1箇所といった地域型保育事業により、低年齢児の保育対策を行います。

■年齢別認可保育所定員と平成27年度の保育量見込み

単位：人

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	54	97	43
1歳	108	154	46
2歳	122	156	34
3歳	144	144	0
4歳	172	150	106
5歳	※5歳児の実利用者：68人	128	
計	600	829	229
(参考)0～5歳人口	1,517	1,467	▲50

※平成27年度は推計による見込み

■3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

単位：人

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	385	288	288	283	277	275
	3歳	0	93	92	91	89	90
	4歳	0	96	91	92	88	88
	5歳	385	99	105	100	100	97

※現状＝4歳は平成26年度の定員数、5歳は平成26年度の4月実績

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

2) 必要量の見込みと確保量（石川区域）

■ 必要量の見込みと確保量（石川区域）

単位：

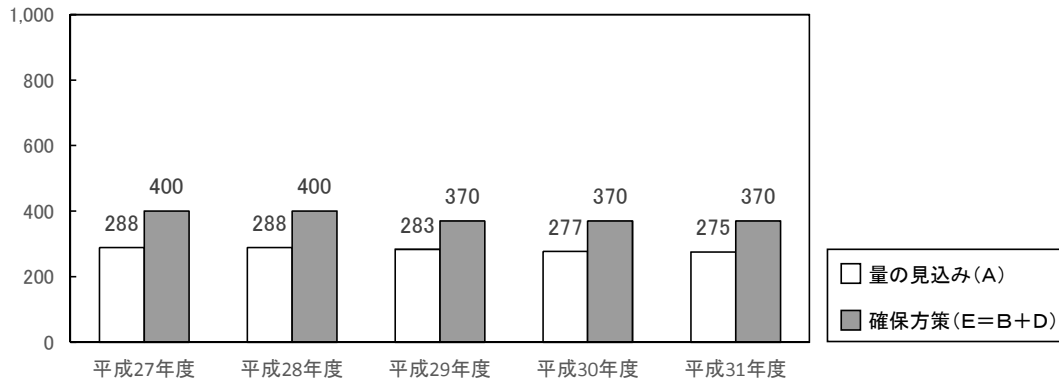
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	288	422	97	310	288	424	99	303	283	414	98	302
整備済み (B)	385	316	54	230	400	330	57	233	400	368	70	265
不足分 (C=B-A)	97	▲ 106	▲ 43	▲ 80	112	▲ 94	▲ 42	▲ 70	117	▲ 46	▲ 28	▲ 37
新規整備方策 (D)	15	14	3	3	0	38	13	32	▲ 30	58	28	37
教育・保育施設	▲ 15	14	3	3	0	38	6	16	▲ 30	58	16	11
確認を受けない幼稚園	30				0				0			
地域型保育事業			0	0			7	16			12	26
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策 (E=B+D)	400	330	57	233	400	368	70	265	370	426	98	302
新規整備後の過不足 (F=E-A)	112	▲ 92	▲ 40	▲ 77	112	▲ 56	▲ 29	▲ 38	87	12	0	0
教育・保育別の過不足	112	▲ 209			112	▲ 123			87	12		
新規整備累計	15	14	3	3	15	52	16	35	▲ 15	110	44	72
教育・保育別の新規整備累計	15	20			15	103			▲ 15	226		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	277	406	96	303	275	402	95	300
整備済み (B)	370	426	98	302	370	426	98	302
不足分 (C=B-A)	93	20	2	▲ 1	95	24	3	2
新規整備方策 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策 (E=B+D)	370	426	98	302	370	426	98	302
新規整備後の過不足 (F=E-A)	93	20	2	▲ 1	95	24	3	2
教育・保育別の過不足	93	21			95	29		
新規整備累計	▲ 15	110	44	72	▲ 15	110	44	72
教育・保育別の新規整備累計	▲ 15	226			▲ 15	226		

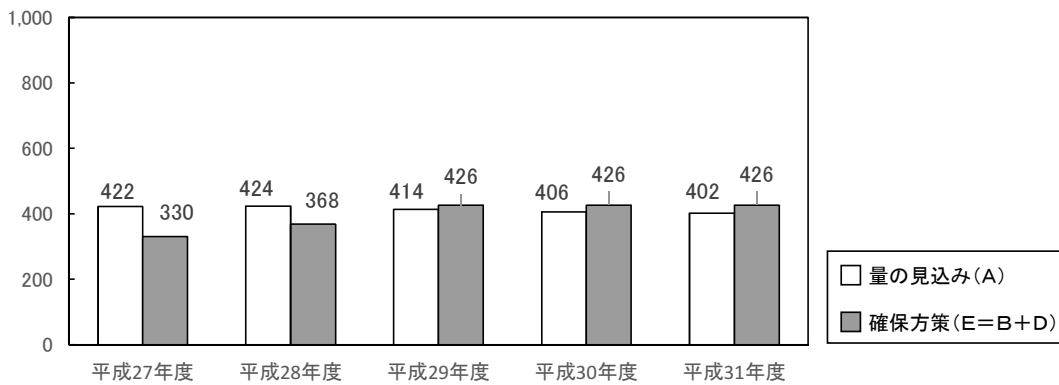
※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

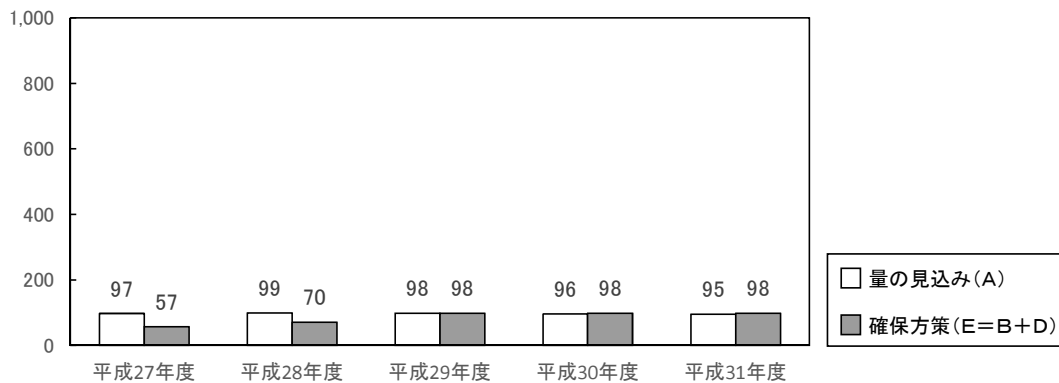
○ 1号認定（教育ニーズ分／石川区域）



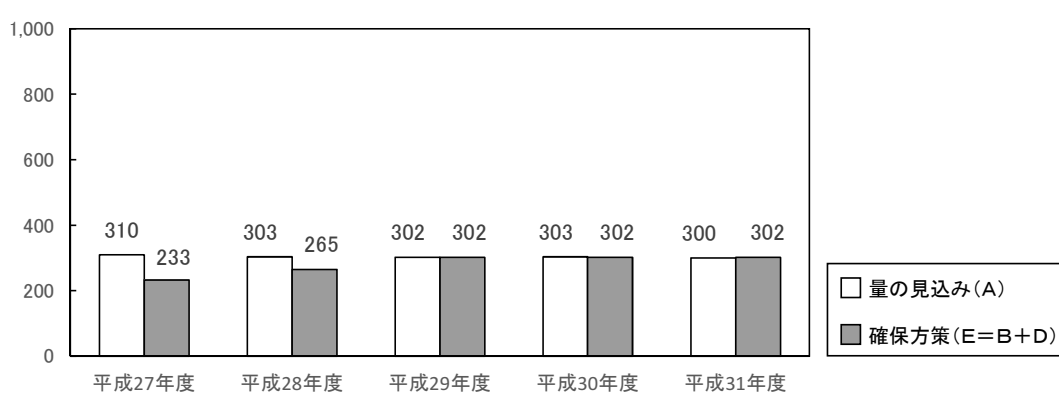
○ 2号認定（保育ニーズ分／石川区域）



○ 3号認定（0歳児／石川区域）



○ 3号認定（1・2歳児／石川区域）



3)各年度における確保の方策（新規整備分／石川区域）

	確保の方策（新規分）		
	教育の量	保育の量	
平成 27年度	公立幼稚園の4歳児保育 3園 90人	既存定員の見直し 1箇所 5人 保育所の増改築 1箇所 15人	
平成 28年度	—	既存定員の見直し 1箇所 30人 保育所の増改築 1箇所 30人 小規模保育事業 1箇所 18人 事業所内保育事業 1箇所 5人	
平成 29年度	公立幼稚園の3歳児保育 2園 40人	保育所の増改築 3箇所 85人 小規模保育事業 2箇所 38人	
平成 30年度	—	—	
平成 31年度	—	—	

(7) 与勝区域（旧勝連町、旧与那城町）

1) 現状と課題、整備方針

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 与勝区域の公立幼稚園では、平成 26 年度現在、全園で 5 歳児保育及び 2 園で 4 歳児保育を実施しています。利用が見込まれる 3 歳児、4 歳児への対応拡大が必要となっています。
- 現在 4 歳児保育を実施している園の定員増を行うとともに、実施園をさらに 3 園増加します。また、区域内の公立幼稚園 5 園で 3 歳児保育を実施していきます。
- 平成 29 年度には専業主婦家庭、共働き家庭等ともに利用できる認定こども園 1 箇所の整備を行い、3 歳児～5 歳児の教育ニーズを含めた教育・保育ニーズへの幅広い対応を図ります。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 0 歳児～5 歳児の人口は減少することで推計されているが、現状で保育整備量が不足しています。現状として不足が大きいため、保育量の拡大を図る必要があります。
(平成 26 年 4 月の 0 歳児～5 歳児人口 1,399 人に対して、保育所定員 320 人。整備率 22.9% 認可保育所 5 箇所)
- 保育所の新規整備を 2 箇所、保育所の増改築 2 箇所、分園 2 箇所、既存定員見直しにより保育量の拡大を図るほか、低年齢児の保育を行う小規模保育事業 2 箇所の整備を行います。
- 平成 29 年度には専業主婦家庭、共働き家庭等ともに利用できる認定こども園 1 箇所の整備を行い、0 歳児～5 歳児の保育ニーズを含めた教育・保育ニーズへの幅広い対応を図ります。

■年齢別認可保育所定員と平成27年度の保育量見込み

単位：人

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	24	70	46
1歳	54	155	101
2歳	66	162	96
3歳	82	148	66
4歳	94	137	163
5歳	※5歳児の実利用者：0人	120	
計	320	792	472
(参考)0～5歳人口	1,399	1,350	▲49

※平成27年度は推計による見込み

■3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

単位：人

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	565	242	245	245	235	227
	3歳	0	76	74	72	68	68
	4歳	40	72	77	74	72	68
	5歳	525	94	94	99	95	91

※現状＝4歳は平成26年度の定員数、5歳は平成26年度の4月実績

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

2) 必要量の見込みと確保量（与勝区域）

■ 必要量の見込みと確保量（与勝区域）

単位：

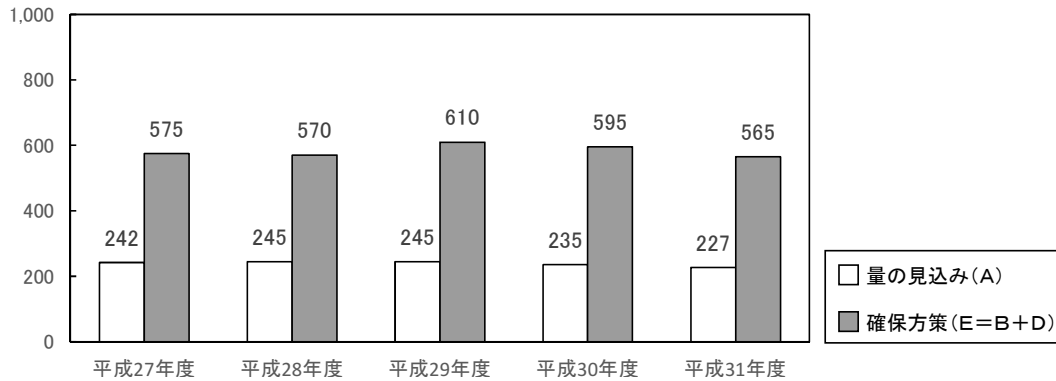
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	242	405	70	317	245	411	70	301	245	409	68	291
整備済み (B)	565	183	23	114	575	184	32	133	570	227	48	183
不足分 (C = B - A)	323	▲ 222	▲ 47	▲ 203	330	▲ 227	▲ 38	▲ 168	325	▲ 182	▲ 20	▲ 108
新規整備方策 (D)	10	1	9	19	▲ 5	43	16	50	40	207	20	109
教育・保育施設	▲ 20	1	3	6	▲ 5	43	10	37	40	207	20	109
確認を受けない幼稚園	30	/	/	/	0	/	/	/	0	/	/	/
地域型保育事業	/	/	6	13	/	/	6	13	/	/	0	0
認可外保育施設(運営補助)	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0
確保方策 (E = B + D)	575	184	32	133	570	227	48	183	610	434	68	292
新規整備後の過不足 (F = E - A)	333	▲ 221	▲ 38	▲ 184	325	▲ 184	▲ 22	▲ 118	365	25	0	1
教育・保育別の過不足	333	▲ 443			325	▲ 324			365	26		
新規整備累計	10	1	9	19	5	44	25	69	45	251	45	178
教育・保育別の新規整備累計	10	29			5	138			45	474		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み (A)	235	392	68	288	227	379	66	282
整備済み (B)	610	434	68	292	595	434	68	292
不足分 (C = B - A)	375	42	0	4	368	55	2	10
新規整備方策 (D)	▲ 15	0	0	0	▲ 30	0	0	0
教育・保育施設	▲ 15	0	0	0	▲ 30	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	0	/	/	/
地域型保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0
認可外保育施設(運営補助)	/	0	0	0	/	0	0	0
確保方策 (E = B + D)	595	434	68	292	565	434	68	292
新規整備後の過不足 (F = E - A)	360	42	0	4	338	55	2	10
教育・保育別の過不足	360	46			338	67		
新規整備累計	30	251	45	178	0	251	45	178
教育・保育別の新規整備累計	30	474			0	474		

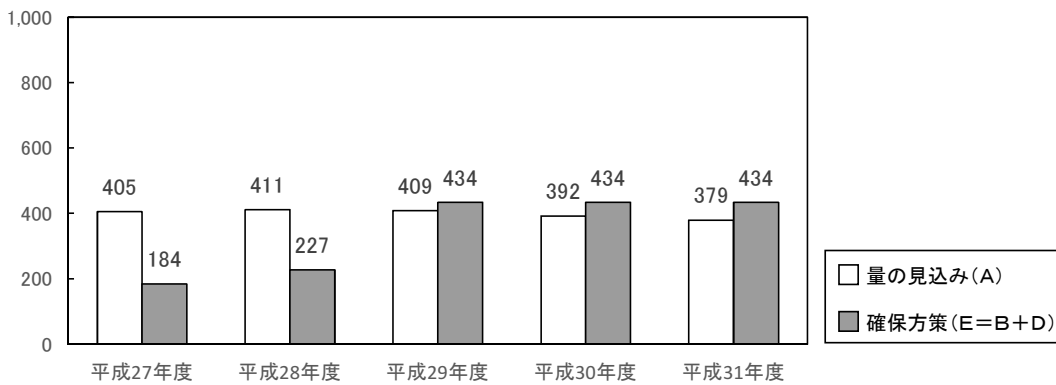
※平成 27 年度の 1 号認定「整備済み(B)」は平成 25 年度の 4 月利用人数

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

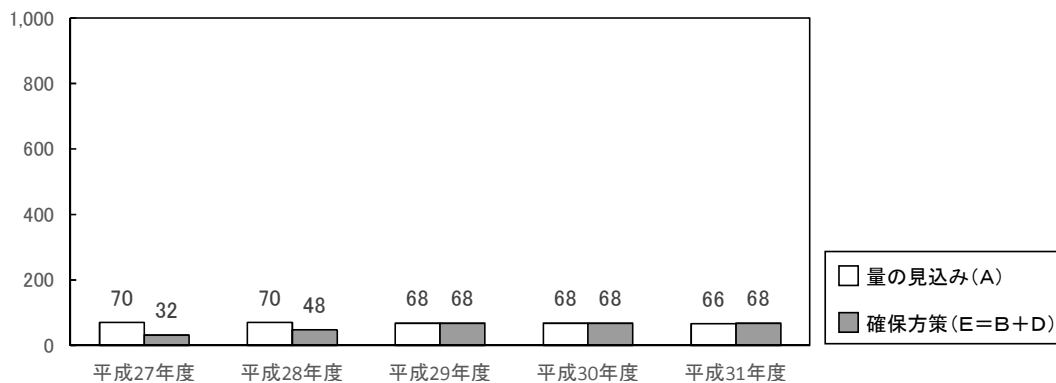
○ 1号認定（教育ニーズ分／与勝区域）



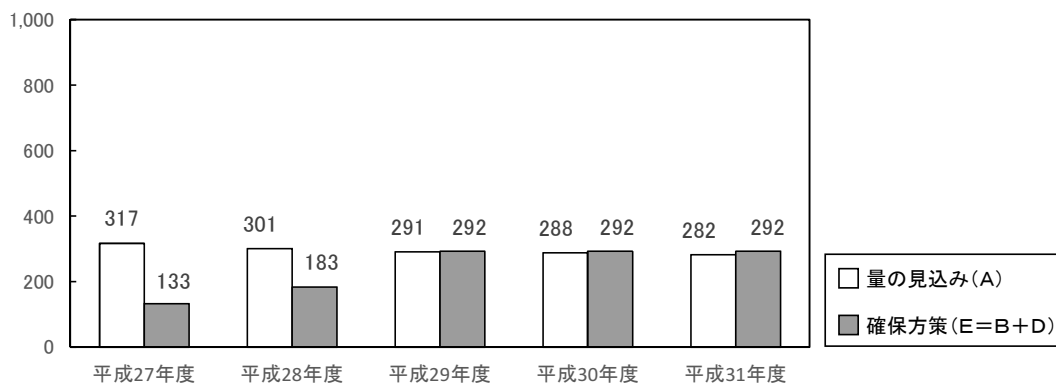
○ 2号認定（保育ニーズ分／与勝区域）



○ 3号認定（0歳児／与勝区域）



○ 3号認定（1・2歳児／与勝区域）



3)各年度における確保の方策（新規整備分／与勝区域）

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
平成 27年度	公立幼稚園の4歳児保育 ・定員増：2園 20人増 ・新規実施：2園 60人 公立幼稚園の3歳児保育 2園 40人	既存定員見直し 1箇所 10人 小規模保育事業 1箇所 19人
平成 28年度	公立幼稚園の4歳児保育 1園 30人	既存定員見直し 1箇所 10人 保育所施設整備 1箇所 80人 小規模保育事業 1箇所 19人
平成 29年度	認定こども園等（教育分） 1箇所 40人	認定こども園等（保育分） 1箇所 80人 既存定員見直し 3箇所 26人 保育所施設整備 1箇所 90人 保育所の増改築 2箇所 70人 保育所の分園 2箇所 70人
平成 30年度	公立幼稚園の3歳児保育 1園 20人	—
平成 31年度	公立幼稚園の3歳児保育 2園 40人	—

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

○現在、延長保育事業として公立保育所、認可保育所で実施しています。今後、時間外保育事業は全園で実施し、量の見込みに対する提供の確保を図ります。

■時間外保育事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	2,200	2,168	2,136	2,112	2,105
確保方策	人	2,200	2,168	2,136	2,112	2,105
	箇所	全園	全園	全園	全園	全園

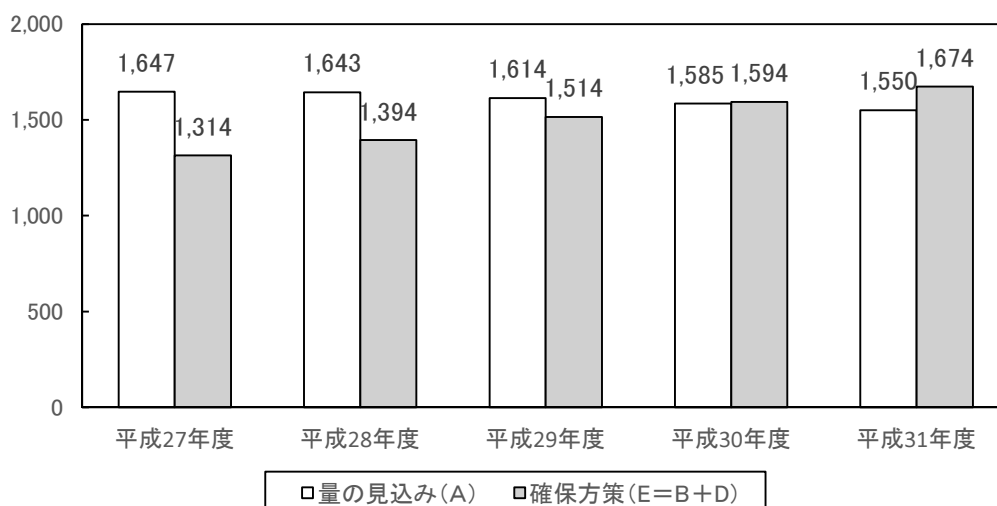
(2) 放課後児童健全育成事業

1) 市全体

- 本事業は平成26年度5月現在、40施設において1,284人受け入れているが、平成27年度の見込みは1,647人であり、整備量が不足しています。
- 計画期間に390人分(10施設)の受け入れを整備します。また、現在の整備量やニーズは地域差が大きいため、見込み量に応じた区域別の整備を、社会資源(公民館、学校敷地への設置等)を活用しながら行っていきます。

■放課後児童健全育成事業(市全体)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	1,647	1,643	1,614	1,585	1,550
	低学年	人	1,349	1,351	1,317	1,282	1,246
	高学年	人	298	292	297	303	304
整備済み	整備量(B)	人	1,284	1,314	1,394	1,514	1,594
	施設数	箇所	40	41	43	46	48
不足分(C=B-A)		人	▲363	▲329	▲220	▲71	44
新規整備方策	整備量(D)	人	30	80	120	80	80
	施設数	箇所	1	2	3	2	2
確保方策(E=B+D)		人	1,314	1,394	1,514	1,594	1,674
整備後の過不足数(F=E-A)		人	▲333	▲249	▲100	9	124
新規整備累計	整備量	人	30	110	230	310	390
	施設数	箇所	1	3	6	8	10

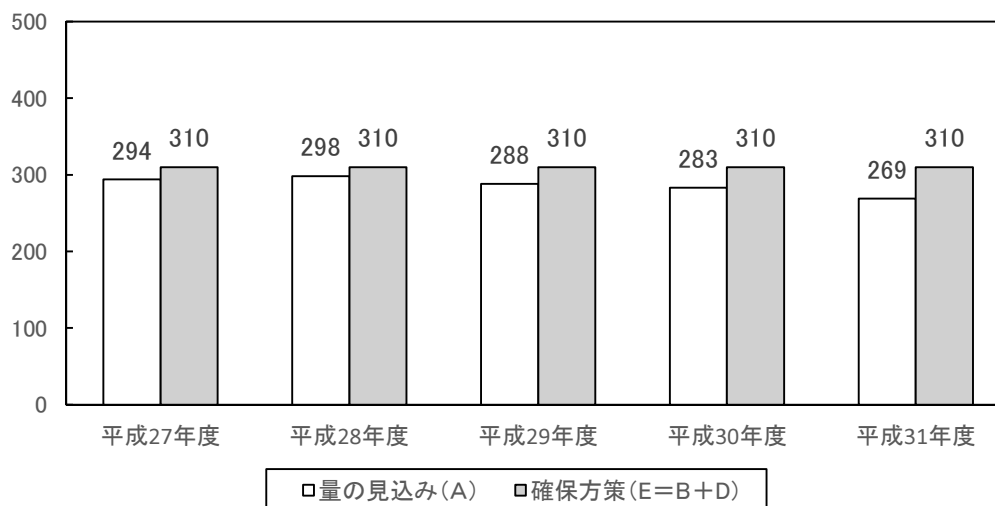


2) あげな中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○平成26年度5月現在、10箇所の学童クラブがあり、310人の受け入れを行っています。今後の見込みに対する整備量は充足しており、新規整備は行わない方針ですが、平成27年度以降の動向を見極めながら対応を図ります。

■放課後児童健全育成事業（あげな中学校区域）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	294	298	288	283	269
	低学年	人	244	249	237	232	217
	高学年	人	50	49	51	51	52
整備済み	整備量(B)	人	310	310	310	310	310
	施設数	箇所	10	10	10	10	10
不足分(C=B-A)		人	16	12	22	27	41
新規整備方策	整備量(D)	人	0	0	0	0	0
	施設数	箇所	0	0	0	0	0
確保方策(E=B+D)		人	310	310	310	310	310
整備後の過不足数(F=E-A)		人	16	12	22	27	41
新規整備累計	整備量	人	0	0	0	0	0
	施設数	箇所	0	0	0	0	0

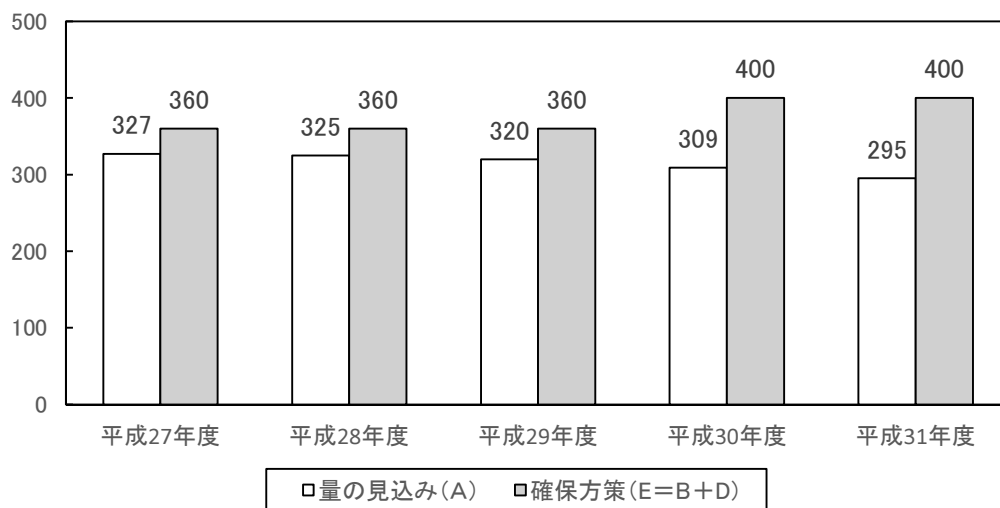


3) 具志川中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○平成26年度5月現在、10箇所の学童クラブがあり、360人の受け入れを行っています。今後の見込みに対する整備量は充足していますが、新規整備が望まれる地区(小学校区)があるため、1箇所の整備を行います。新規整備においては、学校敷地内への設置を推進します。

■放課後児童健全育成事業（具志川中学校区域）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	327	325	320	309	295
	低学年	人	283	281	275	262	249
	高学年	人	44	44	45	47	46
整備済み	整備量(B)	人	360	360	360	360	400
	施設数	箇所	10	10	10	10	11
不足分(C=B-A)		人	33	35	40	51	105
新規整備方策	整備量(D)	人	0	0	0	40	0
	施設数	箇所	0	0	0	1	0
確保方策(E=B+D)		人	360	360	360	400	400
整備後の過不足数(F=E-A)		人	33	35	40	91	105
新規整備累計	整備量	人	0	0	0	40	40
	施設数	箇所	0	0	0	1	1

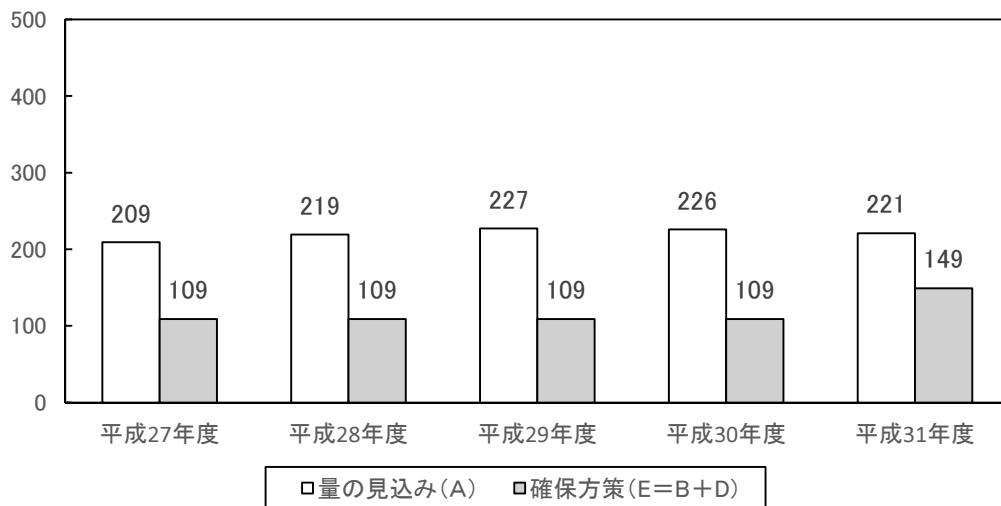


4) 高江洲中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○平成26年度5月現在、3箇所の学童クラブがあり、109人の受け入れを行っています。平成27年度以降の見込み量は200人を上回っており、新規整備(1箇所)により対応を図るほか、整備不足分については実際の利用状況を見極めながら、対応を図ります。新規整備においては、学校敷地内など、公的機関を活用した設置を推進します。

■放課後児童健全育成事業（高江洲中学校区域）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	209	219	227	226	221
	低学年	人	178	188	196	193	186
	高学年	人	31	31	31	33	35
整備済み	整備量(B)	人	109	109	109	109	109
	施設数	箇所	3	3	3	3	3
不足分(C=B-A)		人	▲ 100	▲ 110	▲ 118	▲ 117	▲ 112
新規整備方策	整備量(D)	人	0	0	0	0	40
	施設数	箇所	0	0	0	0	1
確保方策(E=B+D)		人	109	109	109	109	149
整備後の過不足数(F=E-A)		人	▲ 100	▲ 110	▲ 118	▲ 117	▲ 72
新規整備累計	整備量	人	0	0	0	0	40
	施設数	箇所	0	0	0	0	1

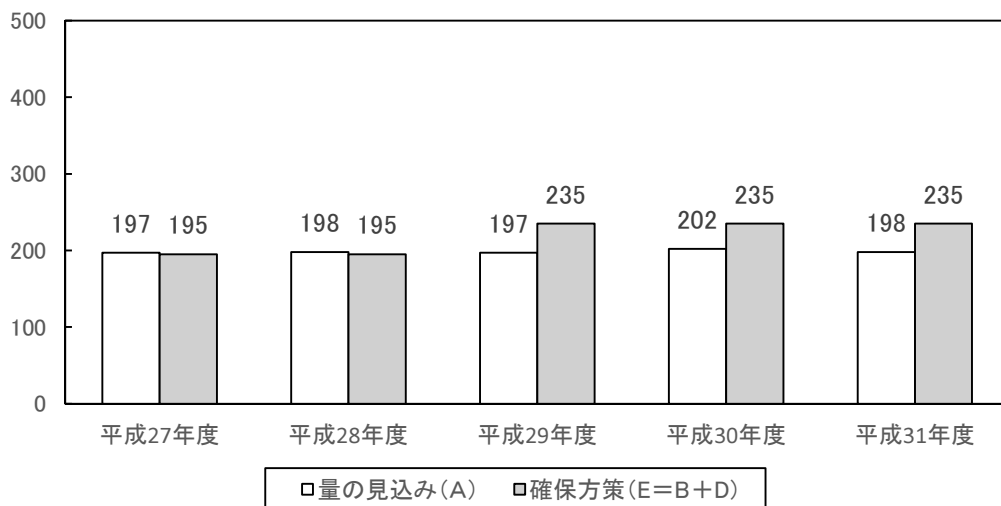


5) 具志川東中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○平成26年度5月現在、6箇所の学童クラブがあり、165人の受け入れを行っています。平成27年度以降の見込み量は40人程度であり、整備が必要となっています。計画期間内に2箇所の新規整備を行うほか、追加整備については実際の利用状況を見極めながら、対応を図ります。新規整備においては、公民館併設など、公的機関を活用した設置を推進します

■放課後児童健全育成事業（具志川東中学校区域）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	197	198	197	202	198
	低学年	人	165	167	164	168	163
	高学年	人	32	31	33	34	35
整備済み	整備量(B)	人	165	195	195	235	235
	施設数	箇所	6	7	7	8	8
不足分(C=B-A)		人	▲ 32	▲ 3	▲ 2	33	37
新規整備方策	整備量(D)	人	30	0	40	0	0
	施設数	箇所	1	0	1	0	0
確保方策(E=B+D)		人	195	195	235	235	235
整備後の過不足数(F=E-A)		人	▲ 2	▲ 3	38	33	37
新規整備累計	整備量	人	30	30	70	70	70
	施設数	箇所	1	1	2	2	2

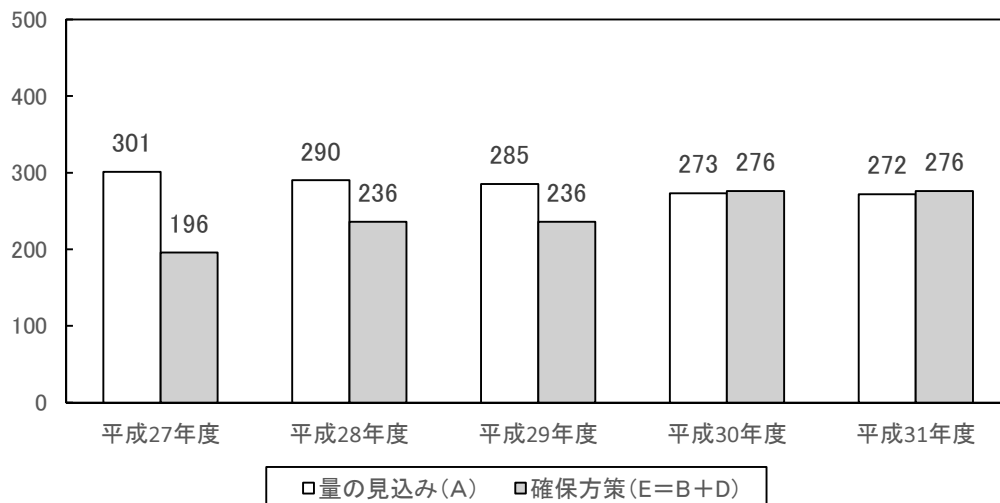


6) 石川区域（放課後児童健全育成事業）

○平成26年度5月現在、5箇所の学童クラブがあり、196人の受け入れを行っています。平成27年度の見込み量は約300人、平成31年度では約270人となっており、整備量が不足しています。計画期間内に2箇所の新規整備を行い、ニーズへの対応を図ります。新規整備においては、学校敷地内への設置を推進します。

■放課後児童健全育成事業（石川区域）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	301	290	285	273	272
	低学年	人	223	213	206	195	196
	高学年	人	78	77	79	78	76
整備済み	整備量(B)	人	196	196	236	236	276
	施設数	箇所	5	5	6	6	7
不足分(C=B-A)		人	▲ 105	▲ 94	▲ 49	▲ 37	4
新規整備方策	整備量(D)	人	0	40	0	40	0
	施設数	箇所	0	1	0	1	0
確保方策(E=B+D)		人	196	236	236	276	276
整備後の過不足数(F=E-A)		人	▲ 105	▲ 54	▲ 49	3	4
新規整備累計	整備量	人	0	40	40	80	80
	施設数	箇所	0	1	1	2	2

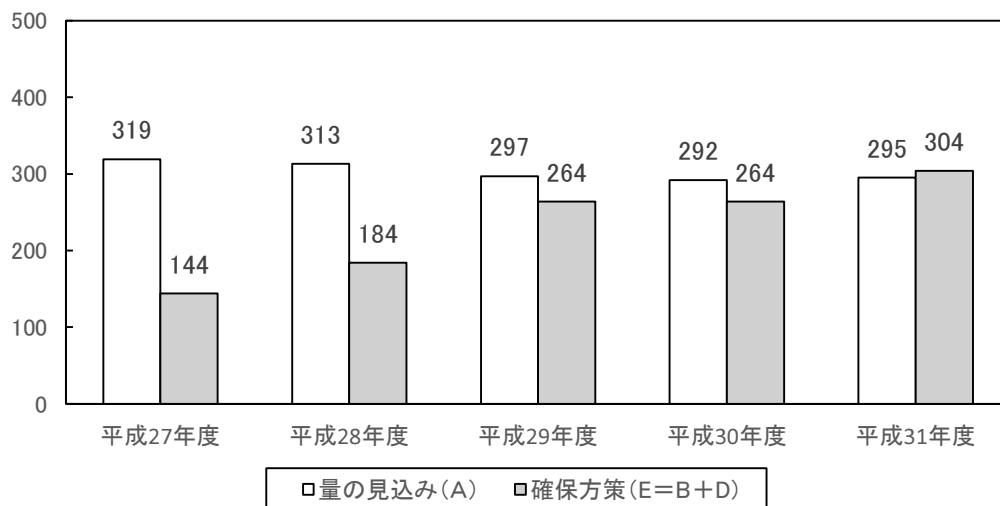


7) 与勝区域（放課後児童健全育成事業）

○平成26年度5月現在、6箇所の学童クラブがあり、144人の受け入れを行っています。平成27年度の見込み量は約320人、平成31年度では約300人となっており、整備量の不足が大きいです。計画期間内に4箇所の新規整備を行い、ニーズへの対応を図ります。新規整備においては、学校敷地内など、公的機関を活用した設置を推進します。

■放課後児童健全育成事業（与勝区域）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	319	313	297	292	295
	低学年	人	256	253	239	232	235
	高学年	人	63	60	58	60	60
整備済み	整備量(B)	人	144	144	184	264	264
	施設数	箇所	6	6	7	9	9
不足分(C=B-A)		人	▲ 175	▲ 169	▲ 113	▲ 28	▲ 31
新規整備方策	整備量(D)	人	0	40	80	0	40
	施設数	箇所	0	1	2	0	1
確保方策(E=B+D)		人	144	184	264	264	304
整備後の過不足数(F=E-A)		人	▲ 175	▲ 129	▲ 33	▲ 28	9
新規整備累計	整備量	人	0	40	120	120	160
	施設数	箇所	0	1	3	3	4



(3) 地域子育て支援拠点事業

○地域子育て支援拠点事業は、現在9箇所で開催しています。量の見込みより1日の受け入れ人数を算出すると、1箇所あたり28人程度受け入れることとなります。現在の9箇所での実施を継続するとともに、地域の公民館を活用した子育てサロンの展開を図るなど、子育て家庭の交流・相談の場の拡充を図ります。

■地域子育て支援拠点事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ利用人数	67,208	67,348	66,630	66,595	65,983
確保方策	人	67,208	67,348	66,630	66,595	65,983
	箇所	8	8	8	8	8

※1日の受け入れ人数の算出=年間延べ利用人数÷52週÷5日÷8箇所

※上記8箇所の地域子育て支援センターのほか、子育てサロンを地域に展開し、対応を図る

(4) 一時預かり事業

1) 一時預かり事業（幼稚園型）

○現行の預かり保育は一時預かり事業(幼稚園型)という事業名になります。
 ○現在は全園1クラスでの実施であり、又、5歳児のみの利用となっておりますが、今後は4歳児、3歳児の受け入れも実施し、クラス数を増やしていきます。
 ○また、現在は終了時間が17:30までですが、平成27年度からは終了時間を18:30として実施し、共働き家庭等が預けやすいように対応します。

■幼稚園型の一時預かり事業

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定年間利用	人日	6,030	5,858	5,755	5,620	5,633
	2号認定年間利用	人日	113,246	112,440	111,495	110,371	110,996
	合計	人日	119,276	118,298	117,250	115,991	116,629
確保方策	年間延べ利用人数	人日	133,120	138,320	145,080	137,800	118,300
	新規整備学級数	クラス	4歳児 5クラス	4歳児 1クラス	3歳児 1クラス	3歳児 2クラス 4歳児 1クラス	3歳児 2クラス

2) その他の一時預かり事業

- 量の見込みは年間延べ利用人数で4,000人を超え、現在の利用を上回っています。
- 現在は6箇所を実施していますが、今後新設される認可保育所において、新規で事業委託を行い一時預かり事業の実施箇所を増やしていきます。

■その他の一時預かり

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		人日	4,430	4,369	4,307	4,255	4,240
確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象型を除く)	人日	4,430	4,369	4,307	4,255	4,240
		箇所	6	6	7	7	7
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	0	0	0	0	0

※1日の受け入れ人数の算出＝年間延べ利用人数(人日)÷52週÷5日

(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

- 本市では、平成26年度現在、病児保育事業は未実施となっています。現在は病児・病後児の預かりとしてファミリー・サポート・センターを利用する人もいるため、病児保育事業の新規実施が必要となっています。
- 病児保育事業を新規実施し、ニーズへの対応を図ります。

■病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		人日	450	444	437	432	431
確保 方策	病児保育事業	人日	450	450	450	450	450
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	箇所	1	1	1	1	1

(6) 子育て援助活動支援事業（就学児）

○子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の就学児利用では、送迎等での利用が多くなっています。ニーズに対応するため、援助会員の確保を行うとともに、事業の周知と利用について情報提供を図ります。

■子育て援助活動支援事業（就学児）

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		人日	14,227	14,078	14,057	14,060	13,902
確保方策	子育て援助活動支援事業 (就学後)	人日	14,227	14,078	14,057	14,060	13,902

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

○子育て短期支援事業(ショートステイ)は、現在、本市で実施していない。量の見込みは年間78人と少なく見込まれているため、ファミリー・サポート・センターの活用による対応を図ります。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		人日	78	77	76	75	75
確保方策	子育て短期支援事業	人日	ファミリー・サポート・センターを活用して対応する				

(8) 利用者支援事業

○子ども及びその保護者が、認定こども園、幼稚園、保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

○新制度で新しく始まる事業であり、市内に1箇所整備し、子育て家庭のサービス利用支援を行っていきます。

■利用者支援事業

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	箇所		1	1	1	1	1
確保方策	箇所		1	1	1	1	1

(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業

○乳幼児家庭全戸訪問事業は、87.9%（平成25年度）の家庭へ訪問をしています。今後も訪問時不在者及び訪問拒否世帯への対応について検討しながら、全戸訪問を目指します。

■乳幼児家庭全戸訪問事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保方策	人	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

(10) 養育支援訪問事業

○養育支援訪問事業は、対象世帯が増加していることから平成26年度より事業を一部委託し、対象世帯のニーズにあわせて支援しています。今後も、他の事業と連携しながら支援対象世帯の把握に努め、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■養育支援訪問事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	5	5	5	5	5
確保方策	人	5	5	5	5	5

(11) 妊婦健診事業

○安全な分娩と健康な子どもの出生のために定期的に健康診査を促進し、妊婦の健康管理の向上を図ります。また、14回の妊婦健診が公費負担であることを情報提供し、妊婦健診を受けるように促していきます。

■妊婦健診事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人回	18,745	19,245	19,745	20,245	20,745
確保方策	人回	18,745	19,245	19,745	20,245	20,745

1. 子どもの育ちを見守る環境を創る

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

①教育・保育の質の確保

(教育・保育事業にかかわる職員の資質向上)

幼稚園においては複数年保育の実施、保育所においては保育の拡充が望まれる中、量的確保のみならず、幼児期の教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園教諭(公立、私立)や保育士(公立、認可、認可外)の職員研修など、資質向上のための取り組みを充実していきます。

また、地域型保育事業においては、保育士以外の保育従事者が認められており、保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設けます。

(質の高い乳幼児期の教育・保育の推進)

保育士、幼稚園教諭及び保育教諭が、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を十分に理解するとともに、丁寧な乳幼児理解に基づいた教育課程・保育課程等を作成し、遊びを通して子どもの発達や学びの連続性が保障されるよう取り組みます。

(教育・保育に関する評価の実施)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、質の向上に努めるよう促します。

(適正運営等の指導)

特定教育・保育施設又は地域型保育事業者として、市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係機関と連携し指導を実施します。

②保・幼・小連携の推進

②-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、公立・法人保育所、公立・私立幼稚園等と小学校との交流活動、職員間の相互理解を深めるとともに、定期的な会議等を開催し情報共有を図ります。また、幼児期の学びを小学校教育につなげるために、小学校接続期(5歳児10月～3月)のカリキュラムを作成します。

【教育・保育と小学校教育の円滑な接続】

子どもの育ちや学びの連続性を保障するためには、保育所・幼稚園と小学校教育が円滑に接続し、学びと育ちの連続性・一貫性を確かなものとする事ができるよう、子どもに対して体系的な教育が組織的に行われる必要があります。同様に、保育所、幼稚園及び小学校が連携して子育てに不安や悩みを抱えている保護者を支援することにより、保護者に安心感と子育ての展望をもたらすことができます。

②-2 0歳児～2歳児、3歳児～5歳児の取り組み（地域型保育事業との連携）

地域型保育事業から教育・保育施設利用へと円滑に移行できるように、連携施設について、公立保育所、法人保育所、幼稚園の状況把握に努めます。

③認定こども園の整備

認定こども園は、幼稚園（3歳児～就学前）と保育所（0歳児～就学前保育を必要とする）の利点を活かした施設です。3歳児から就学前児童の保護者の就労等の理由にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供します。

今後本市では、認定こども園の整備を進め、0歳児～5歳児全体の教育・保育ニーズへの対応を行うほか、0歳児～2歳児に対応する地域型保育事業の連携施設としての位置付けも含め創設していきます。

(2) 子どもの居場所づくり

①放課後子ども総合プランの推進

- a 保護者が共働き等により日中家庭にいない小学生の健全な育成を図るため、放課後児童クラブの整備を推進します。整備にあたっては、学校や公民館等の公的施設の活用を考慮して進めます。また、「開所時間延長支援事業」をすべての放課後児童クラブで実施することを目指します。さらに、放課後児童クラブの質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、指導並びに連携の強化を図ります。
- b 小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室を、今後も市内全小学校で継続実施します。

また、中学生に対しても本事業を実施し、平成27年度には2中学校、その後はニーズに応じて実施箇所を増やします。
- c 国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施又は各学校の余裕教室の活用による一体的な実施に努めます。

一体型の実施にあたっては、現在、小学校内に放課後子ども教室が設置されているところをモデル校として実施に向けた研究・準備を行い、平成31年度までに1校で実施することを目標とします。
- d 両事業の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置し、定期的を開催します。また、余裕教室の活用状況や活用計画、共通プログラムの検討、一体的実施といったすべての過程で、教育委員会、市長部局及び放課後子ども教室のコーディネーター並びに放課後児童クラブの支援員が連携し、事業の周知や学校への理解を図るとともに、取り組み事例の検討と実施後の課題改善を行い、円滑な運営がされるように努めます。
- e 教育委員会と市長が協議する機関として新たに設置される「総合教育会議」を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

②児童館機能の充実

中長期的な方針として児童館整備を視野に入れながらも、既存の公共施設等を活用したソフト施策や新設される公共施設への併設による児童館機能整備を推進します。

③児童館における中高校生の居場所づくり

青少年の健全育成を推進していくため、児童館における中高校生に居場所を提供し、異年齢間の交流を図ります。

(3) 保護を要する児童への対応の充実

①児童虐待防止対策の充実

①-1 虐待の未然防止対策

子どもをもつ親や地域住民に対する啓発活動を推進していくとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を図り、児童虐待の早期発見、防止対策の確立を図ります。

①-2 虐待予防に関わる関係者の研修体制

他機関との連携により、虐待予防に関する関係者が適切な対応ができるよう研修体制を図り、資質の向上に努めます。

①-3 うるま市要保護児童対策地域協議会の推進

虐待を受けている児童やその親が抱える多様な問題解決を図る「うるま市要保護児童対策地域協議会」を中心に、各関係機関等連携により虐待の早期発見や適切な保護、支援を行います。

①-4 子どもを守る地域ネットワークの機能強化

「子どもを守る地域ネットワークの機能強化事業」を活用し、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化します。

①-5 虐待対応リーフレットの作成・配布

虐待の種類や児童虐待を発見した時の通告義務、子育ての相談窓口についての情報が掲載されたリーフレットの作成・配布をします。

①-6 教育相談室及び家庭児童相談室との連携体制の強化

課題解決が困難なケースについては、教育相談室、家庭児童相談室及びその他の機関が連携をし、課題解決のための体制強化を図ります。

①-7 乳幼児健診等との連携強化

乳幼児健診の場において、身体所見や親子関係、保護者の悩みなどを通して、虐待のおそれがないか観察し、虐待の予防、早期発見につなげていくように努めます。

また、乳幼児健診未受診の場合、虐待の気づきが遅れる可能性があるため、未受診家庭への受診勧奨や訪問等による養育状況の確認を行います。

①-8 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等から支援が必要な家庭を早期に把握し、個別の状況に応じた支援計画に基づき、養育に関する指導・助言や家事援助などを行います。

①-9 緊急一時的な保護体制の確立

保護が必要な児童に対する調査を実施し、保護が必要であると認められる場合に児童相談所へ送致します。

①-10 虐待を受けた児童の立ち直り支援

被虐待児童及び疑いのある児童の被害後の心身の回復を図るため、関係機関と協力し、支援に努めます。

①-11 こどもの虐待防止連携マニュアルの活用

虐待の要因や虐待されている児童、虐待している保護者の基本的なパターン、虐待を発見したときや通告を受けたときなどの具体的な対応についてをまとめた「こどもの虐待防止連携マニュアル」を関係部署に周知するとともに、法改正等に合わせ適宜、内容を修正し、関係機関と情報を共有します。

①-12 スクールカウンセラーの適正配置

いじめや不登校等、児童生徒の抱える問題に適切に対応し、自己回復力を高めていくため、県と連携を図りながら小中学校へのスクールカウンセラーの配置に努めます。

②ひとり親家庭の支援の充実

②-1 就労支援の推進

母子・父子家庭の社会的自立を促進していくための就労支援を推進します。

②-2 ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象にヘルパー派遣を行い、一時的な保育や日常生活の手伝い・指導等を行います。

②-3 母子及び父子家庭等医療費助成

母子及び父子家庭等の親及び児童が治療を受けた場合、自己負担額の一部を助成します。

②-4 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子及び父子家庭の児童が進学する場合の修学資金や就職支度金等、各種資金を原則無利子で貸し付けます。

②-5 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母、又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、市で定める当該資格に係る養成訓練の受講期間について、訓練促進費を支給します。

②-6 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母、又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、ホームヘルパーや医療事務等、就職に結びつきやすい教育訓練講座を受けた場合、その修了後に本人が支払った費用の一部を給付する本事業を実施します。

②-7 母子家庭生活支援モデル事業

さまざまな課題を抱えている母子家庭に対して民間アパートを借り上げし、住宅支援や就労支援、子育て支援等を総合的に行います。

③特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

③-1 心理相談の充実

母子保健においては、乳幼児健診などにより、成長発達が気になる子について、心理士による相談指導や心理判定を実施し、必要な支援を保護者といっしょに考え、障害福祉サービス等の紹介につなぎます。

③-2 健診事後教室の充実

乳幼児健診受診後に成長発達が気になる乳幼児とその保護者を対象に、親子の遊びを通して支援する教室を行います。

③-3 障害福祉サービス等の充実

児童福祉法に基づく障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援)や障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて周知・広報を図るほか、サービス事業所と連携し、各種サービスの充実を図ります。

③-4 障がい児保育等の充実

保育施設では、障がい児保育事業を円滑に実施するために、保育士の配置と資質向上、助言、指導、施設の整備を充実していきます。

障がいや成長発達に心配のある乳幼児が親子でいっしょに通い遊びの中で生活指導を受ける事業の実施を検討します。

幼稚園では、障がい児加配教諭を配置し、ニーズに応じた支援を行っていきます。また、適切な支援が行えなえるよう、障がい児加配教諭の資質向上のための研修会の実施や、施設の整備を充実していきます。

③-5 保育施設、幼稚園への巡回等相談の充実

市内の公立保育所、認可保育園及び認可外保育施設並びに公立幼稚園及び私立幼稚園に通う配慮を要する子への巡回等相談については、巡回及び電話相談による保育士、幼稚園教諭及び障害児加配教諭への技術的指導及び研修事業を今後も継続するとともに、充実を図っていきます。

③-6 障がいのある児童の放課後対策

放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを全学童クラブで実施対応できるように努めます。

③-7 障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実

地域において障がいのある子どもや発達の気になる児童とその家族を支えていく体制を整備するとともに、乳児期・就学期・学齢期等のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育等で連携を図り、一貫した効果的な支援を身近で提供する体制の構築を図ります。

障害福祉サービス等の相談を受けている相談支援事業所等では、障がいのある児童の立場に立ったきめ細かな相談支援を行うよう充実を図ります。

また、障がい児の子育てに関する悩みの相談、情報提供の場、親同士の交流の場となるよう、地域子育て支援センターの機能向上に努め、利用しやすい環境づくりを図ります。

③-8 障害児福祉手当の支給

重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。

③-9 特別児童扶養手当の支給

身体又は知的障がいのある児童を扶養している者に対し、手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

③-10 重度心身障害児医療費助成

重度の障がい児に対し、保健の向上と福祉の保持増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。

③-11 障がい児の教育環境整備

障がいをもつ児童の健全な育成を図るため、幼稚園特別支援教育加配、学習支援ヘルパーの配置、担当者会等の研修会の実施、就学指導委員会の充実等により、障がい児の教育環境の整備を推進します。

(4) 子どもと子育て家庭のための健康・保健の充実

①安心・安全な妊娠、出産、育児への支援

①-1 母子(親子)健康手帳の交付

妊娠の届出により、母子(親子)健康手帳を交付します。妊婦としての自覚を持ち、健康な生活を送る意識付けの機会とするとともに、母と子の健康記録として活用を促します。また、母子(親子)健康手帳交付の際には家庭状況の把握、出産や育児についての必要な保健指導や情報紙配布、相談先の紹介など、妊娠期から育児まで地域で安心して過ごせるように情報提供を行います。

①-2 妊婦健康診査

安心・安全な妊娠・出産のために、定期的に妊婦健康診査を促進し、妊婦と胎児の健康管理の向上を図ります。また、14回の妊婦健康診査が公費負担であることを情報提供し、妊婦健康診査を受けるように促します。

②子どもの健康支援

②-1 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4カ月未満の赤ちゃんのいる家庭を訪問し、相談、指導を行います。産後早期に関わることで、母親の育児不安の解消、子育て情報の提供を行います。

②-2 乳幼児相談・保健指導事業

乳幼児の発育、発達、栄養、生活習慣、疾病予防などについて、電話、訪問、来所による相談・指導を行います。また、育児不安に対しても他課と連携しながら支援を実施していきます。

②-3 乳幼児健康診査

乳児(前期・後期)、1歳6ヶ月児、3歳児(3歳6カ月)を対象に健康診査を実施し、身体的、精神的、社会的な発育発達の状況を把握し、心身の疾病又は異常並びに発達障がいを早期に発見し、適切な指導を行い、その子に適した発達発育が遂げられるよう保健指導・相談を行います。また、未受診者への受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。

②-4 乳幼児歯科保健

歯科保健に対する意識向上を図るため、乳幼児健診において歯科健診、むし歯予防指導を実施するとともに、関係機関との連携や周知・広報を通し、取り組みの強化に努めます。

②-5 予防接種事業

乳幼児、学童期を対象に予防接種を行うことにより感染症の蔓延防止、及び個人の発症予防及び重症化を防ぎます。

また、予防接種率の向上に努め、保育課・教育委員会・医師会等との連携を図ります。

②-6 子どもの事故予防対策

乳幼児健診会場や広報誌・ホームページ等で成長発達に応じた子どもの事故予防についての啓発を図ります。

②-7 こども医療費助成

こども医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病の早期発見と治療を促進し、保護者の医療費の軽減に努めます。

③食育の推進

③-1 離乳食実習

適切な時期に応じた離乳食の進め方を学ぶ離乳食実習を実施します。

③-2 食育事業

親子で「つくる」「食べる」という体験的な活動を通して、健康な食習慣の定着を図ります。生活リズム・野菜嫌い・偏食等の改善やおやつのととり方などについて学ぶことを目的とし、親子食育教室や出前講座を実施します。

③-3 食物アレルギーのある子どもへの対応

教育・保育施設や地域型保育事業において食物アレルギーの対応が図られるよう、アレルギーに関する知識の習得及び情報の共有を図ります。

2. 安心して子育てできる環境を創る

(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 0歳児・1歳児の保育

0歳児や1歳児では産休・育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズに基づいて、0歳児や1歳児の保育の受け入れ体制を整え、利用しやすい保育環境の整備を図ります。

② 保育所における5歳児保育

これまで、5歳児になると幼稚園に入園するという意識が強く、保育所を利用することは少ない状況がありました。今回のニーズ調査では、保育所での5歳児保育のニーズが高い状況にあります。

今後は、保育所における5歳児保育の拡充を図り、保育ニーズに対応した受入体制の整備を図ります。

③ 公立幼稚園の複数年保育の実施

幼稚園教育要領を踏まえた幼稚園教育の充実のためには、3年間の長期的な見通しを持って教育を行うことが求められており、保護者からのニーズもあります。

今後、うるま市内区域別の幼児数の推移及び利用者のニーズを基に、3年保育の導入を段階的に検討し、実施に努めていきます。

④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実

子育て家庭のニーズに応じて、公立幼稚園の一時預かり事業の充実を図ります。

また、一時預かり事業は教育課程終了後に行う教育活動であることを踏まえ、教育課程に基づく活動を担当する教師と預かり保育担任との連携や家庭との連携を図るとともに、指導計画等を作成し保育の充実を図ります。

⑤ 島しょ地域への保育対応の充実

島しょ地域においては児童数が少なく、施設整備が難しい状況にあります。交通手段(陸路)のある宮城島、浜比嘉島、伊計島については、平安座島の認可保育所及び本島の保育所へ入所案内を行い、利用者支援を行います。津堅島については、保育のニーズを見極めながら、家庭的保育事業等を検討するなど、地域に見合った支援策に努めます。

また、家庭での子育て支援としては、子育て支援センターの出前講座を活用し、各地域の公民館と連携し、充実を図ります。

⑥認可外保育施設への支援

認可外保育施設に通う児童の処遇向上を図るための「きらめき保育事業(行事費、教材費の補助)」や「新すこやか保育事業(給食費、賠償責任保険料、内科・歯科検診、給食関係職員の検便検査の補助)」の実施、保育の質の向上を図るための「認可外保育施設職員研修事業」の実施、認可外保育施設の就労環境の整備のための「認可外施設職員健康診断事業」を継続し、充実していきます。

また、認可外保育施設の認可化移行を促進するため、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業を活用し、認可を促進していきます。さらに、保育施設長や施設職員研修を充実するとともに、入所児童の処遇向上を図るため、安全面、衛生面、保育内容等の巡回指導等を実施し、認可化に向けての支援を行っていきます。

⑦地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設のみならず、地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業(時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の13事業)について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

(2)人材の確保の推進

①保育士、幼稚園教諭等の確保

幼児期における教育・保育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、保育士、幼稚園教諭等の待遇の改善、養成研修等の充実に努めます。

また、保育事業を推進するためには保育士の確保が不可欠であり、県と連携し、認可保育所合同の保育士就職説明会、保育所見学会を通して、保育士の確保に努めるとともに、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のための研修等を実施し、人材の確保に努めます。

②放課後の居場所における人材確保(放課後児童指導員、地域人材)

県及び関係機関と連携し、指導員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、指導員の確保を支援します。

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

③ファミリー・サポート・センターのサポーターの確保

相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人(おまかせ会員)と支援することができる人(おねがい会員)を結ぶ会員制の育児支援事業です。

ファミリー・サポート・センターの事業内容を周知し、又、支援を必要とする(おまかせ会員)の募集を行い、登録数を増やすよう努めます。

(3) 集い、交流による子育て支援の充実

①地域での子育てネットワークの構築

各関係機関連携のもと、情報の共有化を図り、相談・支援体制を強化します。

②地域子育て支援センター等の充実

地域で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する悩みを相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。また、子どもを持つ親同士の気軽な交流、自主的なサークル活動を支援していく場となり、親子が気軽に訪れることができるよう、地域子育て支援センター等の機能向上に努めます。

(4) 相談、情報提供の充実

①相談機能の充実

①-1 子育て相談支援体制の充実

各関係機関にある子育てに関する相談窓口の連携を強化し、迅速に担当部署へ案内できるような体制を図るとともに、子育てに関連する窓口の情報発信や周知に努めます。

①-2 利用者支援事業の実施

- a 子ども及びその保護者が、保育所や幼稚園等の教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等の支援を行います。
- b 関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行い、利用者支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

②情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

市の広報誌及びホームページ上で速やかに最新情報の発信を行うとともに、子育て家庭が求める情報の把握に努め、内容の充実を図ります。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員・児童委員、自治会、幼稚園、保育所、子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように推進します。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

教育・保育サービスの情報について、母子保健分野と連携し、母子(親子)健康手帳の交付時、乳幼児健診時の教育・保育等情報提供や、健診会場で教育・保育施設やサービスについての相談の場を設置するなど、相談や情報提供の場の拡大を図ります。

②-4 多様なメディアを活用した情報提供

市のホームページ、広報紙等を活用し、子育て支援サービス情報の提供に努めるとともに、新しいメディアによる情報発信を検討し、活用できるよう努めます。

第6章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進に当たり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 計画の推進体制

本市においては、質の高い幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、教育・保育施設の運営の状況など必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町村域を超えた利用を想定して、近接する市町村と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う、認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

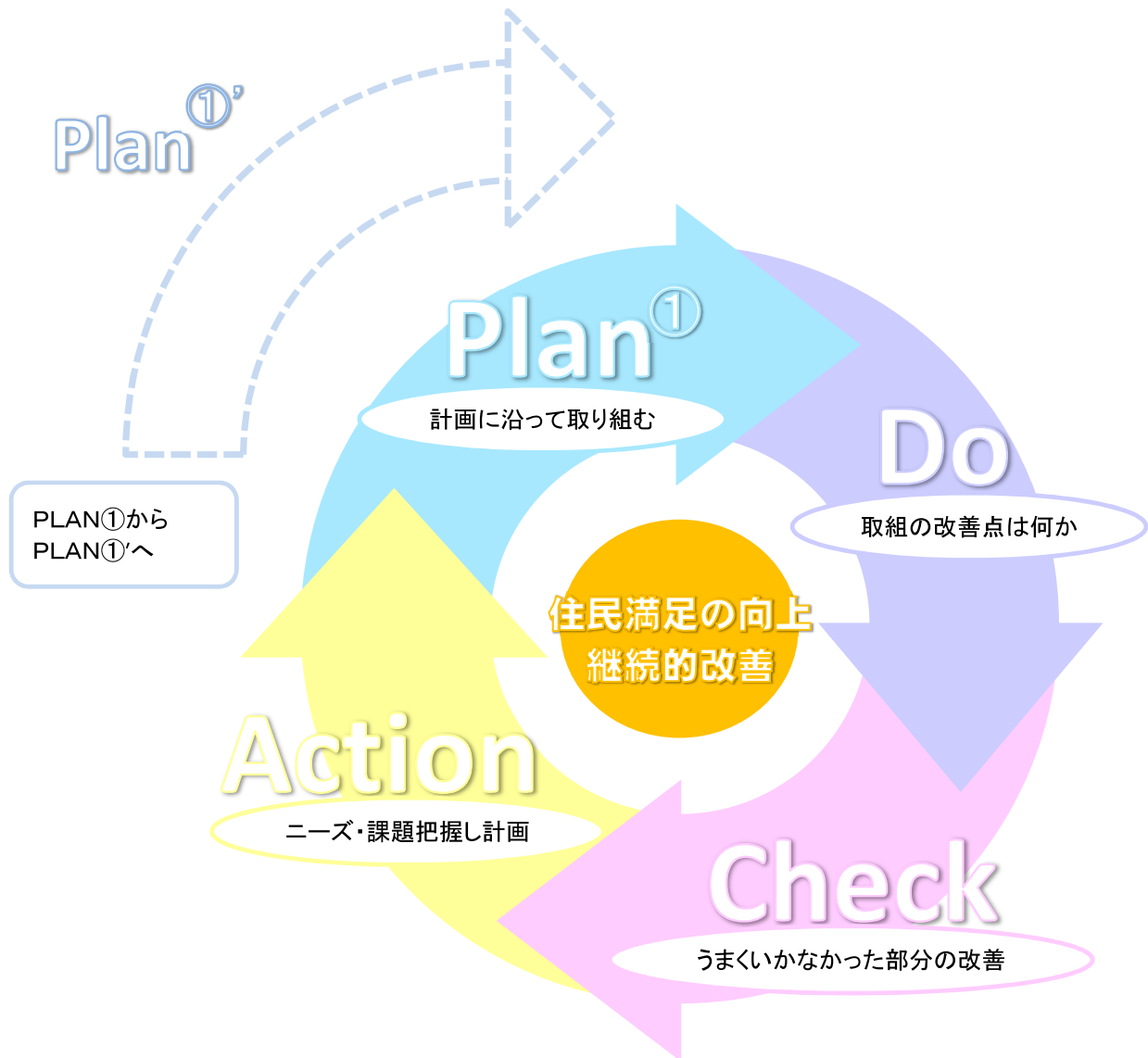
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

子どもの状況や子育て家庭のニーズは多岐にわたり、又、常に変化をしていきます。本計画を策定するに当たってもニーズ調査等を行いました。今後も子育て支援環境や社会情勢の変化などによりニーズも変わっていくことから、計画開始後の取り組みの実施状況と課題、子どもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、計画の見直しについて見極めを行っていきます。

4. PDCAサイクルによる推進状況チェック

本計画は、計画に基づく取り組みの達成状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図るといったPDCAサイクルによる適切な進行管理を行っていきます。

このため、計画の審議にあたった「うるま市子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、適時、取り組みの見直しを行っていきます。



資料 1 支援対策担当課一覧

施策及び事業	担当課
1. 子どもの育ちを見守る環境を創る	—
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	—
①教育・保育の質の確保	指導課、保育課
②保・幼・小連携の推進	—
②-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続	指導課、保育課
②-2 0歳児～2歳児、3歳児～5歳児の取り組み（地域型保育事業との連携）	指導課、保育課
③認定こども園の整備	学務課、指導課 子ども・子育て対策室
(2) 子どもの居場所づくり	—
①放課後子ども総合プランの推進	生涯学習振興課 子ども・子育て対策室
②児童館機能の充実	子ども・子育て対策室
③児童館における中高校生の居場所づくり	子ども・子育て対策室
(3) 保護を要する児童への対応の充実	—
①児童虐待防止対策の充実	—
①-1 虐待の未然防止対策	児童家庭課
①-2 虐待予防に関わる関係者の研修体制	児童家庭課
①-3 うるま市要保護児童対策地域協議会の推進	児童家庭課
①-4 子どもを守る地域ネットワークの機能強化	児童家庭課
①-5 虐待対応リーフレットの作成・配布	児童家庭課
①-6 教育相談室及び家庭児童相談室との連携体制の強化	教育研究所 児童家庭課
①-7 乳幼児健診等との連携強化	健康支援課
①-8 養育支援訪問事業	
①-9 緊急一時的な保護体制の確立	児童家庭課
①-10 虐待を受けた児童の立ち直り支援	指導課、教育研究所 児童家庭課
①-11 こどもの虐待防止連携マニュアルの活用	児童家庭課
①-12 スクールカウンセラーの適正配置	指導課
②ひとり親家庭の支援の充実	—
②-1 就労支援の推進	児童家庭課
②-2 ひとり親家庭等日常生活支援事業	児童家庭課
②-3 母子及び父子家庭等医療費助成	児童家庭課
②-4 母子父子寡婦福祉資金貸付	児童家庭課
②-5 高等職業訓練促進給付金等事業	児童家庭課
②-6 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	児童家庭課
②-7 母子家庭生活支援モデル事業	児童家庭課

施策及び事業		担当課
	③特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	—
	③-1 心理相談の充実	健康支援課
	③-2 健診事後教室の充実	健康支援課
	③-3 障害福祉サービス等の充実	障がい福祉課
	③-4 障がい児保育等の充実	障がい福祉課 保育課、学務課
	③-5 保育施設、幼稚園への巡回等相談の充実	指導課、教育研究所 保育課
	③-6 障がいのある児童の放課後対策	子ども・子育て対策室
	③-7 障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実	障がい福祉課
	③-8 障害児福祉手当の支給	障がい福祉課
	③-9 特別児童扶養手当の支給	児童家庭課
	③-10 重度心身障害児医療費助成	障がい福祉課
	③-11 障がい児の教育環境整備	指導課
	(4)子どもと子育て家庭のための健康・保健の充実	—
	①安心・安全な妊娠、出産、育児への支援	—
	①-1 母子(親子)健康手帳の交付	健康支援課
	①-2 妊婦健康診査	健康支援課
	②子どもの健康支援	—
	②-1 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん訪問)	健康支援課
	②-2 乳幼児相談・保健指導事業	健康支援課
	②-3 乳幼児健康診査	健康支援課
	②-4 乳幼児歯科保健	健康支援課
	②-5 予防接種事業	健康支援課
	②-6 子どもの事故予防対策	健康支援課
	②-7 こども医療費助成	児童家庭課
	③食育の推進	—
	③-1 離乳食実習	健康支援課
	③-2 食育事業	健康支援課
	③-3 食物アレルギーのある子どもへの対応	給食センター 保育課

施策及び事業	担当課
2. 安心して子育てできる環境を創る	—
(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保	—
① 0歳児・1歳児の保育	保育課
② 保育所における5歳児保育	保育課
③ 公立幼稚園の複数年保育の実施	指導課
④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実	指導課
⑤ 島しょ地域への保育対応の充実	保育課
⑥ 認可外保育施設への支援	保育課
⑦ 地域子ども・子育て支援事業の推進	保育課
(2) 人材の確保の推進	—
① 保育士、幼稚園教諭等の確保	保育課、指導課
② 放課後の居場所における人材確保（放課後児童指導員、地域人材）	生涯学習振興課 子ども・子育て対策室
③ ファミリー・サポート・センターのサポーターの確保	保育課
(3) 集い、交流による子育て支援の充実	—
① 地域での子育てネットワークの構築	子ども・子育て対策室
② 地域子育て支援センター等の充実	保育課
(4) 相談、情報提供の充実	—
① 相談機能の充実	—
①-1 子育て相談支援体制の充実	子ども・子育て対策室
①-2 利用者支援事業の実施	子ども・子育て対策室
② 情報提供の充実	—
②-1 周知・広報の強化	子ども・子育て対策室
②-2 関係機関との連携による情報の提供	子ども・子育て対策室
②-3 母子保健との連携による相談・情報提供	学務課、保育課 健康支援課
②-4 多様なメディアを活用した情報提供	子ども・子育て対策室

※ 担当課名称については、平成27年度現在の組織名称を用いております。

資料2 うるま市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 8 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、うるま市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前3項(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 子ども・子育て会議 委員名簿

氏名	職名	団体名称
池田 由佳里		市立豊原保育所保護者
天願 勝行		ことぶき幼稚園保護者
金城 貴子		市立兼原幼稚園保護者
我如古 聡		うるま青年会議所 次期会長
池根 孝		うるま市商工会 副会長
照屋 千江美		就活サポート であえ〜る 相談員
岡本 真理子		(学)花園学園 園長
兼城 佐代子		うるま市法人園長会 会長
中曾根 正和		うるま市認可外保育園 代表
山城 康代		NPO法人りんく・いしかわ 代表
又吉 ゆきの		うるま市学童保育連絡協議会 会長
平田 美紀	会長	沖縄女子短期大学 非常勤講師
山城 眞紀子		沖縄キリスト教短期大学 教授
蔵當 博文		市民生委員児童委員連絡協議会 会長
渡嘉敷 節子	副会長	うるま市赤十字奉仕団 委員長

※ 団体名称(役職等)は、委員委嘱した当時の名称を用いています。

資料4 策定の経過

		うるま市子ども・子育て会議		うるま市子ども・子育て支援新制度対策推進本部			
		会議	意見交換会	推進本部	部会	分科会	
						分科会 (施設の在り方)	分科会 (確保の方策)
平成25年度	4月						
	5月				第1回部会		
	6月			第1回推進本部			
	7月					第1回分科会	
	8月						
	9月					第2回分科会	
	10月						
	11月	第1回会議 ※委嘱状交付式		第2回推進本部			
	12月		第1回交換会				
	1月			第3回推進本部			
	2月	第2回会議					
	3月	第3回会議	第2回交換会	第4回推進本部(第2回部会)※合同			
平成26年度	4月						
	5月	第4回会議		第5回推進本部(第3回部会)※合同			
	6月						
	7月						
	8月	第5回会議	第3回交換会	第6回推進本部(第4回部会)※合同			第1回～第2回分科会
	9月	第6回会議		第7回推進本部(第5回部会)※合同			第3回～第5回分科会
	10月						
	11月		第4回交換会	第8回推進本部(第6回部会)※合同			
	12月	第7回会議					
	1月						
	2月	第8回会議		第9回推進本部(第7回部会)※合同			
	3月	第9回会議 市長答申					

資料5 うるま市子ども・子育て支援新制度対策推進本部設置規程

平成25年4月30日

訓令第26号

(趣旨)

第1条 この訓令は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、うるま市子ども・子育て支援新制度対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うるま市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) うるま市子ども・子育て支援会議との連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う制度設計等の検討に関すること。
- (4) 組織機構の見直し等の検討に関すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進本部に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に福祉部長及び教育委員会指導部長をもって充てる。

- 2 委員長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し資料の作成、提出又は説明を求めることができる。
- 4 委員長は、会議で審議した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(部会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部の下に部会を置く。

- 2 部会の委員は、別表第2に掲げる者を市長が任命し、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に福祉部長、副部会長に教育委員会指導部長をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 部会は、第2条に規定する所掌事務に掲げる事項を調査及び協議する。
- 7 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、会議で審議した事項について、推進本部に報告するものとする。
- 10 部会長は、会議での審議事項の内容により必要な委員のみを招集するものとする。
- 11 部会の委員が会議等に出席できない場合は、部会の委員の指名する職の者を代理で出席させることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、前条第6項に掲げる事項を専門的に審議させるため、部会に分科会を置くことができる。

2 部会長は、別表第2に掲げる職員のうちから分科会の構成員を選任し、及び分科会主任(以下「主任」という。)を指名する。

3 主任は、分科会で審議された事案を部会長へ報告しなければならない。

(事務局)

第8条 推進本部及び部会の事務局は、福祉部に置き、庶務を処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、委員長が推進本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

所属及び職名	備考
副市長	委員長
福祉部長	副委員長
教育委員会指導部長	〃
企画部長	委員
総務部長	〃
市民部長	〃
都市計画部長	〃
経済部長	〃
建設部長	〃
教育委員会教育部長	〃

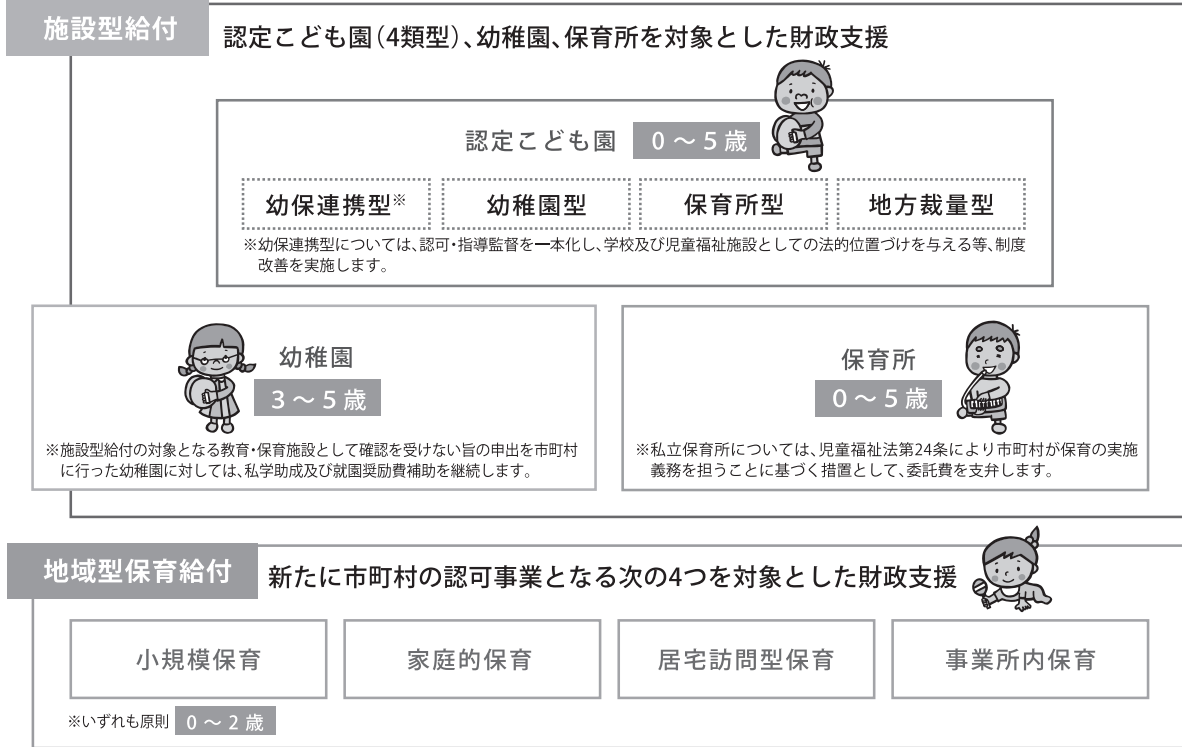
別表第2(第6条、第7条関係)

所属及び職名	備考
福祉部長	部会長
教育委員会指導部長	副部会長
福祉部保育課長、主幹及び係長	委員
〃 児童家庭課長及び係長	〃
〃 障がい福祉課長及び係長	〃
〃 介護長寿課長及び係長	〃
〃 生活福祉課長及び係長	〃
市民部健康支援課長、主幹及び係長	〃
〃 市民生活課長及び係長	〃
総務部総務課長及び係長	〃
企画部企画課長及び係長	〃
〃 財政課長及び係長	〃
〃 情報課長及び係長	〃
都市計画部都市計画課長及び係長	〃
経済部商工観光課長及び係長	〃
〃 企業立地雇用推進課長及び係長	〃
建設部建築工事課長及び係長	〃
教育委員会指導部学務課長及び係長	〃
〃 〃 指導課長及び係長	〃
〃 教育部総務課長及び係長	〃
〃 〃 施設課長及び係長	〃
〃 〃 生涯学習振興課長及び係長	〃

備考 係長とは、主査及び技査を含む。

資料6 子ども・子育て新制度の概要

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化します。



「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

資料7 諮問書、答申書



う福児第 1217 号
平成25年11月22日

うるま市子ども・子育て会議会長 様

うるま市長 島袋 俊夫



諮 問

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるに当たり同条第7項の規定による調査及び審議を、うるま市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき諮問します。

以 上



う子会第 8 号
平成27年3月24日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市子ども・子育て会議
会 長 平 田 美 紀

うるま市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

平成25年11月22日付、う福児第1217号により諮問のあった「うるま市子ども・子育て支援事業計画」の策定について、本会議において9回にわたる会議を開催し、慎重に審議した結果、別添「うるま市子ども・子育て支援事業計画案」につきましては、適当であるとの結論を得ましたので答申いたします。

なお、本計画の推進に当たっては、市民の理解と協力のもと、一体となって取り組まれるとともに、本計画の基本理念「子育てをみんなで支えあい、夢と希望にあふれるまち うるま」の実現に向け努められるよう要望します。

以 上

資料8 用語集

あ行

預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる事業をいう。

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳(一定の条件を満たす場合は、1歳6か月)に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができる制度をいう。事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限(小学校就学前の子どもの養育を行う場合)の制度、勤務時間の短縮など(3歳未満の子どもの養育を行う場合)の措置がある。

一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業をいう。

延長保育事業

通常の保育時間(11時間)前・終了後の最小1時間延長して保育を行う事業をいう。

か行

「確認」制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度をいう。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

教育・保育施設

いわゆる「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法をいう。

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

さ行

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業をいう。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成26年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行された法律をいう。

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付をいう。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として全市町村が作成することになる。

市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいい、教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員を定める場合や、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する場合等において審議をする会議となっている。

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の種類で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。施設には、児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げることをいう。

児童発達支援センター

障がいのある児童に身近な地域で支援を提供する施設をいう。地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行い、種別として、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つであり、予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、または虐待など不適切な養育を受けているなどさまざまな事情により、家族による養育が困難な2歳からおおむね18歳の子どもたちが生活している児童福祉施設をいう。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業をいう。乳幼児の保育に直接従事する職員を保育士に限るA型、保育に従事する職員の半数以上を保育士とするB型、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を前提としたC型の事業類型がある。

ショートステイ事業

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、児童養護施設等で数日預かる事業をいう。

た行

地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付をいう。

地域型保育事業(＝家庭的保育事業等)

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業の総称をいう。

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の13事業をいう。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認された「教育・保育施設」をいい、施設型給付としての確認を受けず私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。

特例地域型保育給付

支給認定日以前に地域型保育を利用した場合や、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した場合の給付をいう。

※特別利用地域型保育：3歳以上の教育認定子どもに対して地域型保育を提供すること。

特定利用地域型保育：3歳以上の保育認定子どもに対して地域型保育を提供すること。

な行

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

- 幼保連携型…学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する施設として、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
- 幼稚園型…認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- 保育所型…認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

は行

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みをいう。

参考：認定区分

- ・1号認定子ども…満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）
- ・2号認定子ども…満3歳以上の保育必要性あり（保育を必要とする子ども）
- ・3号認定子ども…満3歳未満の保育必要性あり（保育を必要とする子ども）

放課後子ども教室

地域人材の協力を得て、学校等を活用して子どもの活動拠点（居場所）を確保し、放課後等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業をいう。

放課後子ども総合プラン

全ての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後児童クラブの受け皿拡大や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型での実施等について、計画的整備を進めるプランをいう。

放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童（小1～小6）に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業をいう。

や行

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

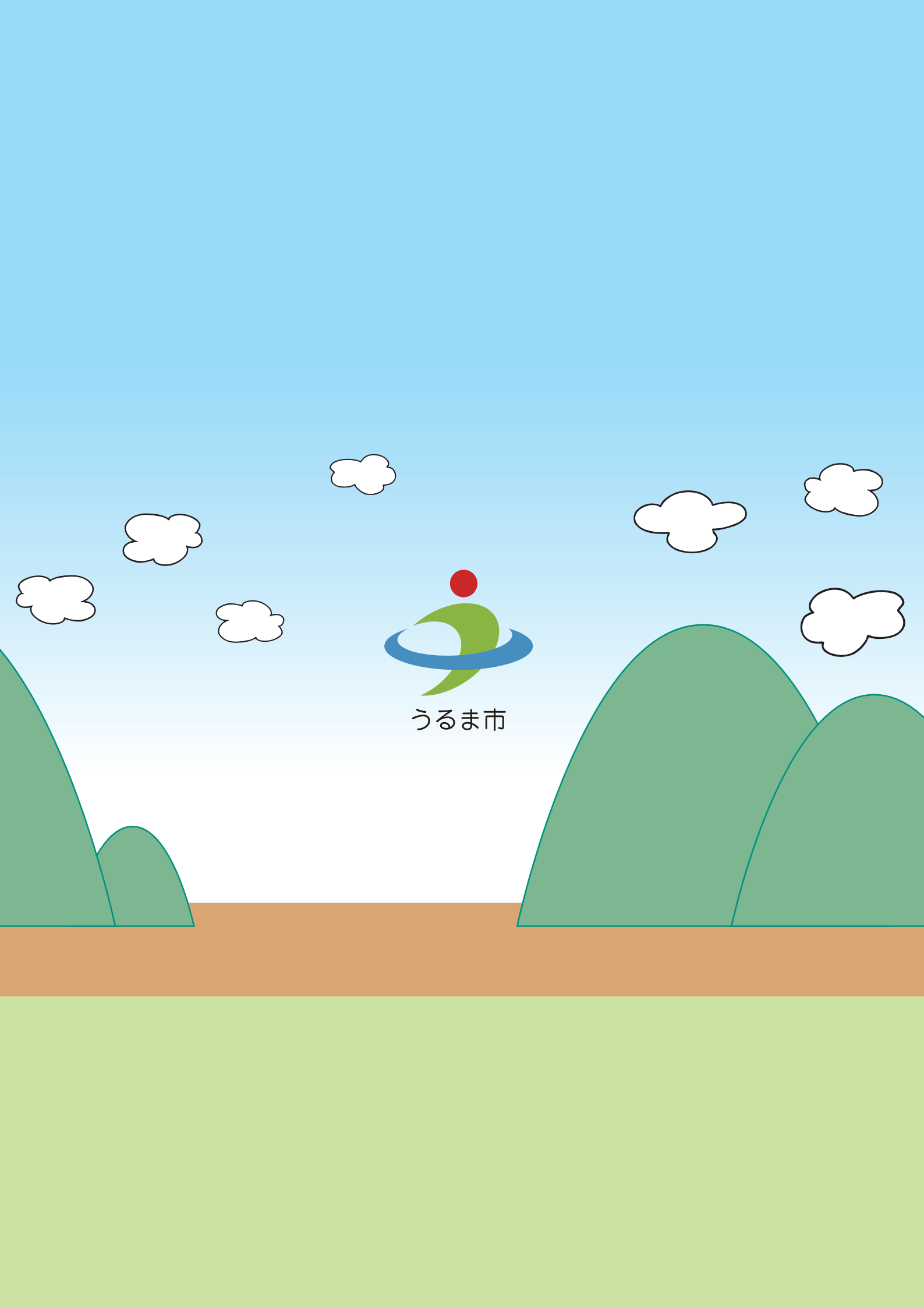
ら行

利用者支援事業

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていく事業をいい、地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で専任職員が相談などを受ける。

平成 27 年 3 月

発行 企画・編集	うるま市 児童家庭課内（子ども・子育てプロジェクト・チーム） 〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号 TEL 098-974-3111(内線 1274)
協力	有限会社 システム・エッグ 〒901-1103 沖縄県島尻郡南風原町与那覇 115-1 TEL 098-888-3090



うるま市